令和８年　第１回知名町議会定例会

第　１　日

令和８年３月３日

令和８年第１回知名町議会定例会議事日程

令和８年３月３日（火曜日）午前10時00分開議

１．議事日程（第１号）

○開会の宣告

○開議の宣告

○日程第１　会議録署名議員の指名

○日程第２　会期の決定

○日程第３　諸般の報告

（議　長）

○日程第４　行政報告

（町　長・教育長）

○日程第５　報告第１号　支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について

○日程第６　令和８年度施政方針表明

（町　長）

○日程第７　一般質問

①田尻　博樹議員

②西　　文男議員

③根釜　昭一郎議員

○散会の宣告

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
１番	田尻　博樹　議員	２番	長山　美香　議員
３番	原﨑　幸雄　議員	５番	西　吉信　議員
６番	髙風　勝一郎　議員	７番	福川　勝久　議員
８番	窪田　仁　議員	９番	根釜　昭一郎　議員
１０番	西　文男　議員	１１番	福井　源乃介　議員
１２番	川畑　光男　議員	１３番	外山　利章　議員

１．欠席議員（０名）

１．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

氏名	職名	氏名	職名
藤田　孝一	議会事務局長	元榮　聡子	議会事務局主事

１．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

氏名	職名	氏名	職名
今井　力夫	町長	田中　幸太郎	教育長
成美　保昭	総務課長	西　富士雄	総務課長補佐
永野　道也	企画振興課長	英　敬一	建設課長
下田　浩治	耕地課長	中山　昌昭	会計管理者 兼会計課長
井上　修吉	税務課長	元栄　吉治	町民課長
中村　里佐子	保健福祉課長	根元　幸治	保健福祉課長参事
久永　裕一	上下水道課長	原田　孝二	子育て支援課長
池沢　由美子	教育委員会事務局長	上原　美穂香	教育委員会 事務局参事
東　里樹	学校給食 センター所長	西田　耕輔	農林課長補佐
切通　健雄	教育委員会 事務局指導主事		

△開　会　午前１０時００分

○外山利章議長

議場におられる皆様、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

ただいまから令和８年第１回知名町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

△日程第１　会議録署名議員の指名

○外山利章議長

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により原﨑幸雄議員及び西　吉信議員を指名します。

△日程第２　会期の決定

○外山利章議長

日程第２、会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、３月３日から３月１２日までの１０日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月１２日までの１０日間と決定しました。

△日程第３　諸般の報告

○外山利章議長

日程第３、諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付してありますが、若干申し上げます。

まず、１月１９日、鹿児島市において、南三島議会議員連絡協議会設立に向けた準備委員会の第１回会合が開催されました。

本協議会は、徳之島、沖永良部島、与論島の３島６町が連携し、地方自治の円滑

な運営と共通課題の解決を図るため、調査研究や情報共有を行い、地域振興及び住民福祉の向上に資することを目的として設置するものであります。

南三島は、地理的条件や産業構造など多くの共通点を有し、医療、物流、交通、農業政策などの課題は、各町単独では解決が困難であり、制度や財政の在り方とも深く関わっております。こうした状況を踏まえ、議会の立場から課題を整理し、必要に応じて県や国への政策提言につなげる枠組みとして準備を進めることとなりました。

地方自治を取り巻く環境が厳しさを増す中、議会の政策形成機能の向上を図る取組として、今後も連携強化に努めてまいります。

次に、１月２０日、鹿児島市において、町村議会議員研修会が行われました。

本研修では、防災と教育の２分野について講演が行われました。危機管理アドバイザー・危機管理教育研究所代表の国崎氏は、能登半島地震の実体験を踏まえ、要配慮者支援の遅れや施設の脆弱性、自助力向上の必要性を指摘するとともに、災害時において、子供や子育て世帯への配慮を徹底すべきであると強調されました。多くの災害が発生している我が国において、平時における備えや対応の重要性について示唆を得たところであります。

また、教育アドバイザーの工藤勇一氏は、日本の教育は主体性と当事者性を十分に育めていないと指摘し、過度の競争や画一的な教育の課題を挙げられました。変化の激しい時代においては、学ぶ側の立場に立った教育への転換が必要であるとされました。国の教育制度の在り方を問い直す必要性を感じるとともに、児童・生徒に最も近い存在である自治体の教育行政においても、新しい教育の在り方を模索していく必要があると強く感じた講演でありました。

次に、１月２１日、鹿児島市において、総務文教委員会が所管事務調査を行いました。

総務文教委員会では、本町における発達障害児及び障害者の就労支援の充実に向けた政策提言に取り組んでおります。不登校の増加や合理的配慮の不足が将来的な就労困難につながる現状、就労継続支援施設の運営負担や地域偏在などの課題が示されたところです。また、放課後等デイサービスや自立訓練施設では、児童期から青年期、就労へと切れ目のない支援が実践されており、多様な業務創出により個々の特性に応じた就労機会が確保されておりました。

今後は、島内における内部資源の発掘・育成や中間支援組織との連携なども視野に入れながら、本町の障害者支援施策の充実に向けた政策提言の取りまとめに向け、委員会において検討をしてまいります。

次に、２月６日、議会アドバイザーの青森大学佐藤先生をお招きし、議員研修会を開催いたしました。本研修は、地方議会における生成ＡＩの活用と対話型政策形成の可能性について学ぶことを目的としたものであります。研修では、対話支援ツール「ＳＯＵＮＤカード」を用い、現状認識の共有から課題の構造化、具体策の検討までを段階的に進める手法が紹介されたところです。また、生成ＡＩを一般質問や政策提言に活用する具体例として、背景整理、論点設計、原稿作成等への応用が示されました。さらに、Ｄｅｅｐ　ＲｅｓｅａｒｃｈやＮｏｔｅｂｏｏｋＬＭ等を活用した調査分析、氷山モデルによる構造把握、ペルソナ分析による多角的検討の重要性についても示されました。一方で、効率化偏重や議員間格差、対話不足への懸念も提示され、ＡＩを道具として活用しつつ、議員自らが考え、市民との対話を深める姿勢が不可欠であるとの結論が示されました。

次に、翌２月７日、あしびの郷ホワイエにおいて、政策提言に関わる関係者を招いての意見交換会を開催いたしました。当日は、総務文教常任委員会の「障がい者の就労支援」、経済建設常任委員会の「スマート農業」をテーマに設定し、参加者がカードに示された問いを手がかりに、現状認識や課題意識を率直に語り合いました。最後に、個人ワークとグループ共有を行い、結論を急ぐことなく、多様な立場の思いを可視化し、政策提言につなげるための基盤づくりとして、大変有意義な機会となったところです。

島外における出張につきましては、資料等も含め、復命書を議会事務局において公開しております。詳細につきましては、そちらをご覧ください。そのほか、記載どおり町内各種会合等にも出席をしております。

次に、地方自治法第２３５条の２第１項の規定により、例月出納検査の結果についてを同条第３項の規定により、また地方自治法第１９９条の第４項及び第７項の規定により、補助団体等に関する定期監査の結果については、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第４　行政報告

○外山利章議長

日程第４、行政報告を行います。まず、今井力夫町長の報告を求めます。

○今井力夫町長

議場内の皆様、そしてインターネット中継をご覧の皆様、非常に３月の忙しい、

農作物の本町においては、収穫時期にもかかわらず、また、議場内で傍聴していただきまして、大変感謝申し上げます。今後とも、町政運営につきましては、皆様のご理解、ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

行政報告に入る前に、去る２月１６日、本庁職員の死去に対し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、私の行政報告の前に、あと一つ申し上げたいことがございます。

１２月７日に投開票が行われました知名町長選挙におきまして、皆様からのご信任をいただき、改めて、その職責の重さを厳粛に受け止め、これから４年間、知名町民の福祉向上と知名町発展に向けて粉骨砕身取り組み、町民の負託に応える覚悟でございます。

知名町は、歴代の町長の皆様と町民の皆様が心血を注ぎ、知名町の礎を築いてこられましたことに尊崇の念を抱くものでございます。この積み重ねられました基盤をベースに、まちづくりのビジョンであります「子や孫が誇れる潤いと活力のある持続可能な知名町」を目指し、町民全体の奉仕者として、初心忘れることなく、誠心誠意職務を全うしてまいる所存でございます。

まちづくりの基本姿勢といたしましての「協考・協働・協創」を基軸に公正・公平な町政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

町民の皆様、知名町議会の皆様と共に、まちづくりビジョンの実現に向け、ワンチームで取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願いします。

それでは、行政報告を行います。

具体的には、お手元の資料にございますので、大まかなところを私のほうで申し上げます。

１２月２２日月曜日、離島における出張免許試験について、県警察運転免許課長と面談を行いました。

内容的には、離島においては、出張試験に向かうための航空機が天候や航空機機材不足などの理由により欠航もしくは引き返すことがあり、出張試験が中止をされ、試験回数が減少することが発生します。受験できないことも、そのため生じてきます。沖永良部には、与論や徳之島からも運転免許試験に宿泊を伴って来島しており、受験生にとっては経済的な負担や受験に伴う休暇取得などに大変な不便を来しているのが現状であります。台風など天候不良による航空機の欠航に対するため、出張試験の予備日をあらかじめ別日に設け、初日の試験ができないときには試験日の延長などの対応について検討してほしいことなどを要望しておりました。

その件につきまして、県警のほうからは、試験日の代替日を設定したり、試験官

の増員などを図り、免許試験の機会の確保を図っていくということの報告を受けました。今回の県警の配慮により、離島における運転免許取得に少しでも利便性が図られていくのではないかと考えております。

１２月２３日、沖永良部地域公共交通活性化協議会におきまして、１０月１５日から実施しましたデマンドバス運行についての検討会が行われました。

路線バスとデマンド運行の違いが理解できていない利用者からの苦情や、バス車両不足、またバス車両の大きさなどから、利用しにくいなどという意見がございましたので、さらに利用しやすくするための方策につきまして、いろいろな検討を進めてまいりました。課題は、午前中は利用者が非常に多く、２台の車両が稼働しておりますが、予約が取りにくいというのが現状でございます。そこで、午前中には、これまでどおり永嶺線や後蘭線、がじまる線の定時運行を行い、午後にデマンド運行にする方式がよいのではないかと検討を行いました。また、補助金等を活用しながらデマンド運行に適した小型車両の購入も進めたほうがよいのではないかということになりました。

次に、公共ライドシェアの実証試験について、現在の路線バスやデマンド運行が１８時までとなっていることから、夜間はタクシー台数の減少などから公共交通サービスが十分提供されにくいので、移動需要が高い金曜日、土曜日について、飲食店から帰宅に利用できるように検討してまいりました。そこで、実証実験として、公共ライドシェア運行を行ってみることにしました。運行ダイヤといたしましては、両町とも１台ずつ、計２台の車両を確保して、午前９時と１０時、そして１１時に運行し、料金は、町内は５００円、町をまたぐときには１，０００円を基本として行ってみてはどうかというような話合いになりました。

令和８年１月７日に、沖縄奄美自然環境事務所大林所長が就任の挨拶を兼ねて来町され、町内の国立公園の保全活動や脱炭素先行地域としての現状と課題について協議をすることになりました。環境省としては、離島モデルとして本町が取り組んでいる脱炭素の取組は、今後もしっかりと取り組んでほしいので、情報交換を密にしていきましょうという話になりました。

また、同日に、農林水産省の鈴木憲和大臣が鹿児島や沖永良部現地視察のため沖永良部にご来島され、７日に歓迎レセプションを行い、８日には知名町のサトウキビ生産の概況について、若手生産者福井源規氏の深植栽培やビレット植付け、ハーベスタ収穫作業までの機械による一貫体系についての説明を受けた後、大臣から幾つか質問を受けました。その後、中山鉄馬氏によるジャガイモ、エダマメ、カボチャなどの野菜類の複合経営圃場を視察し、最後に国営地下ダム現場を視察していた

だきました。ダム完成後の畑地かんがい設備の重要性について、私のほうからるる説明をさせていただき、ある程度理解をいただいたものではないかと考えております。

令和８年１月２２日、奄美群島成長戦略ビジョンの懇話会がございまして、この懇話会の中で、奄美群島成長戦略ビジョンの総合評価について、これは２０１４年から２０２３年までの分でございます。これらの評価において、まず１番目に、生産人口は目標の５万３，５００人に対して今現在４万９，２２４人の群島の住民であるということから、未達成であろうと。しかしながら、社人研の推計人口よりは１，５００人増の状況であるということ。それから、群民所得の目標は２１４万６，０００円という目標に対して、実際には２５８万８，０００円となり、達成できているであろうと。新規就農者の目標といたしましては、２３．５％に対して実際には１４％なので、未達成であると。それから、農業生産額は３５９億円ということに対して３１０億円であるということから、これも未達成である。

そこで、これらの検証に基づく提言をしていただきました。

奄美群島振興交付金の後押しもあり、条件不利性の改善に関する事業や観光客来訪促進により、一定の成果はある。しかし、総人口や若年人口減少など、従来からの課題がまだ残っている。今後、沖縄との交流促進や域内経済循環の向上、再生可能エネルギーの活用などの分野で積極的な展開を進め、ビジョンの実現と計画の目標達成を図る必要があるというご提言をいただきました。

１月３１日、ゼロカーボンアイランドおきのえらぶ事業継続会議を行いました。これは、東京の晴海アイランドにありますリコーの事務所において、関係者を集めて実施しております。

これでは、環境省とゼロカーボン事業が現在中断していることの報告と今後の対応について協議を行いました。本事業継続のためには、資金調達状況をＤＧキャピタルの新海社長から報告を受けた後に、今後の見通しやＰＰＡ事業実施体制について、他の企業が事業を引き継いだときに、このＤＧＲの特許が使用可能かというようなことについて検討を行いました。また、事業継続の判断につきましては、参加した関係企業の皆様の意見を集約いたし、２月末にＤＧＣＧの報告を基に判断していくということに、この会議の中では決まりました。

続きまして、２月５日、東洋製缶グループホールディングス株式会社が開発いたしましたフレキシブル太陽電池につきまして、知名町のリモートワークオフィスで実証実験をすることについて了承をしました。この太陽電池は、極めて薄く、衝撃に強いとか、曲がるとか、丸めるなど変形が可能であるということや、発電効率を

損ねることなくパネルの色も変えることができ、使用箇所のニーズに合わせてサイズを変更することもできる。また、２０年後の廃棄処理も再生可能な状況にできるということ。沖永良部の家屋の屋根やビルの壁面などにも利用可能であるということなど、世界が脱炭素社会の構築に動いている中で、自然エネルギーの活用は避けられない技術であります。本町においても効果的で実効性に富む太陽光パネルについて考察していく必要があると感じました。なお、本町における実証実験後のデータをまちに提供することなどを約束しました。

２月１０日に、全国的に上下水道においては、人口減少による料金の収入減、技術職員の不足、財政難という構造的な危機に瀕している。また、水道管や下水道管などの老朽化や耐震性が問題になっております。このような管路の耐用年数が４０年から５０年であり、更新費用は昨今の資材高騰などから全国でも９９％の更新・耐震化に資金不足が生じているというのが現状であります。本町においては、下水道設備における老朽化した下水道施設に対する点検・調査やリスク評価などを行いながら、計画的な修繕と改築を中心とする中長期的な視点で行う管理であるストックマネジメントを適切に行っているということを報告しました。そのための令和８年度以降の上下水道事業における当初予算と令和８年度の高度低減化事業計画について、上下水道事業運営委員会において審議を行い、今議会に予算を上程しておりますので、ご検討していただければと思います。

続きまして、２月１６日、市町村研修会がございまして、講演がこの中でありまして、ロールシャッハ・アドバイザリー代表取締役であります東京国際大学副学長のジョセフ・クラフト氏が、「日本を取り巻く世界経済・安全保障情勢」として、サブタイトルに「今後の動向を読み解く」というタイトルで、講演をしていただきました。

主な内容は、日経の株式の７割が外国資本家によるものであり、今後、急激な変動はないであろう。しかしながら、日本の預金金額はかなりのものがあり、これらの資金が今後市場に投入されると、株価の変動に大きな影響を与えていくであろうと。また、高市内閣が消費税減税に公約上動かざるを得ないであろうが、財源確保の課題も残っているので、今後の国民会議での話合いがどうなるかということによっては状況が変化するであろうというような内容でございました。

この後、県で行っております奨学金返還支援事業というのがございます。これは、鹿児島県と市町村、そして県内の経済界が出資した奨学金でございます。これについて、８７７人認定されており、現在、大学に在学中の者を除く４９１人が既に就職し、３４３人が県内の企業に就職しているということです。ただし、この就職先

が医療関係や製造業中心で全事業所には還元されていないという課題がある。今後この事業を継続するには資金不足になっており、市町村がさらにこれを支援できるかどうかということについては、それぞれの市町村が地元に持ち帰って、さらに検討してほしいということでございました。

この後、引き続き、県農政部との意見交換会を行い、各自治体が持っております喫緊の課題について県当局からの助言をもらう形で進められました。本町からは、国営かんがい排水事業沖永良部地区が本年度で完成し、来年度以降は国営附帯の県営かんがい排水事業が令和１０年度に完了を目指す県営事業３地区への予算確保をしてほしいということ。また、知名町には一般土木や農業土木などの技術職員がいないので、沖永良部事務所に経験豊富な職員の配置をしていただき、本町の農業農村整備事業に対して専門的な指導をお願いしたいという２点を要請いたしました。知名町の３事業につきましての予算確保には、県としても努力をしていくということ、それから県職員の配置についても十分検討してまいりたいというような回答をいただいております。

２月２４日、国土交通省との意見交換会が奄美市でございました。

奄美群島振興開発に係る関係者連絡会というもので、奄美群島の振興開発に向けて、平成２６年の交付金制度が創設され、令和６年度の改正では沖縄との連携強化が基本理念に位置づけられております。しかしながら、今日の社会情勢から生じる多くの課題解決に向けては、国、県、関係自治体との課題整理や対応策の検討には一体となって取り組む必要があるであろうと。そこで、今後、奄美群島振興開発に係る関係者会議を新たに創設してはどうかと。そして、会議の中にはワーキンググループを幾つか設定し、そのワーキンググループのほうで実務的な検討作業を行って、今後の奄美群島の振興開発の在り方について検討してまいりましょうということを協議いたしました。

その後、市町村長会議が翌日にありまして、令和６年度一般会計予算の認定や、成長戦略ビジョン、今度は２０３３に向けての総合評価を検討し、その後、奄美群島成長戦略ビジョン懇談会の座長であります原口　泉氏から提言を受けました。

主な内容といたしといたしましては、人材確保・育成・教育については、これまでの取組を引き継ぎ、奄美群島の産業振興において、中心的な役割を担う人材育成と同時に、高校生など若者の育成・教育に取り組むよう一層の注力を期待するということです。

２つ目に、奄美群島の魅力の発揮につきましては、平成２９年に奄美群島が国立公園に指定され、令和３年に奄美大島と徳之島が世界自然遺産登録を果たしたとい

うことから、奄美群島観光島づくりプランに従った取組をさらに推進し、物産展などを通して、豊かな自然や個性的な文化、特産品の魅力を発信していくこと。さらに、協働・共生の推進、交流・連携の強化につきましては、これまでもチャレンジ人材育成事業により、新規の企業人や事業拡大に取り組んできておりますが、これをさらに推進し、新規の移住者獲得に向けて各島々でしっかり取り組んでいくことが必要であろうと。

市場の拡大につきましては、群島の特産品の販路拡大、ブランディング力の向上、知名度向上を目的に、都市部での物産展を生かし、販路拡大を図っていく。

これらの取組を進めると同時に、ＰＤＣＡサイクルによって進捗評価を行いながら改善と重点化を進めること。さらに、沖縄との連携、域内経済循環率の向上を視野に入れた総合的な地域づくりを進めていくことが指摘されました。

また、この会議の後半に、メッシュサポートの支援につきまして話合いがありました。奄美群島全体で支援を行う、ただし、各自治体においては、利用実績などにばらつきがあり、各自治体において寄附や周知を行うことを確認し、鹿児島県に対して支援の要望書を提出するということ。次年度におきましては、それぞれの島の利用実績から、知名町は基準額の１０万円と知名町までの燃料代としての実績、昨年度３名ということから、３名に対して、それぞれ燃料費として７万５，０００円の合計３２万５，０００円を次年度は知名町が負担していくということになりました。しかしながら、今後も国や県の責任を訴えることと支援の拡充に向けた検討を進めるべきだということを提案させていただきました。

最後に、ＴＵＭＵＧＵ　ＡＭＡＭＩキャンパスについて、鹿児島大学からの説明がございました。

これは、令和８年度から奄美群島共創推進センターを鹿児島大学が設立し、令和１０年度から鹿児島大学の３回生以上の学生を対象に実地社会実習を行っていく。これには、複数の学部が横断的に地域に出向き、各産業界の抱える課題解決に取り組んでいくことを目的にするということです。

令和１２年度開始を目指す共同キャンパスにつきましては、当面、奄美キャンパスを中心に対応していくということです。

プログラムといたしましては、リカレント教育やリスキリングプログラム、小・中・高・大学との連携教育プログラムを整備していくということを目的に、令和９年度に開始をしていくことをめどに、周辺の地域の企業からの支援も拡充しながら進めていくというような趣旨説明がございました。

以上で、私の行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○外山利章議長

これで、今井町長の行政報告は終わりました。

次に、田中幸太郎教育長の報告を求めます。

○田中幸太郎教育長

それでは、閉会中の教育行政につきまして、主なものを抜粋して報告をさせていただきます。

１２月２３日、大会議室におきまして、アグトラスト基金活用事業選定委員会が行われました。次年度の同基金活用を申請した４団体にプレゼンをしていただいた後、審査を行い、一部書類の修正があったものの４団体とも「適」となりました。今後、事業推進に向けて適切な事務処理に努めてまいります。

１２月２４日、大会議室において、住吉貝塚保存活用計画策定委員会を行いました。国営事務所跡地利用に関する報告の後、保存活用計画策定に向けた年度計画表の更新について協議し、今後、地元委員の意見集約期間や県文化財課とのすり合わせ期間を前倒しし、できるだけ早期に保存活用計画の作成に着手できないか検討することを確認しました。

１月２日、あしびの郷・ちなを拠点に、第５１回町内一周駅伝競走大会が行われました。選手は多くの町民の声援を受けながら力走し、結果は、Ａブロック優勝、西目チーム、第２位、黒貫チーム、第３位、知名チーム、Ｂブロック優勝、知名チーム、躍進賞、瀬利覚チームとなり、西目チームは８連覇を達成しました。午後からは二十歳のつどいが行われ、対象者４３人中３９人が出席し、りりしい姿で式に臨んでいました。代表者の挨拶も頼もしく、二十歳をお祝いする意義深い式典となりました。

１月６日、教育長室において、人事異動に係る校長面接を行い、異動対象者の状況を詳細に確認するとともに、次年度の人的配置を含めた経営構想等について、校長から説明を受けました。また、翌７日には、和泊町役場において、大島教育事務所長による校長面接が行われ、内容は前日と同じで、３者で異動対象者の状況等を詳細に確認しました。

１月１０日、町民体育館においてＥｎｇｌｉｓｈ　Ｄａｙ　Ｃａｍｐ　Ｗｉｎｔｅｒ　Ｐｒｏｇｒａｍを行いました。この事業は、夏に引き続き、プロバスケットボール選手の松田鋼季氏をゲストに迎え、子供たちにコミュニケーションやアクティビティーを通して英語に慣れ親しませ、国際交流や国際理解のきっかけをつくろうと始めた事業で、当日は、小学生から高校生まで約３０人が参加し、英語ふれあい編や実践編・応用編などに分かれて、楽しく活動しておりました。グローバル化

が進む中、子供たちのコミュニケーションスキルを養う上で有意義な活動となりました。

１月１３日、この日から２１日にかけて、各小・中学校で小学５年生、中学１、２年生を対象に、鹿児島学力・学習状況調査が行われました。今後、各学校では調査結果を分析し、次年度の学力向上策を立て、実践に結びつけてほしいと思います。

１月２０日、本年度最後の校長研修会を行いました。私のほうから、本年度の学校経営の総括、適正な人事評価、綿密な人事業務等について指導した後、課題研修として、本年度の研修のまとめと次年度の課題把握を行いました。

１月２３日、午前は本庁人権同和教育課を訪問し、令和８年度両町人権同和教育研修会の講師派遣を依頼しました。本研修会は、人権同和教育の本質を学ぶ貴重な機会であることから、今後、計画的に諸準備を進めてまいります。午後からは、県道徳教育フォーラムに出席し、全教育活動を通した道徳教育の推進や地域連携の重要性について理解を深めることができました。

１月２９日、委員会室において、第４回町文化財保護審議会を開催し、沖永良部島古墓群の国指定史跡答申等の報告をした後、奄美群島シマ遺産の取組等について協議しました。なお、本審議会の委員に欠員が生じ、現在、その対応が急がれるところです。

１月３０日、大会議室において、町誌編さんの行政部会を開催し、目次構成案・執筆分担等の状況確認、執筆の進捗状況報告、課題・相談事項の検討等を行いました。今後とも、スケジュールに即し、計画的に編さん業務を進めてまいります。

２月１日、和泊町役場をスタート・ゴールに、第６１回島内一周駅伝競走大会が行われました。オープン参加のチームを含む全１６チームの選手は、それぞれ力走し、結果は、優勝、国頭ガジュマル、第２位、沖永良部消防署、第３位、和泊町役場となりました。本町関係では、ＡＬＬ田皆が第８位と健闘しました。

２月２日、教育長室において、各学校の校長を対象に、人事評価に係る最終面談を行いました。人事評価記録書に基づき、後期の取組状況の説明を聞いた後、学校経営や管理運営等の項目ごとの課題について指導助言し、評価しました。今後とも、各学校の経営状況を詳細に把握し、適宜、指導・助言に努めてまいります。

２月４日、知名中学校において、本年度最後の町教頭研修会を行いました。私のほうから、１年間の教頭職の省察を促した後、教職員や学校組織について教育法規の演習を行いました。その後、会場校校長による学校経営説明、年間研修計画に基づく研修という流れで進めました。

２月５日、知名小学校において、全国小学校ラジオ体操コンクール表彰式及び出

張授業が行われました。これは、知名小学校の代表児童が同コンクールの技術部門で全国３位となる銅賞を受賞したことにより実施されたものです。全国レベルの栄誉をたたえるとともに、出張授業でラジオ体操に喜々として取り組む児童の姿が印象に残りました。

２月１１日、あしびの郷・ちなにおいて、沖永良部島古墓群シンポジウムを開催しました。このシンポジウムは、沖永良部島古墓群を和泊・知名両町が連携して調査・研究を行い、昨年１２月に文化審議会から国指定史跡とするよう答申されたことを記念して開催したものであります。第１部、基調講演、第２部、ポスター発表、第３部、サイエンス・カフェの流れで進められ、基調講演での「お墓は人間特有の文化的行為である」という言葉や口頭発表での「死者との別れ方を考える機会にしてほしい」という言葉が強く印象に残りました。会場には町内外から約３００人が訪れ、史跡の持つ歴史的意義や魅力を広く共有し、今後の保存と活用について考える貴重な機会となりました。

なお、沖永良部島古墓群は２月１７日に官報に告示され、正式に国指定史跡となりました。改めて、関係各位のご支援・ご協力に心より感謝を申し上げます。

２月１３日、大会議室において、町教頭・教務主任合同研修会を開きました。私のほうから、法令に基づき教頭及び教務主任の職務内容を確認するとともに、教育課程編成上の留意点について助言した後、次年度の行事を全体で確認したり、中学校区ごとで調整したりしました。各学校が教育活動を円滑に推進できるよう、今後とも指導・助言に努めてまいります。

２月１４日、この日から２日間にわたり、住吉字振興センターにおいて、住吉字、すみよし地域塾及び町誌編さん室の共催で、芳賀日出男氏の写真展が開催されました。町内外から延べ約１６０人が訪れ、芳賀氏が撮影した貴重な写真を通して昔の生活を懐かしんでおられました。午後からは、あしびの郷・ちなで、知名の子表彰及び島唄・島ムニ大会を行いました。知名の子表彰では、学芸、読書、友情、体育、善行及び皆勤の６つの分野で該当の児童生徒を表彰しました。その後、行われた島唄・島ムニ大会では、１４の個人・団体の発表がありました。工夫を凝らした発表に時折笑いも起こり、会場は終始和やかな雰囲気に包まれていました。

２月２１日、あしびの郷・ちなにおいて、みんなで音あしびコンサートが開かれました。これは、公共ホール音楽活性化事業（おんかつ）の一環として開催されたコンサートで、観客は、チェロやユーフォニアム、ピアノが奏でるクラシックの調べを楽しんでいました。私自身もチェロのぬくもりや切なさ、ユーフォニアムの柔らかさやまろやかさ、そして、時に両楽器の激しさをも感じ、言葉を超えた表現の

豊かさに心打たれました。今後とも、町民が音楽に触れる機会を創出してまいりたいと思います。

２月２７日、委員会室において、令和８年度奨学生の推薦会を開きました。応募者２名について、学業、人物、健康及び家計の選考基準に照らして審査を行い、採用の可否を判断しました。その後、町長部局主宰による町総合教育会議が開かれ、主に知名町立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、内容の確認・共有を行いました。

以上で、教育行政報告を終わらせていただきます。

○外山利章議長

これで、田中教育長の行政報告は終わりました。

以上で、行政報告を終わります。

ここで、１点報告をいたします。

本日、農林課と農業委員会につきましては、会計検査院による実地検査が行われます。実地検査対応のため、岡越農林課長、田辺農業委員会事務局長から本日欠席届が議長宛てに提出され受理されておりますので、報告をいたします。なお、農林課につきましては、西田課長補佐が代理で会議に出席していることをご報告いたします。

続けます。

△日程第５　報告第１号　支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について

○外山利章議長

日程第５、町長から提出のありました報告第１号、支払督促の訴訟への移行による訴えの提起については、お手元に配付のとおりです。

△日程第６　令和８年度施政方針表明

○外山利章議長

日程第６、令和８年度施政方針表明について、今井力夫町長の令和８年度施政方針表明を求めます。

○今井力夫町長

少し長時間になりますが、皆さん、令和８年度に向けての私の施政方針を述べさ

せていただきます。資料が議員のお手元に行っていると思いますけれども、全部を完読することは控えさせていただき、一部、要約部分のみを私のほうでは述べさせていただきます。

それでは、まず、町民の皆様及び議員各位におかれましては、平素から町政運営にご支援・ご協力をいただき、子や孫に誇れるまちづくりに向けて一歩ずつ前進できつつあることに心より感謝申し上げます。

令和８年知名町議会第１回定例会に当たり、令和８年度の予算案をはじめ関係諸議案を提出し、私の町政に対する基本的な考え方や施策の概要についてを述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

世界では、自由・多角・互恵的な価値観が揺らぎ、保護主義的・自国中心主義的な時代への転換が進みつつあります。その背景には、国際秩序の揺らぎ、技術革新の進展、資源・エネルギーをめぐる争奪激化の３つの地殻変動が顕著になってきております。

現在、我が国は、本格的な人口減少や少子高齢化の進行、輸入物価の高騰や人件費の上昇などに伴う物価の高騰、国際情勢の不確実性の高まり、生成ＡＩの急激な発展や普及などに伴うデジタル化の進展、世界的なカーボンニュートラルの要請など大きな変革期にあり、これらの事象に対し様々な対応が迫られてきております。こうした厳しい局面において、自民党の歴史的圧勝で終わりました衆議院選挙を受け、２０２６年２月１８日に発足しました第２次高市内閣は、日本と日本人の底力を生かし、力強い経済政策と力強い外交・安全保障政策を推進し進めるべく、広範囲な政策を進め、世界の地殻変動に伴う脅威への備えに資する政策を推進すると表明しております。

このような中におきまして、本町におきましては、人口減少時代のまちづくり、子育てしやすい町、若者や子育て世代を含めた移住希望者向けの住宅の整備、社会保障政策、教育環境の整備・充実、生活基盤及び地域社会の維持、公共施設の整備・更新及び長寿命化などの維持管理、行財政改革、遊休不動産の利活用などの的確な実施を求められるなど、多くの課題が山積しております。

さらに、脱炭素社会構築への取組として始まりましたゼロカーボンアイランドおきのえらぶ事業は、ＰＰＡ事業者であるえらぶゆり電力の資金不足等により工事が中断しておりましたが、今後の事業再開及び事業の完遂は非常に困難であると判断をし、２月２４日をもって契約を解除しております。今後は、えらぶゆり電力に代わります新たなＰＰＡ事業者の選定が大きな課題となっております。

これらのほかにも、持続可能なまちづくりには経済の活性化をいかに進めるかも

大きな課題であります。島外に流出するお金を最小限にとどめるとともに、稼ぐ力の育成を図る必要があります。そのためには、基幹産業であります農業と観光産業の連携した取組と沖縄との経済的・文化的な連携は重要な施策の一つになると思われます。

これらの山積した課題を解決するためには、各世代の町民と語らい、行政と一緒に課題解決に向けた方策を町政に反映させてまいりたいと考えております。

２０２６年は、本町が昭和２１年９月１日に町制を施行し、８０年目になります。そこで、本年１１月１４日には、記念式典及び祝賀会を挙行するとともに、年間を通して子や孫が誇れるまちづくりを具現化する町民提案型のプロジェクト「未来につなぐちなの種」などの各種記念行事を実施してまいります。

まちづくりの基本的な考え方といたしましては、知名町民は「字」に対する愛着や独自の歴史・文化・生活様式などを大切にしてまいりました。まちづくりは、町民の生活の質を高めることを目的に、地域資源を生かし、多様な主体が連携・協力して住環境を改善し、町の活力と魅力を高める活動を推進し、環境共生や持続可能な社会づくりであります。

人口減少と価値観の多様化は、住民意識の都市化や個人化が進み、地域に対する無関心層の増加が想定されますが、知名町には「字」を基盤とした強固なコミュニティーがあります。町は字の集合体であり、字は人の集合体、まちづくりの根幹は字づくり、人づくりにあります。字で暮らす一人一人が主体性を持って、未来を担う次の世代へ引き継いでいけるようなまちづくりを推進することを基軸としております。

私の目指すまちづくりのビジョン、未来像といたしましては、「２１の暮らしを大切に、２１の未来をつくる子や孫が誇れる潤いと活力のある持続可能なまちづくり」であります。そのための４つのミッション、基本理念は、以下のとおりでございます。

まず１番目、町民がいつまでも暮らし続けたい生活環境や生活基盤の維持と整備を行う。２番目に、町民が安心して生活できる社会環境整備と字自治の支援。３つ目が、未来を支える産業競争力の強化。４つ目が、次代を担う人材育成、共に学び、高め合う生涯学習社会の実現であります。

それでは、ビジョン実現に向けた令和８年度の予算と主な施策等についてご説明をいたします。

本町財政は、各種の施策を的確に実行しながら財政の健全な運営に努め、財政力を示す各種の財政数値は、表にありますが、やや改善されつつあります。しかしな

がら、子育て環境や教育環境のさらなる充実を図るための経費や高齢化の進行に伴う扶助費などは、高止まりの状況となっております。また、近年、町営住宅、給食センター、新庁舎建設など、公共施設の普通建設事業及び沖永良部衛生管理組合等の施設長寿命化改修工事を実施し、今後も水道事業における硬度低減化事業に伴う出資などを行うことから、町債残高につきましては令和８年度末で約８７億９，３１７万７，０００円と見込んでおります。依然として高い水準で推移をしております。

今後も少子高齢化に伴う社会保障費の増加、教育環境の充実、生活基盤及び地域社会の維持など、必要不可欠な対応をはじめ、公共施設の整備更新及び長寿命化等維持管理の適切な実施を行うことにより、非常に厳しい財政運営が考えられます。

このような状況を踏まえ、令和８年度当初予算編成に当たりましては、令和元年度に策定しました第６次知名町総合振興計画に基づき、ターゲットや手段及び目標を明確にした上で予算要求を行うこととし、事務事業の効率化や見直しを行いながら、成果をより一層重視した事業の取組による予算編成としております。

本町の令和８年度当初予算の規模は、歳入歳出それぞれ６６億８，７００万円、前年度より６億４，０００万円減となります。

各年度ごとの当初予算額の推移は、表１をご覧ください。令和５年度から令和８年度に向けての当初予算、そして年度当初の予算額、そして、それぞれの前年度との比較、そして、その割合等は表１に記されてありますので、ご覧ください。

この中で、まず、予算の内容といたしまして、歳入予算について、自主財源は歳入予算の２１．１％でございます。これは、１４億１，１８４万円となり、前年度より２億７，３８６万７，０００円減となります。あと、細かいものについては、資料をご覧ください。

２番目です。では、依存財源としては、歳入予算の７８．９％を依存財源に頼らざるを得ません。これが５２億７，５１６万円となり、対前年度でいきますと３億７，４１３万３，０００円を減とします。細かい数値等につきましては、以下をご覧ください。

では、財政力指数について申し上げますと、本町の財政力指数は過去約４年間を見ましても大きな変動はなく、財政力指数は０．１５であります。財政力指数が１を超えると、交付金等を必要とせずに自立型の予算を組むことができますけれども、ほとんどの県、市町村において、１に達しているところはございません。ほとんどのところが１以下でございますので、国からの交付金頼みということになってくるのではないかと思います。

それから、実質公債費です。予算に占める借金返済が１２．３％ということになります。この１２．３％、大島郡の中では、やや上位のほうに入ります。それから、将来負担率、５．０ということは、将来負担率はかなり低い状況になっております。

歳出予算につきまして、義務的経費、これは人件費や扶助費、公債費になりますけれども、歳出予算の４４．４１％です。２９億７，００９万８，０００円となり、これは前年度よりも２，２１５万２，０００円増となります。

投資的経費、これは普通建設事業費でございますけれども、歳出予算の１０．７４％になり、７億１，８４８万６，０００円。対前年度でいきますと２億７，８１７万９，０００円減となります。

一般行政経費といたしましては、歳出予算の４４．８４％。これは２９億９，８４１万６，０００円となり、前年度よりも３億９，１９７万３，０００円減となります。

令和８年度の各会計におけます当初予算は、下の表のとおりでございます。

先ほど申し上げました一般会計予算が令和８年度６６億８，７００万円、そして、特別会計の国民健康保険が１１億１，１５１万円、介護保険が８億２４７万３，０００円、後期高齢者医療に係る予算が１億２，１１９万円、奨学資金が１，７８７万１，０００円、土地改良事業の換地清算予算が３２１万５，０００円となり、本町の一般会計、特別会計総額が９４億４８５万７，０００円となります。

町の町債といたしましては、一般会計が町債残高で令和６年度から令和８年度の数値がそこに記されております。令和８年度末でおよそ８７億９，３１７万７，０００円になるのではないかと試算しております。

それでは、これらの予算を使いまして、主な施策について申し上げます。

先ほど４つの重点的に取り組むお話をさせていただきましたけれども、その一つ、まず、いつまでも暮らし続けたい環境の維持・生活基盤の整備につきましてです。

ゼロカーボンシティ構想を推進し持続可能な自律持続システムの構築につきましては、先ほど申し上げましたけれども、現在中断しておりますので、これらにつきまして今後の対策が必要となってまいります。そこで、令和８年度は、マイクログリッド事業におけるＰＰＡ事業者の事業継続断念を受けまして、新たなＰＰＡ事業者の選定などを含め事業継続に向けた協議を進めてまいりたいと思います。各施策につきましては、ご覧ください。

続きまして、良好な生活環境の整備、特に上下水道の確保につきましてでございます。

本町の水源は地下水に頼らざるを得ません。その水質は硬度が高く、配水管の根

詰まりや石灰分の析出により、水道を使用する機器の耐用年数が本土よりはるかに短いのが現状であります。さらに、家庭用の軟水器とその維持費、飲料水購入などに係る費用といたしましては、これら島外に流出しているお金は町全体で数億円を要しているのではないかと考えられております。

そこで、令和５年度から、硬度低減化や水道管路改善に関する国の補助２分の１を受けて、上城浄水場から西部送水管、これは田皆方面と住吉配水池に向けて送水します。東部送水管、これは上平川、久志検、瀬利覚配水池に送水をしていきます。さらに、上城浄水場の造成工事が完成し、管理棟や硬度低減化設備の施設工事を進め、令和８年度には全てを完成させる予定でございます。このことによりまして、令和９年度には各家庭に硬度の低い水道水を配水することが可能になるのではないかと考えております。

続きまして、下水道につきまして、町内の下水道に関する施設は整備後２０年が経過しており、設備の経年劣化で機能が低下しているということから、計画的に更新をしていかなければなりません。知名環境センター及び農業集落排水施設においても経年劣化により機能低下が見られるということから、施設の長寿命化と機械・電気設備の更新を行い、機能回復やコストの削減を図ってまいりたいと考えております。

また、公共下水道、農業集落排水事業区域におきます宅内配管の工事費を補助し、接続率の向上を目指してまいります。合併浄化槽区域におきましては、合併浄化槽設置費用の個人負担を町で負担することにより、公共水域の保全や生活環境の向上に努めてまいります。各事業につきましてはご覧ください。

続きまして、３番目に、住みよい住環境の整備についてでございます。

高齢化や人口減少においても、核家化族やふるさと志向によるＵターン・Ｉターン希望者のための住宅整備は重要であります。公営住宅に関しましては、老朽化した田水団地の建て替えを計画的に進めてまいります。

特に、空き家や遊休施設の利活用に当たっては、従来の公的補助にのみ依存するのではなく、国が推奨しております「不動産特定共同事業（ＦＴＫ）」などの仕組みを活用した不動産ファンドの組成など、民間の資金や知見を呼び込む新たな手法についても検討を始めてまいりたいと考えております。これにより、町の財源負担を抑えながら、持続可能な形で地域のポテンシャルを最大限に引き出す仕組みを目指してまいります。施策については下をご覧ください。

（４）番目、適切な道路環境の整備・維持と公共交通の利便性の向上につきまして、町内の県道におきましては、歩道が５２％整備されており、平成３０年から下

平川内城線久志検工区、令和５年度から国頭知名線知名工区の歩道設置、令和元年度から国頭知名線の田皆工区の線形不良区間の解消工事が、現在、県事業で進められており、今後も国頭知名線の屋子母から新城区間の歩道設置に向けて県に強く要望を続けてまいります。特に、正名字の県道改良、歩道設置につきましては、引き続き県関係部署に強く要望してまいります。

町道におきましては、観光道路や産業道路としての重要性から、現在、知名新城線の舗装工事、知名正名海岸線改良工事を進めております。また、通学路の安全対策といたしまして、知名新城線の排水路整備工事を進めてまいります。

５番目、開かれた町政運営の推進につきましては、住民サービスの向上、社会資本の充実に向け、町民との対話を大切にする行政を進め、身近な公共施設の活用方法や、各種行事、イベントの見直しとして、町民提案型のまちづくり基金活用事業など個人や団体から提案のあった事業をサポートしてまいります。

第２期の「まちづくり町民会議」において答申をいただきました旧庁舎跡地や旧長寿園、旧地域包括支援センターの利活用についても、町の活性化という観点から検討を進めてまいります。

６番目に、デジタル化による町民サービスの向上につきまして、デジタル化による町民サービスのさらなる充実と事業効率化に向け、行政手続のオンライン化の推進やスマートフォンなどへのプッシュ型の通知を導入し、個人のニーズに応じた利便性の高い行政サービスの提供を目指すとともに、高齢者の不安を解消するためのデジタルデバイド対策を強化することで、誰一人取り残さない、利便性と温かみが共存する町民生活の実現に取り組んでまいります。

大きな２番目、地域社会が持続していくための社会環境整備につきまして、離島という厳しい環境の中で、先人たちが、助け合う・協力し合うの「結いの心」でつくり上げた「字」を中心に、多様性と強固なコミュニティーを基軸としたまちづくりが不可欠であります。また、少子高齢化が進む現代社会において、家族の在り方や個人の価値観の多様化する時代に、地域社会が持続していくために必要な子育て支援、女性が生き生き活躍できる社会、医療・介護・保険・福祉の充実、防災・防犯などの整備充実に努めてまいります。

そのために、集落の活性化に向けた取組、各字の将来像を描く「字活性化推進計画」を策定し、計画策定をゴールとせずに、集落の持続可能性に向け「小さな一歩」を確実に踏み出すための実践的な取組を今後推進してまいります。

２番目に、女性が生き生きと活躍できる環境づくりにつきまして、政策・方針決定過程への女性の参画は、活力ある社会を築いていくことや多様な視点による新た

な発想を取り入れていく上でも重要であります。事業所や関係機関に対しても女性の参画拡大の推進を積極的に働きかけ、意識改革を図ってまいります。

行政分野における女性の参画拡大につきましては、採用や配置、教育訓練及び登用などにおける課題解決に、女性職員の働きやすい環境づくりや将来の管理職登用に向けたマネジメント能力付与のためのキャリア研修を支援してまいります。

３番目、安心して出産子育てができる環境づくりにつきまして、これは安心して出産子育てができる医療体制の確保と充実に努めます。今後も児童福祉や母子保健、両機能の連携を深め、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援、子供と家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく、漏れなく提供できるように取り組んでまいります。

そして、地域における子育て支援の充実につきましては、令和８年度は子育て支援拠点の移転により利用しやすい環境を整えるほか、令和７年度１０月から試験的に実施してまいりましました月１回のこども広場開設に引き続き取り組み、さらなる子育て支援の充実に努めてまいります。

ウ、安心して生み育てられるための切れ目ない支援の推進。子育て支援金の支給や子ども医療費助成、島外療育旅費助成等、親が安心して子供を生み育てられるように、子育てに要する経済的負担の軽減を図るとともに、きめ細やかな情報提供や相談体制の確立を図ります。

次、こどもの権利を尊重する社会の実現。全ての子供に、健やかに安全・安心に成長できる環境を提供するため、児童虐待の防止対策や障害のある子供に対して充実した支援を提供してまいります。具体的な施策につきましては、資料をご覧ください。

（４）番目に、安心して健やかに過ごせるまちづくりにつきまして、町民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせるよう、町民一人一人が健康づくりや介護予防に関する知識を身につけ、主体的に実践行動し、家庭、地域、行政が一体となって、いつまでも健やかに生活できるまちづくりを目指します。

中身といたしまして、成人の保健対策を進める、健康寿命の延伸や基本方針の実現に向け、食生活や栄養、身体活動・運動、休養・こころの健康、歯や口腔、たばこ・アルコール、健康管理の６分野における目標を達成できるように取り組みます。

イといたしまして、精神保健対策。我が国の自殺者は、先進国の中では依然として高い水準にあります。令和８年度は第３期の自殺対策行動計画策定の時期となります。知名町の現状に合った計画を策定してまいりたいと考えております。

ウ、障がい者福祉につきまして、令和８年度は第５期障がい者計画・第８期障が

い福祉計画・第４期障がい児童福祉計画の策定になりますので、これらのものにしっかり取り組んでまいります。

エといたしまして、国民健康保険制度や介護保険制度につきまして、誰もが住みなれた地域で安心して生活するため、健全な国民健康保険事業や介護保険事業の運営を行うことは重要となります。必要なときに望む医療や介護サービスを受けることができるように体制を整えていくことが必要でございます。そのために、国民健康保険税、介護保険税の見直しを図り、健全な安定的な運営ができるような仕組みづくりに取り組んでまいります。

災害に強いまちづくりにつきましては、防災行政無線の戸別受信機の機能向上及び電波不感地域の解消を目的として、令和７年度から８年度にかけて、防災行政無線戸別受信機の整備を行います。

６番目に、集落の活性化に向けて、集落が抱えている課題の一つであります人口減少から起因する活動低迷には、集落行事の参加者減少に伴う行事維持が困難となっております。改めて、住民同士の相互扶助機能の向上を目指し、できる人ができることをそれぞれ持ち寄って面で組織を支えていく取組を推進してまいります。

また、アグトラスト基金を積極的に活用し、集落及び団体が持続的に行うボランティア活動を推進し、地域の活性化と自主的かつ将来を見据えた自立的な活動に対して支援をしてまいりたいと考えております。

３番目に、未来を支える産業競争力の強化と次世代を担う人づくりにつきまして、稼げる地域をつくる農業・畜産・水産業のための基盤づくり。良好な営農条件を備えた農地や農業用水等の農業生産基盤の整備・保全管理は農業生産力を支える上で重要な役割を担っております。このような農業生産条件の整備を強力に進め、効率的かつ安定的な農業経営体の育成や農業生産性の向上を図ってまいります。具体的には、下の施策をご覧ください。

続きまして、活力ある農林水産業の育成につきまして。本町の農業は、サトウキビを基幹作物に野菜、花卉、果樹、葉たばこ、畜産など幅広い品目で生産されております。その中で、バレイショと畜産、サトウキビと花卉などの複合経営による経営リスクの分散や輪作による生産力の維持が図られてきました。一方で、機械化に伴い、サトウキビ、バレイショにつきましては、経営面積の拡大を図られており、専作による規模拡大が進んでおります。

現在、本町農業を取り巻く情勢は、農業従事者の減少や労務費の上昇、生産資材の価格の上昇、自然災害によるリスクの拡大など厳しい状況にあります。今後も複合経営の推進と機械化による省力化・少人化を図るとともに、温暖な気象条件を生

かした既存品目の生産性向上及び高い収益性を見込める作物の導入に取り組み、多様な農業者が環境に配慮しながら活躍する魅力あふれる農業、活力ある農業の実現のため、各種の取組を実施してまいります。

作物別の取組を幾つかご紹介します。

サトウキビは、令和７・８年期には天候にも恵まれ、前年に引き続き高水準の生産量が見込まれております。バレイショにつきましては、干ばつの影響により小玉傾向、全体的な出荷量の減少が予想されておりますが、主要産地であります北海道産が夏季の高温による供給不足が予想され、価格は昨年に引き続き平年を上回って推移する見込みとなっており、農業所得の向上が期待されます。サトイモとニンニクにつきましては、ＪＡあまみ知名事業本部園芸振興会と連携を図りながら、生分解性マルチの利用を推進し、省力化と環境負荷低減に努めてまいります。

続きまして、花卉栽培につきましては、本町においても生産者や生産量は減少傾向にあります。これ以上の生産量の減少は産地としての競争力低下につながるため、新規花き生産支援事業における生産者の確保や各種補助事業の活用により施設整備を推進するとともに、露地栽培可能な品目・品種の普及を図るなど、本町の強みであります温暖な気象条件を生かした産地強化を図ってまいります。

畜産につきましては、本町の農家戸数及び飼養頭数が減少傾向にあり、経営の安定化が急務となっております。トランスバーラなどの栄養価、収量性の高い自給粗飼料の確保、耕畜連携を推進するとともに、購買者に求められる子牛づくりのための町有牛の活用による優良繁殖雌牛の更新を促進し、畜産農家の経営安定を図ってまいります。

また、収益性の向上のための二期作や二毛作の取組につきましては、令和３年度から取り組んでおりますエダマメにつきましては、価格なども良好で、既存品目との二毛作や秋作・春作の二期作が可能であり、有望な品種と考えております。

また、カボチャなど本町の気象条件を生かした品目の取組は、支援策を検討しながら普及、定着を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、地産地消や６次産業への取組につきまして、学校給食へ牛肉や魚肉の提供など地場産品を活用した食育を進めるとともに、６次産業化などの特産品開発については、商品開発から販売までをサポートし、魅力ある特産品づくりを推進してまいります。

担い手の育成・確保につきまして、新規就農者に対する圃場巡回や相談活動の充実及びリタイア農家などからの農地の流動を促すとともに、新規就農者育成総合対策事業を活用して新規就農者の円滑な定着を図ってまいります。

続きまして、生産力・持続力強化に向けて、緑肥や堆肥を活用した土づくりや耕畜連携を推進し、農作物の単収向上及び農業経営の安定を図るとともに、減化学肥料による環境に優しい農業を推進し、みどりの食料戦略システムの目指す姿に向けて取り組んでまいります。

続きまして、特殊病害虫対策といたしまして、セグロウリミバエやカンキツクリーニング病などの特殊病害虫対策につきましては、地域住民の理解・協力を得ながら、国及び県との連携を密に蔓延防止ひいては撲滅に向けて取り組んでまいります。

林業の振興につきましては、林業振興について、森林環境譲与税を活用し、木製遊具等の導入を検討するとともに、木工教室など木育の機会を提供してまいりたいと考えております。

最後に、水産業の振興につきまして、本町の水産業を取り巻く環境は、燃油の高騰や漁具資材の値上がり、漁業者の高齢化や島内消費の落ち込みなどから、漁業経営が厳しい状況にあります。鮮度の保持や島外出荷、島内消費の促進など、沖永良部漁業及びちな漁業集落の活動を支援し、漁業者が意欲を持って取り組める環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、これらの取組を的確に推進し、多様な農業者が環境に配慮しながら活躍できる、活力ある魅力あふれる持続性の高い知名町農業の確立を目指してまいりたいと考えております。細かい具体的な施策については、資料をご覧ください。

続きまして、観光資源の充実と交流人口の拡大による競争力のあるまちづくりにつきまして、観光施設などの整備を進め、町民及び観光客の満足度向上に努めてまいります。

主な取組内容といたしまして、関係人口創出や交流人口の創出につきましては、地域未来交付金や広域連携による人口創出の仕組みを活用し、本町への新しい人の流れを促進し、関係人口の増加を図ってまいります。

ふるさと納税返礼品の強化につきまして、特産品のブランド化やふるさと納税の戦略的運用を一元的に担う知名町まちづくり会社（地域商社）の設立に向けた準備を開始いたします。専門的な知見を持つ人材を登用し、データ分析に基づくマーケティングや事業者と連携した新商品の開発を加速してまいります。

フローラルホテルの経営健全化に向けましてでございますが、施設の老朽化による修繕費用の増加、機器設備の更新に加え、物価高騰による経費の増加、集客力の低下による収益の減など、厳しい経営環境の中、経営状況の見える化を行いながら、施設の経営健全化を図ってまいります。また、本年はフローラルホテルオープンから３０周年の節目となるということから、記念行事などを行いながら、おきえらぶ

フローラル株式会社と協議をしながら、いろいろな政策を実施、検討してまいりたいと思います。

４番目に、地域みらい留学事業の準備につきまして、沖永良部高等学校の活性化と地域の魅力向上を目指し、島外から意欲のある生徒を呼び込む地域みらい留学制度の導入を進めてまいります。令和７年度に実施いたしました先進地視察や、おためし地域留学の実績を踏まえ、令和９年度からの生徒の受入れ開始を確実なものとするための基盤整備を重点的に推進してまいります。

次に、時代の変化に即応する学校教育につきましてでございます。

まずは、一人一人の個性を生かす学校教育の充実、新たなＩＣＴ環境や先端技術の活用による学習の基盤となる資質・能力の確実な育成、多様な児童生徒一人一人の興味・関心などに応じた、意欲を高め、やりたいことを深めることのできる学びの場の提供、学校ならではの児童生徒同士の学び合い、多様な他者との協働した探求的な学びなどを通し、地域構成員の一人や主権者としての意識を育成してまいります。

次に、国際的な視野を持った人材の育成につきまして、島の歴史・文化・自然を題材にした探求的な学習を通し、得た知見やコミュニケーション能力などを駆使して発信できるとともに、相手の価値観を尊重しながら、グローバルな視野で活躍できる児童生徒の育成を目指してまいります。

教育の情報化に向けましては、ＩＣＴ支援員、現在、地域おこし協力隊を活用しておりますが、これを配置し、学校におけるＩＣＴ環境整備や教員のＩＣＴ関係業務をサポートするとともに、児童生徒の情報活用能力の育成を図ってまいります。

続きまして、学校の在り方検討委員会の設置につきまして、知名町立小中学校の今後の在り方について、広く意見を求めるため、検討委員会を本年度設置し、議論を深めてまいりたいと考えております。

教職員の働き方改革につきましては、令和８年１月に策定しました知名町立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画に基づいて、改革を推進してまいります。また、中学校部活動におきましては、和泊町と連携を図りながら、地域連携の体制から今後の方向性を探ってまいりたいと考えております。

続きまして、共生社会を構築する生涯学習の充実につきまして、急速に進展する社会において、町民一人一人が主体的に学び、自己実現を図る基盤を構築してまいります。

まず、共に学び、高め合う生涯学習社会の実現につきまして、町民の多様なニーズに応える公民館講座を開設し、生涯学習フェスティバルなどを通して、その成果

を共有する場を積極的に創出してまいりたいと考えております。

続きまして、郷土の誇りを次世代へつなぐ文化・スポーツの振興につきまして、島唄・島ムニ大会の実施や、島ムニ継承推進協議会の機能化を図り、地域の宝であります独自の文化を次世代へ確実に継承します。また、沖永良部島古墓群に関わる取組を加速させ、郷土への誇りと愛着を醸成してまいります。さらに、優れた芸術鑑賞の機会を提供するとともに、スポーツを通じて健康で活力あるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

町誌編さん事業の推進につきましては、町制８０周年を記念し、知名町誌第２版の編さん事業を確実に推進してまいります。令和１０年度の刊行に向けて編さんを進めてまいります。

小学校の給食費の無償化につきまして、給食費の負担軽減交付金を活用いたしまして、令和８年度より小学校給食費の無償化を実施してまいります。

結びに、住民協働のまちづくりは、住民、自治会、町民活動団体、企業、行政が協力をし、共通の目的のために、それぞれの得意分野や活動を生かして、知恵や汗を流し合い、共にまちづくりに取り組む姿勢とその仕組みのことでございます。辞書を調べてみますと、まちづくり、２つあります。漢字で書くまち町づくりや街づくりというのは、主にインフラ整備の面などの行政や企業などが中心となって物理的な空間を整備するものと定義されておりました。平仮名で書きますまちづくりというものは、これは住民が主体となって、地域の特性を生かした活動を指しているそうでございます。この両者は、地域の発展に欠かせないものでありますので、これらを適切に組み合せていくことが大切だと考えております。

私が町長就任以来掲げております「子や孫が誇れる持続可能な潤いと活力あるまちづくり」実現に向けては、みんなで考える「協考」、みんなで取り組んでいく「協働」、みんなでつくり上げていく「協創」という、この３つの基本姿勢を根底に今後も進めてまいります。

町制８０周年からの新たな１ページを町民と共に議会のご理解とご協力を得て、率先垂範して推進してまいりたいと考えております。

以上で、私の令和８年度の施政方針といたします。ご清聴ありがとうございました。

○外山利章議長

これで、今井力夫町長の令和８年度施政方針表明を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後１時から再開します。

休　憩　午前１１時３６分

―――――――――――――――――――

再　開　午後　１時００分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第７　一般質問

○外山利章議長

日程第７、一般質問を行います。通告に従って、順次発言を許可します。

通告１番、田尻博樹議員。

○田尻博樹議員

議場の皆さん、傍聴席の皆さん、そしてインターネット中継のご覧の皆さん、うがみやぶら。

議席番号１番、田尻博樹が、次の４つについて一般質問を行います。

大きな１番、知名漁港製氷施設について。

令和７年６月議会で、知名漁港製氷施設については最適な補助事業を活用しながら更新を目指すとの答弁であったが、今後の計画についてお伺いいたします。

大きな２、漁業振興について。

①漁業者は物価高で漁具の購入に苦慮している現状である。持続可能な漁業振興を図るべく、漁具について支援ができないか、お伺いいたします。

②近年、知名漁港をはじめ、その他の漁港周辺に廃船が見られるが、管理及び廃船処理はどのように行われているのか、お伺いいたします。

大きな３番、教育費について。

教材費や学用品等をはじめ、教育費は保護者にとって大きな負担になっていると思われます。

そこで、①小学校及び中学校での１年間の児童・生徒１人当たりの保護者負担はどのくらいあるのか、お伺いいたします。

②就学援助制度について、町の基準はどのように設定しているのか、お伺いいたします。

大きな４番、教育行政について。

①毎年、新１年生の交通安全教室は４月中旬以降に各学校で行われていると思うが、新１年生は交通弱者でもある。入学式が終わったら、まず初めに交通安全指導

を行うべきと思うが、考えをお伺いいたします。

②今年度、保護者や町民から各小学校及び中学校に危険を注意する連絡は何件あったのか、お伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○今井力夫町長

それでは、田尻博樹議員のご質問、４点ございますが、後半の３番と４番につきましては教育委員会所管事項になりますので、教育長答弁に代えさせていただきます。

では、まず１番目の製氷機の設置についてのご質問ですけれども、製氷装置の整備計画につきましては、多額の費用が見込まれることから、最適な補助事業を活用すべく、防衛省が管轄します民生安定事業やその他農林水産関係事業を含め、検討を行ってまいりました。

補助率や事業の要件を考慮した結果、奄美群島成長戦略推進交付金事業を活用し、来年度において実施計画と施設の建設予定地の地質調査、令和１０年度においては建設に向けて具体的な検討をしてまいりたいと考えております。また、今年度におきましては基本計画を実施中であり、来年度から始まる事業開始に向けた基本的な整備計画の作成を行っているところでございます。

なお、既存の施設につきましては、補助事業の対象外となりますが、来年度において解体工事を計画しております。

２番目の漁業振興につきまして、①番、漁業経営は物価高騰により非常に厳しい状況にあると認識しております。そのため、漁獲量の増加と鮮度保持体制の改善により漁業経営の安定化を図ることを目的とし、来年度から新規事業として知名町漁業設備改善支援事業を開始する予定でございます。

当事業においては、魚群探知機や巻上機、冷凍・冷蔵設備といった漁労機械や鮮度保持設備など、導入支援を行っていく計画であり、当事業の活用により漁業者の所得の向上と経営の安定化を図ってまいりたいと考えております。

②につきまして、知名漁港は鹿児島県が管轄をします県管理漁港でございます。大島支庁沖永良部事務所へ確認をしたところ、野積場に上架されている漁船が３３隻あり、現在、所有者特定のため沖永良部島漁業協同組合に問合せ中であり、所有者判明後、放置船状態となっているものについては撤去依頼を行うと聞いております。町管理の沖泊漁港及び住吉港においても放置船状態となっているものが確認をされており、県と同様に現在所有者を問合せ中であり、所有者判明後は撤去依頼を行いたいと考えております。

以上で、私の回答を終わります。

○田中幸太郎教育長

それでは、田尻議員の３番、教育費についてのご質問にお答えをいたします。

まず、３の①でございます。

本年２月に各小中学校に対して行った調査によりますと、学年や学校によって異なりますが、年間の教材費が小学校で６，０００円から１万５，０００円程度、中学校で１万４，０００円から３万円程度です。そこにＰＴＡ会費や修学旅行費、卒業アルバム代等が加わり、全学年平均の年間支出は、小学校で２万円程度、中学校で５万円程度となっております。

次に、３の②でございます。

就学援助とは、経済的な理由等により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品や給食費、修学旅行費などの補助を行う制度であります。

対象は、知名町に住み、町立小中学校に通うお子様がいる保護者で、生活保護を受けている要保護者、生活保護に準ずる程度に生活が困窮していると認められる準要保護者となっております。

準要保護者の認定基準は、生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けている方、市町村民税の所得割が非課税となっている方、市町村民税の減免を受けている方、国民年金掛金の減免を受けている方、国民健康保険料の減免または徴収の猶予を受けている方、児童扶養手当の支給を受けている方、生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けている方のいずれか一つとなります。

ほかにも、保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者である場合や、職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者、特に認定が必要と教育委員会が認めた者などが対象になることがございます。

続きまして、４番の教育行政についてであります。

まず、４の①です。

児童・生徒の安全を守るために、交通安全指導は年度当初に行うべき大切な事項だと認識しております。各学校では、年度初めに、警察の協力の下、交通安全教室を４月から５月初旬にかけて行い、交通安全への意識を高めております。

また、小学校１年生につきましては、入学式の翌日に下校の仕方を指導したり、横断歩道の渡り方の実技指導を行ったりするなど、各学校で実態に応じた取組が行われています。入学説明会のときに、保護者に、親子で歩いて通学路の確認を行い、交通ルールの確認や、家の周りの危険箇所について確認するように協力を依頼している学校もあります。

さらに、挨拶による見守り活動や集団下校等、地域や家庭の協力の下、様々な工夫をしております。

今後も新１年生については入学式後の早い段階で交通安全指導を行うよう、校長研修会等で指導してまいります。

次に、４の②です。

今年度、保護者や町民から各学校に危険を注意する連絡は１３件ございました。そのうちの４件が、解体工事現場がある等、危険箇所があるという情報提供でした。残りの９件が、港など危険箇所への児童・生徒だけでの立入り等、危険な行動についての情報提供でございました。いただいた情報を校内で共有し、その都度、児童・生徒へ個別指導や全体指導を行っております。

今後も家庭や地域と協力して児童・生徒の安全指導を徹底してまいります。

以上でございます。

○田尻博樹議員

大きな１番から順次再質問していきたいと思うんですけれども、製氷施設について、先ほど町長の答弁では、令和１０年に建設するという答弁がありまして、私もこの町長の答弁を聞いて、この製氷施設については、もう３０年余り、今の不便を来している状態が続いて、今回、私も町長の答弁を聞いて、ようやくこの製氷施設については前向きに建設が進められるのかなと思っております。

これについては、これまで先輩議員、福井議員も、町民の不便を解消するために、やはり執行部と議会とで不便解消していくのが責務だと、これまでの一般質問の中でもありましたように、本当に、この製氷施設については、不便を来している町民、そしてまた、隣町に氷を買いに行くときには、やはりドラッグストアであったり、エーコープであったり等、やっぱり経済損失も大分あったというふうに聞いておりますので、そういったところも解消できれば、本当にすばらしいことかなと思っています。

また、隣町の製氷施設も少し調べてみると、やはり大分老朽化が進んでいまして、今現在、修繕も行いながら何とか運用しているというふうに聞いていますので、仮に隣町が更新時期を迎えたときにも本町の製氷施設で対応できるのではないかなというふうに思っていますので、ぜひそういうときは協力して持続可能な漁業振興を図っていければなというふうに思っています。

細かい解体等については、川畑議員のほうが私より、解体計画であったり製氷施設の施工計画、製氷機の設置、質問しておりますので、私のほうは具体的な質問は控えたいと思います。

１つだけ、ちょっと要望というか、言っておきたいのが、今現在、もう止まっている製氷施設、調べてみると、やはり最後は大きな修繕費用がかかったと。約２，０００万円ですか、修繕に大きな費用を費やしたということで、やはり私は、これは何か積立てというのも必要じゃないかなと。耐用年数は約２０年間と聞いています。最初の１０年間は故障がなく使えるというふうになっているんですけれども、それから以降、やはり修繕が始まると。それに備えて幾らかは積立てもしていくべきなのかなと思いますので、そこも検討していただければなというふうに思います。

大きな１番については、これで終わりたいと思います。

大きな２番、漁業振興についてなんですけれども、今度、新規事業で、知名町漁業設備改善支援事業ということでなんですけれども、この中身を見てみると、ほとんど機材なんですよね。漁業探知機であったり巻上機、測位装置であったり船舶自動識別装置であったりと、鮮度保持もそうなんですけれども、今、本町の魚種の中にソデイカというのがあると思うんです。このソデイカは、結構道具が、そんなにとは言いませんけれども、そこそこ費用がかかるんです。

ちょっとだけ説明すると、ソデイカというのは、水深が約４００メーターぐらいのところにいるんです。四、五百メーター、水深ですね。ちなみに、アカマチが３００から４００、アオダイと言って、よくホタと言われているのが、２００メーターなんですけれども。そこに一つのブイをつけて、それで４００メーターぐらい下げてＧＰＳでやって、それを約２０から３０本、規定があるはずなんですけれども、３０ぐらいだと思うんですけれども、大体１００メーターから２００メーターぐらいの間隔で流していくと。その一つのブイで大体１万数千円かかるということで、３０であれば３０万円、４０万円ぐらい。これも禁猟期間もあったりして、消耗品ということで、ぜひこのあたり、ソデイカの道具についても支援というのはできないのか、少し課長補佐のお考えをお伺いいたします。

○西田耕輔農林課長補佐

ありがとうございます。

今回、これまで本町では農業振興に向けた各種支援事業は様々実施してきた一方で、本町の少数派でございます漁業者の皆様への支援が相対的に少ないというところがございましたので、来年度から漁業の安定化を図るべく知名町漁業設備改善事業を実施するというところとなっておりますが、各種漁具も近年では物価高騰のあおりを受けて非常に高額になってきているということも聞いておりますので、各種、様々なものにつきましては、農林課にぜひご相談をいただきまして、導入に向けた

手続等々を含めて、ぜひ一度、ご説明をさしあげますので、漁業者の方には農林課のほうにお越しいただきまして、積極的な事業活用を推進してまいりたいと思っているところでございますので、相談に来ていただければなと思っているところでございます。

以上です。

○田尻博樹議員

ソデイカについては、ふるさと納税の返礼品にもなっていますので、漁具について前向きに検討していただければと思います。

あと、２点、要望を出しておきたいんですけれども、機械というよりか、本町の港と隣町の港というのは、少し港の大きさが違うということがありまして、船って大体台風のときというのは台車を使って上げるんですけれども、この台車というのが隣町と本町とちょっと違うところがありまして、本町の場合は、必ず１隻に対して一つの台車というのが必要なんです、大小かかわらず。隣町の場合は、一番入り江に置ければ台車は必要ないんです。だから、隣町というのは大型漁船というのが基本的に多いんですよ。

ただ、もちろん故障であったり、船艇のペンキ塗り等もある場合には、共同での台車というのがありまして、それがたしか３，０００円ぐらいだったと思うんですけれども、それで延泊、１泊当たり１，０００円ぐらいだったと思うんですけれども、そういう両方を取っているんです。

なかなか、この台車というのも、もちろん海水ですので、さびやすいと。何回も、ちょっと荒れたらすぐ上げたりとかしないといけないので、非常に傷みやすいということで、この台車についても、この事業を適用できるようにお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。お考えを伺いたいと思います。

○西田耕輔農林課長補佐

ありがとうございます。

台車等も、各種様々な船の大きさによって自己で発注して、高額なものと聞いておるところでございますので、個別の様々な事案についても幅広く支援をしてまいる事業と計画しておりますので、ぜひご相談いただければなというところでございます。

○田尻博樹議員

もう一点、あと一つが輸送なんですけれども、今、沖永良部漁協で水揚げしたときには出すんですけれども、近年、物価高騰もあったりして、なかなか沖永良部漁協だけでは売りさばけないということもありまして、鹿児島に送ったり沖縄にも送

ったりもしているんですけれども。

このコンテナなんです。今、白い大きなコンテナがあるんですけれども、なかなか大きくて、そこまで必要ないと。氷もすごい大量に要るということで、昨年だったかな、小さなコンテナを購入したと思うんですよ。多分１メーター角ぐらいだと思うんですけれども。隣町には結構多数あるということなんですけれども、本町には１個しかないと。なかなか鹿児島のほうに送ってしまうと、その分、ほかの方が使いたくても、１個しかないので、使えないということで、これをもうあと一個、金額的にも２０万円、３０万円ぐらいというふうにも聞いているんですけれども、そこまで高価なものではないというふうに思うんですけれども、いかがでしょう。これをあと一つ、二つぐらいという要望があるんですけれども、考えをお伺いします。

○西田耕輔農林課長補佐

コンテナにつきましては、令和７年度に離島漁業再生支援事業交付金というものを活用しまして、知名漁業集落が当該発送用の冷蔵コンテナを１基導入したものでございます。こちらにつきましては、今後も漁業者から要望があった際は、交付金等を活用してコンテナを追加導入することも可能となってございますので、ぜひ要望がございましたら声を上げていただければなと考えているところでございます。

以上です。

○田尻博樹議員

すみません。要望はあると思いますので、ぜひまた事業交付金を活用していただければというふうに思います。

②にいきたいと思います。

廃船についてなんですけれども、私が言うまでもなく、もう皆さんも当然、この廃船について、よく港を見て目につくと思うんです。

白浜港ついては、やはり近くには公園、マリンパークもあったり、夏には町の花火大会、昨年度から前夜祭も白浜港周辺で行っていると。今年は操法大会も計画しているということで、やはり誰が見ても今の現状というのは、恐らくよくはないと思うんです。

今、先ほど、町長の答弁では、管理は県が行っているということで、現在、所有者の判明に向けて調査中ということなんですけれども、これ、私は最初、農林課かなと思ったんですけれども、どうかなと思ってみたら、管理は建設課と。

私、もう一つは、これは不法投棄に当たるんじゃないかなと思いまして、どうなのかなと思いながら調べても見てはいるんですけれども、まず、保健福祉課長に聞

きたいんですけれども、この廃船というのは不法投棄に当たるのか。そのあたり、課長の認識というのをお伺いいたします。

○中村里佐子保健福祉課長

船は、ちょっと特殊でありまして、航行可能な状態、まだ動く状態であれば、持ち主がいらっしゃいますので、やはり私物というところもありますので、それは不法投棄ではなくて放置をしているということになると思われます。

また、航行不能な状態でも、やはり船には全て登録番号がありますので、この登録番号を追うと所有者が分かるようになっておりますので、不法投棄と言われるかというと、ちょっと難しいところもあるのかなと思います。

人が特定されない、そして物がよく分からないというものは、そうなりますけれども、やはり船のほうも車と同じでナンバーを持っておりますので、そちらから当たることができるということで、所有者が判明するケースが多いですので、まずはそちらで所有者を確定してからということになると思うんですが、その番号が取り外されていたりとか、あと、もう全く分からない、もし亡くなっていて後を見る方もいらっしゃらないとなると、もしかすると不法投棄に当たるケースもあるのではないかと思われます。

○田尻博樹議員

まだ、今、所有者については調べているということで、私も気になったのが、所有者がちゃんと判明できるかということで、ちょっと調べてみると、やはり船には、番号が削られたり、登録情報が古いもの、そもそもが未登録の船舶もあるみたいですので、本当に、この所有者については早めに特定していただいて、もし特定できなかった場合の対応も考えていかなければいけないところなんですけれども、これについては、今、調べている最中ということですので、また検討していただければと思います。

やはり所有者の気持ちになれば、処分はしたいんですけれども、聞いてみると、どういうふうに処分をしていいのかが分からないというところが結構ある。もう一つは、やはり費用の問題。この２つがやはりちょっとあるのかなと、調べてみると。この廃船というのは、どのように処分するのか、どういうふうな流れで。調べてみると、島内、町内でもできるのかもしれないというものもあれば、隣島に持っていかなければいけない。鹿児島まで運ばなければいけない。ＦＲＰというんですか、こういう漁船を。このあたりの処分方法というのは、どのように処分するのか。どなたに聞くのか分からないんですけれども、分かりますか。

○英　敬一建設課長

先ほど申しましたＦＲＰ製の場合は、リサイクルシステムということで、鹿児島のほうでリサイクルができるというふうに聞いております。また、もう一つは産業廃棄物処理業者へ依頼をする。そのような方法があるかと思いますが、まずは沖永良部島漁業協同組合に問合せをしていただければ、そのようなことも説明がいただけるのではないかなと思っております。

○田尻博樹議員

今の課長のであれば、問合せをすれば、処分方法というのは、漁協のほうで行うというか、費用を払えば行っていただけるという。

ではない。すみません。

〔「方法」と呼ぶ者あり〕

○田尻博樹議員

方法ですか。

方法なんですけれども、その方法というのが、どういう方法なのかなというところなんですよ。だから、自分で例えば解体しないといけないのかとか、じゃ、どこかへ運ぶのか、どこかへ送るのかとかという。そのあたりまでは、もう聞いてくださいということですか、漁協に。

もう一回、ちょっといいですか。

○英　敬一建設課長

港の管理者のほうでは、船の具体的な処分方法のほうまでは、ちょっと把握をしてないところです。

○田尻博樹議員

このあたりは、なかなか難しいところかなと思って、私は一つ、ちょっと提案になるんですけれども、やはり今後もこういう廃船というのを起こさないというか、そういうものが出ないためにも、もちろんこれをやらなければいけないのは所有者なんですけれども、やはり漁協、そして所有者のほうで、やはり処分というのはしていかなければいけないところなんですけれども、やはり町でも協力できるところ、例えば年１回は廃船の皆さんと、協力しながら、話合いをしながらででも、そういう取組というのも必要ではないかなと。

全部個人個人でするというのもなかなか大変じゃないかなと思うし、だからこそ、こうやって廃船というのがあるんじゃないかなと。全部個人でやらなければいけないのは、そうなんですけれども、何かこう、漁協と町とでできる範囲内で、この廃船については話合いを行ってやるべきかなと。

また、恐らくこれは高額になると思うんです。やはりある程度町でも支援も必要

かなと。先ほど町長の施政方針の中でもありましたけれども、住みよい住環境の整備という中で、空家解体撤去工事補助というのがあると思うんですけれども、この空き家だって結局は本当は個人でやらなければいけないわけですよね、本来であれば。

けど、これは町と国とですか、事業でやっていると。解体で、２棟ですか、見込んでいるということで、いかがでしょうか。廃船の撤去費用についても何かしらの町としてできる範囲内での支援等も必要ではないかなと思うんですけれども、そのあたりについて、お考えをお伺いいたします。

○今井力夫町長

船の廃船の仕方と一般家屋の撤去というのが同じ土俵の上に乗るかというと、なかなかそうじゃないのではないかなと思うんです。家屋というのは、あくまでも人が住居として生きるために使っていたものであって、船は、ある意味では本人の趣味とか商売のために活用している部類のものであって、これを同じ土俵の上で、じゃ、即、町が廃船費用を出す経費を予算を組んでいけるかというと、ここは十分考慮していく必要があるのではないかなと考えております。

確かに、住みよい住環境の中で、家屋の場合には、ある意味では、そこに倒壊家屋があることによって、近隣の家屋に大きな台風とかで被害を与えてしまうとか、または悪臭を漂うようなことがあると、公衆衛生上の問題があると。船はそうならないかというと、確かに船も朽ちかけてくると飛散する可能性があるかもしれませんけれども、家屋の場合と廃船の場合とでは、かなりその辺はニュアンスが違ってくるのではないかなと考えております。

したがって、まず、所有する人たちにモラルというものをしっかりと持ってもらわないと。興味を持って船を所持した。それこそ車なんかも、廃車をするときに、今はリサイクル料というのを事前に払わないと取得をすることができないというような制度もありますので、こういうものを、廃船に向けての事前に購入者が何らかのリサイクル料的な制度というのを、まず国・県がしっかりとつくっていくべきものではないかなと。

一律に、各自治体市町村において、それをつくり上げていくというのは、今の段階では、ちょっと難易度が高いのではないかなと思われます。即回答にはならないかもしれませんけれども、まだ今の段階で同じ土俵に持ってくるのには、もう少し詳細な検討が必要かなと思います。

○田尻博樹議員

もちろん家屋と廃船を一緒にというわけじゃなくて、やはり個人でやらなければ

いけないところはと思って、その撤去費用というよりか、例えば、どこかに送るとなったときに輸送費ぐらいはと。車の場合は、そういうリサイクル料というのが最初にあるんですけれども、船にはそういうのもない、全部自分でやらなければいけない。

例えば、廃船の所有者を集めて共同でやれば、町でも、ちょっとでもというような、運送、どこかに送る場合では、できる範囲があるんじゃないかなというふうに思いますので。もちろん、船には大きさが大小それぞれありますので、それぞれによって船の処理料というのは全く違うんですけれども、それを理由に、やはり所有者の皆さんも、ちょっと処分ができないというふうな方も恐らくいると思うんです。そこをどう前向きに建設的に話合いを行っていくか。その中で支援できるところは、じゃ、町としてどういうところかというのを考えていただければなというふうに取っていただければなと。

何もやれやれということではございませんので、やはり今の現状が私はあまりよろしくないと。白浜港にあのようにある。ほかの港にもある。毎年同じように全然解決されていないこの現状が、あまりよろしくないので、少しでも町としてもできることはやっていくべきじゃないかなというふうに思っていますので、そのあたり、ぜひ検討していただければというふうに思います。

最後に、今後このような廃船が起きないようにするための何か対策等を打っているのか、お伺いいたします。

○今井力夫町長

沖永良部島漁協の総会の中でも、これと似たような事案が出てきております。少し似たようなのでは、いわゆる廃船ではなくて、置き船といって、高くで誰かが買ってくれるのを待つために港の中に泊めているんで、ほかの船が接岸できないとかというようなものが、漁協の総会の中での問題として出てきております。

そういうあたりで、漁協の中でも船を係留するためには届出というのが必要になってきますので、話合いの中で、船を所属港としてするときに、そこに何らかの義務的経費というのをかけていくべきじゃないだろうかというようなことは出てきておりますので、この辺については、漁協をはじめ、知名漁業集落が管理しております白浜港と、それから沖泊・住吉港などにおいても、それぞれの漁業集落の皆さんがいらっしゃいますので、そういうところで、ある程度具体的な方向性というのを検討していただいて、それを町に提案してくるというような形で、最初から町が先陣を切っていくのではなくて、まず船を所有する人たちのモラルの問題として、それから、ふだん漁業組合の皆さんが港の管理をしていただいておりますので、そう

いう人たちの総会、話合いの中で、今後このような廃船が置かれることとか、留め置き船が置かれる、こういうものについて、どのように対応していくべきかというのは、当該者である船を所有している皆さんの間で、一旦、素案というのをつくり上げていただいて、それを基にして我々自治体との協議という場に入っていくのが流れではないかなと私は思います。

以上です。

○田尻博樹議員

もちろん町長のおっしゃるとおりであります。

最後、ちょっと事例を見ると、やはりこのまま放置船がずっとされていると。全国で見ると、行政代執行で処分した例も一応ありまして、非常に多額の費用も有して、所有者が不明になってしまうと、もう回収もできない事例もあるみたいですので、ぜひこの廃船については注視、監視も強化をしていただければなというふうに思います。

以上で、大きな２番を終わりたいと思います。

次に、教育費についてなんですけれども、この教育費について、教育長の答弁なんですけれども、小学校では教材費が６，０００円から１万５，０００円程度、中学校で１万４，０００円から３万円程度ということでなっているんですけれども、これを調べるきっかけというか、私もずっともう前から結構気になっていたんですけれども、それで今回、一般質問に上げたんですけれども。

知名町の子ども・子育て支援事業という第３期の、あると思うんです。１期、２期、３期とやって、４月からは知名町こども計画に変わるみたいなんですけれども。その資料を見てみると、これは第１期が平成２５年から調査をして、平成３０年２期、令和５年で３期となっているんですけれども、子育て・教育に係る経済的負担が大きいと感じる保護者の割合というのが、平成２５年で３２％、平成３０年では５３％、令和５年になると約９０％余りの９割以上の保護者が、教育に経済的負担を感じているというふうにおっしゃっているんですよ、アンケート調査では。

また、仕事と子育ての両立が難しいと感じる保護者も、平成２５年では３２％が令和５年度は８０％と、すごい高い水準で、この教育費と仕事の両立については、苦労しているというか、大変な思いをしているということで、今回、一般質問を上げたんですけれども。

前回も子育て支援の中で、手ぶら登園をしたんですけれども、子育て支援課長が、いろいろ支援をしているということなんですけれども、いろんな子育てであったり

教育について支援をしているんですけれども、私からすれば、本土と同じぐらいの支援では恐らくいけないと思うんです。

なぜかといったら、結局、本町は、こういう離島というのは、まず物価が高いわけですよね。ちょっと今回、町のほうでアンケート調査をしたときに、ある学校の平均年収のを見たときに、３５０万円以下の子育て世帯が約４割ぐらいいるんです。３５０万円の年収ということは、手取りでいえば２０万円ちょっとかなと。そういう環境の中で子育てをしているというのが今の現状なわけですよ。

そういう中で、この教育費が実際どのくらいかかっているのかなと思って、私もちょっと質問というのを出したんですけれども、私は、もう少し調べられないものかなと思っているんです、細かく。

よく調べてみると、教育費というのは、手取りの１０％ぐらいと言ったかな。１０％ぐらいと言っているのかな。１０％を超えると、やはり厳しいと、手取り収入の。全消費の何％とか、いろんなやり方、表し方というのがあるんですけれども、一番簡単なのが月額の１割ぐらいと言われていると思うんですよ。幾ら私は支援をされていると思う。実際、このあたりの数字がどこまで抑えられてきているのかというのを分からないと、なかなか保護者の感覚としては分かりにくいと。

この調査を見ると、非常に所得の格差がすごく大きいなというふうに思うんです。だから、３５０万円以下の人が４割いれば、それ以上の方が６割いるわけですよ。５００万円、６００万円で、１，０００万円以上の方もある一定数いると。これは、２０代、３０代の保護者ですね、調べたのが。

というところなんですけれども、いかがでしょう、指導主事、もう少し詳しくこのあたりを調べて大体割合で出せないものか。

例えば、平均３５０万円で、子供２人でというふうになったときに、何かしらの。ただ、１万４，０００円、１万３，０００円なら補助していますよといっても、じゃ、その世帯がどのぐらいの世帯には。必要じゃない世帯ももちろんいると思うんですけれども、それより必要な世帯ももちろんいると思うんです。このあたり、難しいと思うんですけれども、やはりこの割合というのを調べていかないと、なかなか難しいような気もするんですけれども、いかがでしょう、ちょっと考えをお聞かせいただきたいと思うんですけれども、お願いします。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

今のお尋ねなんですけれども、保護者の年収を調べてという形になりますか。であれば、ちょっと厳しいのかなと思います。

今、教育委員会のほうで把握できることとしては、各学校が教材費もろもろに幾

らぐらい保護者からお金を集めているのか、これは把握しております。さらに、それに対して、就学援助等で幾らの補助をしているのか、これは把握しております。そのことを、先ほど教育長からもご答弁にありましたけれども、数字として出させていただきました。

以上です。

○田尻博樹議員

すみません。ちょっと分かりにくいかもしれませんけれども、総支出とか手取り収入に対しての割合がどのくらいかということで、これ、私が調べたのが町の資料なんですよね。町がやっている資料なので、そこのあたりをちょっと見て、取っていただければ、そのあたりの手取りに対してどのくらいが教育費かというのもある程度分かるんじゃないかなと。もちろん年収はそれぞれ個人ばらばらなんですけれども、大体ですよ、例えば１人、多子世帯となったときに、じゃ、どのくらいの費用がかかってくるのかというのを割合で分かればですよ。

○池沢由美子教育委員会事務局長

先ほど教育長も答弁で述べましたけれども、子供１人当たりにかかる教育費というものは、第１子でも第２子にしても第３子でも同じ。平均で見ると、先ほどありましたように、小学校で年間、本町においては２万円程度、中学校で５万円程度ということになります。

例えば、３５０万円以下の収入世帯が１割、手取りの１０％教育費に充てられるとするならば、３５万円までは充てられるということになると思うんですけれども、実際は小学校で教材費等を含めて２万円程度、５万円程度ということですので、１割を超えているというような現状ではないというふうに今のところは判断できるのかなというふうに考えております。

○田尻博樹議員

もちろん、この数字ではそうなんですけれども、教育費というのは多岐にわたると思うんですよ。例えば、給食費というところも入ったりとか、ほかのところも、いろんなところがあるので、どこまで反映するかというのは分かりませんけれども、このあたりを。いや、これは調べたというよりか、教育費がかかるかかるとよく言われますけれども、この数字で見るだけだったら、教育費って、今、局長がおっしゃったように、かかっていないわけですよね。じゃ、どういうところにかかるのかというところなんですよ、分かりやすくいえば。それが収入のどのくらいに占めているのかという。よく教育費というのは、人生でも三大支出の一つと。教育費、住宅費、そして老後の資金ということで、じゃ、実際そのあたりはどのぐらいかかる

のかということですので、難しいと思うんですけれども、もし検討していただければなというふうに思いますけれども。

○池沢由美子教育委員会事務局長

参考までに、文部科学省のほうが、現在、隔年で、教育費としまして、子供の学習費調査というものを行っております。文科省のホームページのほうにも随時アップされているんですけれども、最新のデータは令和５年度の結果がアップされております。そちらでは、公立の幼稚園、小学校、中学校、高校、大学まで、あるいは私立の幼稚園、小学校、中学校、高校、大学まで、大体全国的にどれぐらいの費用がかかっているかというような数値が出されております。

その中では、教育費、こちらは先ほどあった教材費であったり、それから通学にかかる費用であったり、学校に通うための最初の初期費用、制服代であったり、そういうようなものであったり、それから給食費、それから学校でかかる以外の校外活動費、例えば塾であったり、スポーツクラブ活動であったり、そういうふうにかかる教育費というようなものも出ております。

それと、ご自身の、今日現在、本町でかかっている費用がどれぐらい負担になっているかというところを比較して、本町がどのぐらいの位置にあるかというところを考えることは、今後できるのかなというふうに考えております。

○田尻博樹議員

分かりました。

次にいきたいと思います。

あと幾つかお聞きしたいのが、私も今、小学校に子供がいるんですけれども、よく先生方から集金というのをもらうんですけれども、これは現金なんですよね、実際は。現金で１００円単位というふうになっていまして、なかなか今の時代、やはり現金で扱うというのもいかがなものかなと。支援級は１０円単位だったと思うんですよ。普通の一般級であれば、１００円単位で集金を行っているということで、これは各学校、どのような集金方法を取っているのか、お伺いいたします。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

お答えします。

この会計事務というのは、学校にとっても結構な負担になるものなんです。業務改善のことも含めまして、それを何とか工夫しましょうということで、いろいろ町としても声かけを行っているところです。

その中で、今行われている工夫としましては、ゆうちょアプリを使った振込での集金だったり、現金で集めはするんですけれども、学期１回にするような取組など

を聞いております。また、そのいろんないい取組を町の中で学校の中で情報交換をして広めようというところを進めているところです。

ただ、これは学校の規模によっても、このやり方が適しているというのは異なってまいりますので、学校の規模なんかも考えながら進めていってほしいなと思っています。

以上です。

○田尻博樹議員

分かりました。

あと、もう一点なんですけれども、ちょっと給食費の話をしたいと。

教育費の中にも給食費というのは含まれる中で、今回、給食費が実質の無償化ということなんですけれども、もう知っている方もいれば、知らなかったという方もいて、私も、あれっと思ったら、言われたんですけれども、この給食費については、小学校が無償化ということで、中学校は、やはり今、月額４，０００円ですかね、無償にはならないということで、これをちょっと調べてみると、実際は５，２００円ですか、助成を受けると。児童１人当たりだったと思うんですけれども。ちょっと、もう時間がないので、あれなんですけれども。

実際、もともともちろん町が助成をしているというのはもう私も分かっています。ですけど、今回の助成で町としてどのくらいの軽減が図られたのかと、それを一部中学校の給食費にも充てられないかなと思っているんですよ。例えば、今４，０００円であれば、１，０００円ぐらいは中学校の給食費に充ててもいいのではないかなと。もともと町が負担している部分ですので、町の軽減がですね、若干低くなるのは分かるんですけれども、やはり保護者感情、町民感情を考えると、今年３月２４日ですか、小学校の卒業式、６年生は恩恵を受けられないということで、１，０００円ぐらいの助成を考えてもいいのかなと思うんですけれども、このあたり、いかがですか。お考えになってはいないのか、お伺いいたします。

○東　里樹学校給食センター所長

中学校に関してですけれども、国のほうが、できる限り速やかに拡大するという段階的な考えを示しております。国の動向のほうを注視していきたいなと思っております。

○田尻博樹議員

分かりました。

確かに国の動向を注視しながらなんですけれども、これ、言われたのが、今の小学校６年生の方が、また中学校を卒業してから中学校が無償化なったらどうするん

だと、これはちょっとあんまりじゃないかという話を聞いたので、せめて今のうちに１，０００円でも助成していただければなと。その動向が早くなればいいんですけれどもということなんですけれども、いま一度、ちょっと検討していただければなというふうに思います。

次に、②の就学援助制度についてなんですけれども、分かりやすく言えば、この援助を受けられるためには３つあるということで、準要保護者の認定基準ということで、生活保護法に基づく停止・廃止、そして市町村民税の所得割の非課税と、あと減免ということなんですけれども、税務課長にちょっとお伺いしたいんですけれども、今、住民税というのは何割と何割で行っているのかお伺いいたします。

○井上修吉税務課長

お答えいたします。

住民税のほうには、所得割と均等割と２つあります。

○田尻博樹議員

分かりやすく言えば、今おっしゃったように均等割と所得割が住民税なんですけれども、恐らく、所得によってですよ、これで計算すれば、課税世帯というのもあるんですけれども、今回のこの就学援助制度の所得割だけで計算すれば、非課税世帯という人たちがあると思うんです。所得割で計算すれば非課税世帯なんですけれども、そこに均等割があれば課税世帯になると。これを保護者が分からないと思うんですよね、非課税世帯かどうかというのは。所得割だけで住民税というのは来るわけじゃないので、今おっしゃったように均等割も入ってきますので、例えば自分が住民税を払っていますとなっても所得割では非課税世帯というのが多分分からないと思うんですよ。このあたりの漏れというのはないんですか、これは。ちょっとそこをお伺いしたいんですけれども。

○池沢由美子教育委員会事務局長

準要保護の認定の部分ということだと思うんですけれども、保護者のほうには非課税世帯であるという書類の提出等は特に求めておりません。生活が苦しいというところで提出していただければ、教育委員会のほうで、書類につきましては公用請求で取り寄せて全ての方の認定のためのチェックを行っておりますので、案内につきましては全世帯にしておりますので、支援を受けられたいというご家庭は、ぜひ提出をいただければと思います。

○田尻博樹議員

これ、支援を受けたいという人は、基本的に自分が非課税世帯だから支援を受けたいというのが、そうしないと援助って受けられないと思うんですよ。均等割で計

算されていると、住民税を。だから、そこの自分が所得割だけで計算したときの非課税世帯というのを知る余地がないと思うんですよね。どこで余地すればいいかというところが。全部に配布するんだけれども、なので、そこをもう一回、ちょっと調べて検討していただければなというふうに思いますので、次にいきます。

これで、大きな３番を終わりますので。

いいですか。じゃ、聞きます。

○池沢由美子教育委員会事務局長

本年度より非課税世帯の中に、均等割の世帯も対象ということで、この支援金のほうは支給させていただいておりますので、自分が均等割のみであるから出ないかというところは特に気にする必要はないかと思います。

○田尻博樹議員

ちょっと難しいなと思って、私も説明が。なので、また後で聞こうと思います。

大きな４番にいきたいと思うんですけれども、通学路の危険箇所について、何か所あるのか、お伺いいたします。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

令和３年度に全学校で調べた結果からすると、学校によって差があるんですけれども、２件から７件、８件の危険箇所が上がってきておりました。

以上です。

○田尻博樹議員

ただ、私もこれ、調べてみたんですけれども、全て改善というか、対応されたということで、非常に調べながら私も感心したところでありますので、引き続き改善に努めていただければなというふうに思います。

続いて、②にいきたいんですけれども、今回この質問をした理由が、ある学校で、ある学校の低学年の子供が海で遊んでいたということがあり、私もこれを耳にしたときには、非常に危険だなと思って、今回この質問をしました。

なので、今後こういうことがないようにしていただきたいと思うんですけれども、この経緯と、そして、どのような対応を行ったのか。最後、お願いいたします。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

今の案件につきましては、個別に子供たちに指導して、また保護者にもその旨伝えた。全校的にも伝えたと。各学校なんですけれども、安全マップというのをつくっております。これを基に全校に指導をしているところです。

以上です。

○外山利章議長

田尻議員、まとめてください。

○田尻博樹議員

今後も安心・安全なまちづくりに向けて、子供の安心・安全を守っていただければというふうに思います。

これで、私の一般質問終わります。

○外山利章議長

これで、田尻博樹議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後２時１０分から再開します。

休　憩　午後　２時０１分

―――――――――――――――――――

再　開　午後　２時１０分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告２番、西　文男議員の発言を許可します。

○西　文男議員

議場の皆様、改めまして、こんにちは。そして、３月の忙しい中で、傍聴席にたくさんの方々が傍聴に来ていただき、ありがとうございます。みんなでつくる知名町。そしてまた住みよいまちづくりに、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。

また、先般、世界情勢の中では、某国が同士の戦争により貴い命も数多く死なれています。一日も早い恒久平和を願い、物価高騰対策等々含めて一緒に知恵を出して頑張っていただければなと。そしてまた、頑張っていこうというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議席番号１０番、西　文男が壇上からの質問をします。

大きな１番、道路行政について。

①新庁舎が完成し、瀬利覚モーキ線を利用して庁舎に行く町民の方々が多くなり、交通量も増えています。また、離合時に道路幅員が狭く、路肩もないため、危険な状況が続いています。車両が安全に通行できるよう、道路拡幅はできないかお伺いをします。

②番、徳時字内の徳時吉野線は、徳時字から大山に向かう町道でございます。一部の場所で道路の幅員が狭いところがあり、通行に非常に危険を来している状況です。道路用地の無償提供を考えている地主さんがいます。道路を利用する方々が安

全に通行できるよう、道路の拡幅はできないかお伺いをします。

大きな２番、教育行政について。

①住吉小学校と田皆小学校のスポーツ少年団は、岬夕焼けチームとして合同でチーム編成し、１か月ごとに各校を交互に会場として練習を行っています。現在、練習の送迎を保護者が行っているが、開始時刻が早く、保護者等の勤務時間と重なるため、町で何らかの送迎にできないか。家庭も困っているという状況です。こうした状況を踏まえ、子供たちが安心してスポーツ活動を継続できるよう、デマンドバス等を活用した送迎支援ができないかお伺いをします。

②義務教育課程の小学校及び中学校においては、それぞれ修学旅行が計画されていると思うが、小学校及び中学校の修学旅行に係る保護者負担の費用はどれぐらいかお伺いします。

③保護者は子供の成長とともに教育費等を含め経済的に負担が大きくなり、特に多子家庭においては顕著です。修学旅行費用等の補助はできないかお伺いをします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○今井力夫町長

それでは、西　文男議員のご質問に答えてまいりますが、大きな２番目の設問につきましては、これは教育委員会所管事項になりますので、教育長答弁で代えさせていただきます。

道路行政について。①番、瀬利覚モーキ線は、庁舎付近のみが２車線道路となっており、ご指摘の区間４５０メートルにつきましては１車線道路となっております。

道路の拡幅を行うためには用地の取得が必要となりますが、当該区間は西側に約５０メートル、東側に１９０メートルにわたり、それぞれ土地の境界が確認されていない筆界未定地と隣接をしているため、庁舎付近と同様の２車線道路への拡幅が現在難しい状況になっております。

しかしながら、ご指摘の区間につきましては、道路の幅員も狭く、車の離合が困難な区間もございますので、改善策について、現在、担当課で確認をしているところでございます。

②につきましてお答えします。

議員ご指摘の箇所は、平成２３年度から２５年度に実施した徳時吉野線改良工事の際に用地取得ができず、拡幅ができなかった区間でございます。以前から徳時字からも拡幅についての相談を受けておりましたが、用地取得の問題から実施が困難であると判断しておりました。

しかしながら、今回、登記情報の確認をしたところ、昨年１０月に所有権移転登

記が行われていることが判明いたしました。地元からの強い要望があり、また、土地の無償提供についてもご協力いただけるということでございますので、拡幅に向けて地元及び地権者の方と協議を今後進めてまいりたいと考えております。

②については、教育長答弁にさせていただきます。

以上で終わります。

２の①については、私のほうで回答させていただきます。

現行のデマンド運行の部活動生徒の利用につきましては、和泊中学校前から城ケ丘中学校へ利用実績が２４回ございます。スポーツ少年団の利用につきましても、予約状況に応じて対応は可能であると確認をしております。

しかしながら、３月１日からは午前の定期運行及び午後にはデマンド運行を開始しており、現時点では全ての予約を確実に受けられる体制が整っているとは言い難い状況にあります。

今後につきましては、人員体制の確立や車両台数の調整など、運行体制の構築を含め、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○田中幸太郎教育長

それでは、西　文男議員の２の②についてお答えをいたします。

本年度の修学旅行保護者負担額は、知名小学校及び下平川小学校が１万２，５００円、知名中学校は４万２，４７０円、田皆中学校が４万６３０円となっております。住吉小学校、田皆小学校及び上城小学校につきましては、隔年実施のため、本年度は未実施となっております。全校実施の昨年度につきましては、計画段階で小学校の平均が約２万２，０００円、中学校の平均が約３万６，０００円となっております。

続きまして、２の③でございます。

修学旅行費の助成につきましては、現在、へき地児童生徒援助費にて小学生３万円、中学生４万５，０００円の補助を行っております。加えて、本年度より就学援助費の補助内容に修学旅行費を追加しており、要保護世帯、準要保護世帯に認定された世帯の児童・生徒には、小学生１万円、中学生１万５，０００円が新たに助成されているところでございます。

以上でございます。

○西　文男議員

それでは、順を追って再度質問させていただきます。

まず、道路行政の瀬利覚モーキ線についてですが、令和６年６月議会において宗

村議員、そして私が令和６年９月に、整備計画、それから拡幅という形で質問をさせていただきましたが、まだその当時は、例えば庁舎が建設してすぐだということで、計画はないというふうな答弁がありました。

それから、私が質問においては、まだまだ交通量等々総合的に判断する部分があるんじゃないかというふうに回答をいただいておりますが、現在、庁舎が完成して１年たちまして、交通量は微増というふうな形になっているかと思うんですが、理由としては、まだこのモーキ線の利用する自体していない方が非常に多いんじゃないかなというふうに思います。西方面、田皆校区、それから上城小学校区においては、結構利用しているということで、離合関係にちょっと危険を感じているが、どうかということで、まず建設課長にお伺いします。

町民から、この道路を通って、特に田皆、上城方面の方が庁舎を利用するときに多いかと思うんですが、何か意見、要望、それからヒヤリ・ハット等、あったかどうかお伺いをします。

○英　敬一建設課長

お答えいたします。

町民の方及び役場職員もかなりの方が通勤で利用しておりますが、そのような要望等は今のところ受けたことはございません。

以上です。

○西　文男議員

実は私は上城の区長さんから受けたんですけれども、以前の辺地に載っていたモーキ線は、もう答弁にあったとおり２車線で完備をされて、中央線も、これから側線も引いてありますので、庁舎まで、要は知名字、ココミヤ字、瀬利覚等々の方々は、このモーキ線を使って庁舎に来られますが、実はその庁舎の上から、答弁にあったとおり、瀬利覚何線でしたっけ。

〔「タマサ」と呼ぶ者あり〕

○西　文男議員

タマサ線から、この間なんですよね、整備されていないのが。

それから、答弁の中で、筆界未定地があるということですので、これについては、非常に調査をしていただいて、何か結果は分かりますか、この筆界未定地の。例えば、相続人がいるとか、いないとか、そういう調査は行っていますか。お伺いします。

○英　敬一建設課長

筆界未定地につきましては、相続ではなく、要は何人かいて、そこで境界が決ま

らなかったというふうに認識しております。

○西　文男議員

ごめんなさい、ちょっと言葉を訂正した。筆界未定地があり、それから全て所有者が分かるとか、そういう形に、このモーキ線に隣接している土地を所有している方々の調査等は行ったことがありますか。お伺いします。

○英　敬一建設課長

全ての土地について行ったわけではございませんが、一部調査をしてございます。それによりますと、やはり名義人が明治、大正、あと昭和の初めというところも数か所ございました。

以上です。

○西　文男議員

以前の私の質問の中で、そういう改良計画等々はどうなっているかということで、町のほうはそういう形で動いて調べていただいたと思います。

道路改良については、もしその道路を工事決定するに至るまでは、まずは調査の調査費、それから賠償費、それから設計、施工となっていくかと思いますが、現在、国のほうでも国土強靱化と、それと災害時の避難経路等々について、非常に重視をしております。庁舎が移転をしまして、大山等々、南海トラフ地震等々の津波の際の避難経路として、総務課長にお伺いしますが、以前は旧庁舎であれば、そのまま大山線があったと思うんですけれども、今現在、ここ、新庁舎に移転してからの避難経路は、具体的に大山の道路は設定されているかどうかお伺いします。

○成美保昭総務課長

避難経路と申しますと、津波の対応についてでございますね。

以前、津波警報が発令されたときに、夜ということもあり、大変大山のほうが混雑したという経緯がございましたが、私どもが避難経路として設定しているのは、あくまでも大きい道路になりますので、今回おっしゃられているような道に対しては設定はしておりません。

○西　文男議員

そうですね。例えば、以前は知名、それから小米、瀬利覚という形で、旧庁舎のほうから大山のほうに、一番利用もしているし、広さも分かるので、避難経路として利用するかと思うんですが、今、あしびの郷、それから新庁舎、避難場所等々にもなっておりますので、また人口が一番多い地区だと思うんですよね、知名、小米、瀬利覚と。例えば、屋子母であれば、県道から大山ハチマキ線に抜ける道でありますとか、徳時も先ほど、大津勘もありますし、住吉、また田皆とありますので、そ

こら辺を含めて、このモーキ線についての今後の道路の計画として、避難経路としては考えられることはないかお伺いします。

○成美保昭総務課長

この新庁舎が避難場所ということにもなっております。津波に対する避難場所と想定される標高に関しましては、十分足りるものだと思っておりますので、こちらから上に大山に抜ける道に対しての避難道路を設定するかという問いにつきましては、道の今の現状もありますし、ここが大きくなったら考えたいと思います。

○西　文男議員

将来的にですね。ただ、南海トラフ地震が起こり得るというふうな形ですので、今まで日本国内で、地震があったときは高台に避難せよと。大至急、命を守るようにということですので、おっしゃるとおり、標高についての避難場所についての高さは十分ありますが、そこまで来るのに車移動等々を考えた場合に、一番密集している地域、一番台数も多い地域じゃないかなというふうに思いますので、今後、そういう形で、ぜひ検討委員会をまず立ち上げていただきたいなと。モーキ線についての災害時の避難経路大山、それから災害時のまた物資輸送等々を含めた関係で検討していただきたいと思うんですが、建設課長、いかがでしょうか。

○英　敬一建設課長

津波に対しては、庁舎のほうで十分な標高があるのかなと思っております。ただし、緊急的な物資の輸送は、今のところは下にのみ道路が広くなっているということもございますが、そのようなことも踏まえながら、総合的に検討は行いたいとは思いますが、やはりどうしても、筆界未定地の解消であったりとか、その辺がネックになるのかなというふうには考えております。

○西　文男議員

ぜひ、総合的に判断してという答弁もありましたので、総合的に判断して計画をして道路拡幅に努めていただきたいんですが、その場合に、いろいろ補助率の有利な事業があるかと思うんです。以前にやった辺地の計画の中で、モーキ線、庁舎までということで終わって、現在は載せていませんが、それ以外に例えば財源の中で、有利な財源を考えられるのは何かございますか、お伺いします。

○英　敬一建設課長

まず、国の社会資本整備総合交付金を利用して、あと町の持分に対して辺地債を充てるのが一番かと思っております。また、辺地債の枠等で使えない場合は、過疎債になるのかなと考えております。

以上です。

○西　文男議員

ちょうど今年が過疎債のほうについては発展計画の策定ということなんですが、過疎債と辺地債につきましては、起債の充当率は同じ１００％ですが、償還金に対する交付税措置が違いますよね。どちらが有利になりますか。

○成美保昭総務課長

辺地と過疎の過疎債のほうが若干有利になるとは言われておりますが、事業の償還期間の関係にもよりまして、短いのもあれば、長く設定する大きい事業におきましては、そういうものもある関係で、計画がどうしても必要となっております。

○西　文男議員

そうですね。知名町の場合は辺地債のほうを道路改良には全て使っているみたいです。元金の充当率が８０％と、過疎については７０％ということで、いい起債を使っていますが、あともう一つ、基地交付金という形の事業もあるかと思うんですが、知名町の道路改良、それから道路整備の中で、基地交付金を利用した道路は今まであるかどうかお伺いします。

○英　敬一建設課長

知名新城線の改良工事を防衛省の事業でやったと記憶してございます。

○西　文男議員

そういうことを含めて、有利な事業で、ぜひ道路計画を町民の生活、それから生命、財産を守る避難経路として、課内で検討準備委員会を立てるということについては、課長、いかがでしょうか。

○英　敬一建設課長

今のご質問は、もう本当に庁舎前みたいな２車線道路ということで、答弁でよろしいでしょうか。

それに関しましては、担当課だけじゃなく、また財政も含め、町長も含め、どのようにしていくかは検討していきたいと思っております。

○西　文男議員

ぜひ、そういう形で、まず検討委員会を立ち上げて、実行に向けて道路改良計画を立てていただければというふうに思います。

これで①を終わります。

続きまして、②の徳時字内の道路、執行部の皆さんも、タブレットの中に入っていますので、写真をご覧になっていただきながら。

これは、吉野線の民家の前で、約１メーターちょっとですか、ちょうど幅員が切れて、答弁にあったとおり、その当時は所有者が使用について厳しい返事だったと。

それをまた字内の方が購入して、字内のみならず、町民の方が安心・安全で通行できるというようなことで、土地を提供しましたが、建設課長、具体的にどういった形で進められる予定になりますか。

○英　敬一建設課長

まずは、土地所有者の方へ、無償提供ができるかどうかの意思確認ですね、そのようなことを行い、また地元徳時字の皆様と話を進めて、予算化に向けて進めていければと考えております。

○西　文男議員

具体的に、どうですか、８年度予算、当初予算で計画するのか、それとも８年度の補正等々を考えているのか。分かっている範囲で結構ですので、お答えください。

○英　敬一建設課長

８年度当初予算には、今の箇所につきましては計上してございませんので、これにつきましては補正予算になるのか、また９年度当初予算に計上になるのか。その辺をまた財政、あと土地の関係もありますので、そのあたりは詰めていきたいと考えております。

○西　文男議員

せっかく地主さんが無償提供でという話があり、しかも事故等々が起きる前に、当初予算はもう時期が過ぎているということですので、補正の第１号で上げるようなこと、予算化するようなことは、いかがでしょうか。

○英　敬一建設課長

そのあたりも財政のほうと協議をして進めたいと思います。

以上です。

○西　文男議員

道路の整備については、優先順位を決めるに当たり、例えば土地の無償譲渡であるとか、優先順位、点数がつける評価もあるみたいですので、その中に当てはまっていますので、早めの積算をして事故が起きる前に整備をしていただくよう強く要請して、終わります。

教育行政について質問させていただきます。

先ほど町長の答弁の中で、今後につきましては人員体制の確保や車両台数の調整などということで回答いただきました。これ、例えば、僻地においての僻地の学校のハンディだと思うんですが、総務課長、デマンド等々で、ぜひやる気のある子供たちのスポ少の送りを検討できないか、再度お伺いします。

○成美保昭総務課長

デマンドバスの運行につきましては、先ほどの町長答弁でもありましたとおり、実績のほうもございますので、行きの時間帯に対しましては十分可能だと考えております。

○西　文男議員

例えば、知名小学校であるとか下平川小学校であるとか生徒数の多いところは、わざわざそういう形じゃなくて、同一の学校内で子供たちがスポ少でできるわけで。田舎の学校においては、やっぱりそれもまた子供たちにハンディを、親も大変負担がかかるんです。ぜひそういう形でやって、費用については同様に全額補助という形で理解してよろしいですか。

○成美保昭総務課長

スポーツ少年団という活動自体が、教育、学校をちょっと離れた活動となりますので、そこにつきましては、やはり保護者負担が原則になろうかと思います。実際、知名小学校で行っている野球のスポ少みたいな活動もございますが、全て保護者の送迎により行われている。和泊町からもこれには来ているという話も伺っております。

以上です。

○西　文男議員

おっしゃるとおり、常識ではそういう形なんですよね。でも、これ、やっぱり親も、町長がいつも言っているイイタバの精神ということで、保護者間で相互に何日間かは、じゃ、うちで今回、うちで今回と。やはり何回にもなってくると、同等であればイイタバという形になるんですけれども、なかなか厳しい状況下もあるという、努力をして、この話が出てきたんですけれども、それについて、それでは、総務課長、財政の話になりますが、令和７年度の交付金、町に下りた普通・特別として、お幾らか、金額は分かりますか。

○成美保昭総務課長

６年度の確定の数値でございますが、交付税３１億円となっております。

○西　文男議員

町長の施政方針の中でも数字もありましたが、おっしゃるとおり３１億円。それと、特別交付税を合わせたら３３億９，０００万円と。それに対して、知名町の人口、令和７年４月１日、町民課長、町民の人数は何千人ですか。お伺いします。

○元栄吉治町民課長

令和７年４月１日現在の人口が５，２６４名となります。

○西　文男議員

総務課長、割ってみますと、１人頭６４万４，０００円余りの、これは一概にただ人口割ということではないです。あと交付金、それは十分分かっていますが、あくまでも人口に対しての交付金もありますので、そこら辺を含めて、例えば、じゃ、小学校でいえば、どれぐらいかと。今の田皆、夕焼けにおいては、大体週２回で月２，４００円ぐらいなんですよね。１２回、１２名、３名で。ですから、別に保護者が時間的にできる範囲はやるんですけれども、迎えは。送りについて、なかなか厳しい状況下ですので、そういう形を含めて助成ができないかということですが、いかがでしょうか。

○成美保昭総務課長

交付税の町民１人当たりの額も出されましたことですし、残念ながら借金も１人当たり１６０万円ぐらい抱えておりまして、なかなかこちらに回すお金も大変ではございます。

また、こういう件につきましては、令和８年度から学校の在り方委員会が教育委員会のほうで設置されますので、当然こういう話も全て材料に並べた上で検討が始まっていくものと考えておりますので、しばらくそこの委員会のほうに検討はお任せしたいと思います。

○西　文男議員

私が次に質問しようとした学校在り方委員会のモデルになるんじゃないかなということで、先に言われてしまいましたが、おっしゃるとおりですね。町長もにやりとしましたが、当然、次の根釜議員の質問の中にも在り方委員会があります。要は、その道しるべとして、子供たちが学ぶ。それから、成長する。そしたら、この島を愛し、子供たちが誇れるまちという形にいくことになってくるんじゃないかなと思うんですよね。

先ほど来あるように、田尻議員の教育費の問題、後で、ちょっと試算してありますので、教育部局と質問させていただきますが、そういう形で総合的に。せっかくこの人口減少の中で、少ない子供たちをみんな大人が見守って頑張らして、いずれはまた、その子供たちがその次の代を担うという形でないと、この島は、この町は成り立たないと思うんですが、ぜひ前向きに検討できないでしょうか。いかがですか、総務課長。

○成美保昭総務課長

私個人といたしましては、すぐにでもやりたい気持ちは大きいんですが、やはり先ほどおっしゃられました在り方検討会ですね、これから近い将来に向けて、ぜひ必要な検討事項だと思いますので、そちらのほうにお任せしたいと思っております。

○西　文男議員

それから、中学校のスポ少には、ここに学校の保護者もいるかと思うんですが、知名中のサッカー部も下平川にデマンド等で行っているということで、そこについても、やっぱり助成は小学校だけじゃなくて中学校も含めて、ぜひ検討していただければと思うんですが。

それから、町の以前のスクールバスといいますか、その利用はどうなっているかお伺いしたいと思います。

○成美保昭総務課長

しらゆり、すまいるですね。こども園で使っていたバスにつきましては、１台はしらゆり保育園のほうに譲渡しております。

○西　文男議員

全部で何台あって１台と。今の利用状況はどうなっているかお伺いします。

○原田孝二子育て支援課長

こども園で使っていたバスですけれども、各地域にあった保育園を統合したときに、通えないということでスクールバスが２台あったんですけれども、その２台のうちの１台のほうは、しらゆりさんのほうに譲渡しております。

昔の幼稚園に通う子たちは、そのスクールバスを使って来ていたんですけれども、数が減ったことがありまして、協議をもちまして保護者さんのほうに送迎をしていただくということになりまして、スクールバスのほうは１年ほど走っていない状況でした。

今、１台は、すまいるのほうに置いて、園外保育といいまして、遠足に行ったりとか町内の各小学校と交流するときに、それを使って行っていたんですけれども、その回数が町のマイクロバスを活用して収まる範囲ということもありまして、その２台のうちの１台は廃車をするという予定になっております。

○西　文男議員

そうすると、今現在は、すまいるにおいては、送迎はないと。そのほかで利用する。今言った遠足、それから……。じゃ、その開園全ての日に毎日使っているということではないですか。

○原田孝二子育て支援課長

スクールバスのほうは、前は園児の登園に合わせて走っていたんですけれども、現在においては走っている状況はなく、今後も廃車等、譲渡を含めて、走る予定がございません。

○西　文男議員

総務課長、そういうバスの利用ということですので、ぜひスポ少を含めた利用の計画をしていただきたいと思うんですが、デマンドバスと併せて、利用ができるのかどうか、まずお伺いします。

○成美保昭総務課長

今、子育て支援課長からありましたこども園のバスは、本当に幼児用につくられておりますので、小学生以上の方は乗れない基準になっておりまして、それを改修するにも、またかなりの金額が必要になるということで、現在はもう使い道がなくなり、廃車をせざるを得ないという状況になっております。

○西　文男議員

要は園児用に、例えば椅子であるとか、それを使う。やっぱりそれは座れないと、小学生以上は。利用できない、限定されているということですね。であれば、じゃ、デマンドで、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

それでは、次に移ります。

②修学旅行費の金額についてですが、田尻議員が教育行政の中で、いろいろ子供たちの学費の問題で質問があったと思います。私は、ただその中の一つということで、保護者負担。

先ほどの答弁の中で、小学生が１万２，５００円、中学校が４万２，７００円、田皆中は４万６３０円ということの助成をしているということですが、これは大体総額、修学旅行費はどれぐらいですか。まず小学校、示していただけますか。

○池沢由美子教育委員会事務局長

令和７年度の修学旅行費ですけれども、知名小学校につきましては総額が４万２，５００円、下平川小学校も同額となっております。知名中学校につきましては８万７，４７０円、田皆中学校が８万５，６３０円となっております。

○西　文男議員

それで保護者負担が１万２，５００円というふうな形です。

これ、国庫補助があると思うんですけれども、その内訳を示していただけますか。

○池沢由美子教育委員会事務局長

国のへき地児童生徒援助費を活用しております。補助額は、小学校が３万円を上限としておりまして、現在その３万円。中学校のほうが４万５，０００円となっております。

○西　文男議員

ですよね。何が言いたいかといいますと、非常に、国庫補助も利用しているということですが、この修学旅行費、今の回答をいただくと、国庫補助と保護者負担の

みで修学旅行を今やっているような状況……。

○外山利章議長

西議員、すみません、しばらく休憩をします。

中継のほうが少しストップしているようですので、しばらくお待ちください。

休　憩　午後　２時５４分

―――――――――――――――――――

再　開　午後　２時５６分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○西　文男議員

国庫補助の修学旅行費として受けられていると思うんですが、町で国庫補助の修学旅行費に対する助成はどれぐらいかお伺いします。金額、国庫補助金。

○池沢由美子教育委員会事務局長

国から頂いているものにつきましては、先ほどありましたように、小学生が３万円の上限、中学校が４万５，０００円の上限、満額で頂いているところです。

○西　文男議員

確認です。例えば、修学旅行費の総額が小学校で４万２，５００円と、それから町の補助も３万円というような回答もありましたが、国庫補助と同額、全て国に補助を要請して国から補助を頂いているという形で、今現在、修学旅行費保護者負担を１万２，５００円という、総額から当然町の補助を引けば。

ということは、国の補助だけ。町は、その補助を修学旅行費としては、まだ出していないと、出資をしていないという状況かなと思うんですが、調べていると思うんですが、隣島のあるまちでは、修学旅行の補助額が、小学校で、ちょっと沖縄に行くので、知名町より高いんですけれども、総額が６万８，０００円、それから宿泊交通費の上限として５万９，０００円の補助で、保護者負担が９，０００円だと。中学校においては、修学旅行費の総額８万１，０００円、それから町の補助６万６，０００円、保護者負担が１万５，０００円という形で、子供たちのために頑張って自主財源も使って補助、助成をしていますが、町として町費の中からプラスで修学旅行の補助、助成ができないかお伺いします。

○池沢由美子教育委員会事務局長

本町におきましては、本年度より就学援助費のほうに、これまで就学援助費は学用品であったり、給食費であったり、新入学児の準備のための学用品費等で払っておりましたけれども、それに新たに修学旅行費というものを今年度より追加してお

ります。そこで、就学援助費のほうでは、町費のほうから小学生１万円、中学生１万５，０００円を追加補助させていただいているところでございます。

○西　文男議員

高度へき地修学旅行費という助成は受けていますか。

○池沢由美子教育委員会事務局長

それが、先ほどの３万円と４万５，０００円の補助で、全児童・生徒が受けているものになります。あわせて、町のほうでは就学援助費として、家計的に厳しいご家庭に対して、それぞれ小学校１万円、中学校１万５，０００円ということで、追加補助を行っているところでございます。

○西　文男議員

そうですか。ありがとうございます。追加補助ですね。

多子家庭においてという文言が一つも出てこないんですが、非常に、この間、先ほどの答弁をしようとした中で、子供一人の大学生までの教育費のお話がありましたが、実際どれぐらいということで文科省は示されていますか。お伺いします。

○池沢由美子教育委員会事務局長

それぞれの総額ということでは出しておりませんけれども、例えば公立の学校でお答えしたいと思います。

幼稚園が公立で年間１８万５，０００円程度、小学校が３６万７，０００円程度、中学校が５４万２，０００円程度、年間にかかるというふうに試算されているところです。

○西　文男議員

いろいろ調査機関によって違うんですけれども、調べた中で、大学卒業まで全て公立で行った場合に８００万円から１，０００万円という、１人当たりですね。それから、私立においては２，２００万円から２，５００万円というふうな形で出されている企業もありました。

何が言いたいかというと、多子家庭において、非常にこの町で厳しい農業収入の中で頑張っている家庭がありますが、多子といえば何名からかというふうな形を考えますが、町民課長、特殊出生率は、過去分かっている範囲で結構ですが、知名町は何名ぐらいでしょうか。

○元栄吉治町民課長

合計特殊出生率ということでよろしいでしょうか。

直近が１．７９だったと思います。一番高いときが２．３ぐらいいっていたと思います。

○西　文男議員

ありがとうございます。

そうですね。平成３０年から令和４年まで１．９４人、全国平均が１．３人という形です。私が言っている多子家庭、我が字に６名の２家族、それから５名の２家族、４名の子供がいる方、３家庭ですか、それぞれ全てありまして、ぜひ多子、例えば３名以上の方とか、そういう形を町の就学援助費等々に文言として追加できないかどうかお伺いをします。

○池沢由美子教育委員会事務局長

就学援助費につきましては、その目的を経済的理由により就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して支給するというふうになっております。

先ほどの準要保護の要件、いろいろありましたけれども、それ以外に認定基準としましては、職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者であったり、その他教育委員会が特に認定が必要と認めた者というようなものもございます。

その時点での生活の状況を判定させていただいて、その対象になるかどうかというところは来ると思いますので、その多子世帯の家庭の状況というものも、こちらのほうで経済状況を見た上で、認定が可能になる場合もあるかと思います。

○西　文男議員

教育委員会で今まで特にということで認めた事例があるかどうかお伺いします。

○池沢由美子教育委員会事務局長

多子世帯であるからということで、特に認定をしたことはありませんけれども、多子世帯のご家庭の中で、経済的な状況を見て該当者になったという世帯は、これまでにもあったかと思います。

○西　文男議員

実際に多子家庭であったということですね。結果的にあったということですね。

○池沢由美子教育委員会事務局長

多子ということで認定をしているわけではありませんけれども、経済状況を見た中で、認定はございました。

○西　文男議員

町長にお伺いしますが、非常に少子化で、今現在、町の中でも子供の数、当然、少子高齢化ということですが、まちの子育て支援については、非常に他市町村に引けを取らないという形の援助、補助をしているのは理解ができますが、住みやすい、住みよい知名町として、多子家族に対する何か町長の思いといいますか、経済的、当然一人に対して教育費含めて生活費はかかっていますが、補助的な助成的な部分

で何か検討できることはないか、お伺いをします。

○今井力夫町長

子育てしやすいまちづくりをどう形成していくかという視点で、大切なことではないかなと考えておりますけれども、国の話も少し絡んできますので。

例えば、消費税をゼロにするという話は、消費税をゼロにしたときには、これは裕福な人たちに非常に有利に働くというふうに話合いの中で出てきているんです。ですから、消費税については、高価なものをどんどん買っていく人たちに対して、それも高価な食品に対してゼロにしてしまうということによって、必ずしも困窮家庭へ補助していることにはならないんじゃないかというあたりが、今、国でも論議されているんですけれども、じゃ、この多子家庭についてどうしていくかという場合にも、多子家庭ではあるんだけれども、親の収入が多い場合に、果たして子供の数だけで判断すべきなのかどうなのかというあたりが、先ほどから局長が話をしている部分も、多子家庭で判断はしていないけれども、総合的に見て、これは補助すべきじゃないか、就学援助制度の中に入れるべきじゃないかというようなことで、その家庭の状況というのを見ていかなきゃいけないなというのをまず一つの基本にしていきたいなと思います。

今年度の予算編成の中で、ちょっと検討を始めたのが、やはり３子以上いる場合に、もう少し何らかの手を打つべきじゃないだろうかという討議も、一旦することはしたんです。それもあるんだけれども、小学校は入学に５万円の支援金を出すんだけれども、小学校は６年間あるので、間の４年あたりで手を打たないと、保護者の感じとしては、４年のときに、いわゆる服装を全部買い換えたりしているので、３名以上に打つ前に、やらなきゃいけないのは、小学校の６年という間の中で、真ん中で何らかの手を打つべきじゃないだろうかというような論議がされまして、じゃ、これについては、ちょっとしばらく検討していくことにしようかというあたりでしておりますので、我々としても保護者の収入、所得というのも考えながら、そして、その中で、じゃ、多子というものをどう扱っていくのか。それと、小学校が６年という期間がある。この辺を全部ひっくるめた上で、子育てしやすい経済的な応援をどうしていくかというのを、今、庁舎内でも検討会をしているところなんです。

○西　文男議員

町長、ぜひその３名以上の多子、やっぱり知名町の出生率を見ますと２人を切っていますので、それプラスワンですので、そういう形もまず検討していただいて、これから子や孫が誇れる、子や孫が戻ってくるまちにするためには、やっぱりまず

子供の援助が必要じゃないかなと。自分でできるときには、それ以上のことを返すような形で頑張れよということも非常に大切じゃないかなというふうに思いますので、教育部局と財政と全庁一丸と、また多子の家庭、３名以上の子供を持つ家庭にも目を向けていただければなというふうに思います。強く要請をして、私の一般質問を終わります。

○外山利章議長

これで、西　文男議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は３時３０分から再開します。

休　憩　午後　３時１０分

―――――――――――――――――――

再　開　午後　３時３０分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告３番、根釜昭一郎議員の発言を許可します。

○根釜昭一郎議員

改めまして、こんにちは。日頃より、議会活動並びに議員活動にご理解、また、ご指導賜り、この場を借りてお礼を申し上げます。

議席番号９番、根釜昭一郎が一般質問をいたします。

１番、知名町の将来を見据えた学校の在り方について。

現在、本町では、少子化に伴う学校の在り方について、検討委員会設置に向けて動いているものと認識しております。そこで、検討委員会での議論の熟成や町民への周知の意味合いも込めて質問をしていきたいと思います。

（１）現状認識についてどのように受け止めておられるか見解を求めます。

①過去１０年間の児童・生徒の推移及び今後１０年の見通しについて。

②学校別の在籍数の現状と将来的な複式学級の増加見込みについて。

③本町の教育環境維持に対する教育委員会の基本認識について。

（２）学校統廃合の考え方について基本的な考え方を明確に示していただきたい。

①本町における学校統廃合の検討状況について。

②統廃合を判断する基準の有無について。

③今後、再編を検討する可能性があるのか。

（３）小規模校の教育効果について教育の質の観点からの見解を求めます。

①本町は小規模校の教育的効果をどのように評価しているか。

②小規模校の課題をどのように補完しているのか。

（４）教員確保と教育の質の維持について本町の具体策を問います。

①教員の配置状況と欠員の有無について。

②若手教員の定着支援策について。

③教育の質を維持・向上させるための研修体制について。

（５）ＩＣＴ活用及び特色ある教育について今後のビジョンを示していただきたい。

①ＩＣＴの活用状況と成果について。

②遠隔授業や学校間連携の可能性について。

③島嶼地域の特性を生かした特色ある教育の方向性について。

（６）学校と地域の連携（コミュニティ・スクール）について、小規模校を「弱み」ではなく「地域密着型教育の強み」として生かす方向性があるのか、見解を求めます。

①本町におけるコミュニティ・スクール導入状況について。

②学校運営協議会の機能強化の考えについて。

③地域人材を活用した教育活動の拡充策について。

大きな２番、義務教育学校（小中一貫教育）導入の可能性について。

平成２８年１２月議会において、ゼロ歳児から１５歳までの一貫した支援体制の構築を目指した「知名町版学園都市構想」を一般質問として提出した経緯があります。学校の在り方・地域の特性を鑑みた上で提言していきたいと考えます。

（１）導入検討の必要性についてどう受け止めているかお尋ねします。

①義務教育学校制度に対する本町の認識について。

②これまで導入について検討した経緯の有無について。

③今後、調査研究を行う考えはあるか。

（２）本町において導入した場合の教育的メリットをどのように評価しているか、見解を求めます。

以上で、壇上よりの質問を終わります。

○田中幸太郎教育長

それでは、根釜昭一郎議員のご質問に順を追ってお答えをいたします。

まず、１番の（１）の①でございます。

まず、過去１０年間の児童生徒の推移につきましては、平成２７年の小学生が３８６人、中学生が１７９人となっております。今年度は小学生が３１０人、中学生が１６０人ですので、この１０年間で小学生が７６人、中学生が１９人減少した

ことになります。

次に、今後１０年間の見通しにつきましては、１０年先までは予測できませんので、予測できる範囲でお答えします。

昨年度生まれた子供が小学校入学を迎える令和１２年に、転出等により多少の増減はありますが、小学生が２２０人、中学生が１５０人程度となり、小学生は９０人、中学生は１０人減少すると予測されます。

次に、１番の（１）の②でございます。

まず、学校ごとに令和７年５月１日現在の在籍数についてお答えをいたします。

知名小学校１５９人、住吉小学校４１人、田皆小学校２８人、上城小学校２０人、下平川小学校６２人、知名中学校１１３人、田皆中学校４７人です。

次に、複式学級の増加見込みについてお答えします。

住吉小学校は、現在、中学年及び高学年が複式学級ですが、令和１０年度からは低学年も複式学級になり、完全複式校になる可能性がございます。また、下平川小学校は、令和９年度からは中学年が、令和１１年度からは高学年が複式学級になる可能性がございます。

続きまして、１の（１）の③でございます。

児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えます。今後、ますます児童生徒数が減少していく中で、どのように教育環境を維持していくかは喫緊の課題であると認識しております。

次に、１番の（２）の①でございます。

現在、本町においては、昨年１１月に学校の在り方検討委員会設置に向けた準備委員会を設置し、毎月１回程度会合を開いております。次年度は、その議論を踏まえ、学校の在り方検討委員会を設置し、本格的に学校再編の議論を重ねていく予定にしているところでございます。

次に、１番の（２）の②でございます。

学校教育法施行規則に「小学校の学級数は１２学級以上１８学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない」と規定されております。

次に、１番の（２）の③でございます。

来年度以降、知名町学校の在り方検討委員会において、慎重に議論を重ねてまいる予定にしております。

次に、１番の（３）①でございます。

小規模校の教育的効果として、少人数のよさを生かした指導の充実があります。その具体例を４点申し上げます。

１点目は、一人一人の学習定着状況を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすい点、２点目は、発表できる機会が多くなる点、３点目は、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる点、４点目は、複式学級においては児童・生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる点が挙げられます。

次に、１番の（３）の②でございます。

小規模校で不足しがちとされる社会性を涵養する機会や多様な意見に触れる機会、様々な体験を積ませる機会の減少などが課題として挙げられます。これらの課題を解決するために、異学年集団で共同学習や体験学習を行ったり、ＩＣＴを活用して他校と交流したりしています。

また、島留学や特認校制度の導入等によって、コミュニケーション能力の向上に努めております。

小規模校は、同学年や学級内の児童生徒数が少ないために、切磋琢磨する環境をつくりにくいという課題もございます。その解決策として、年度を越えて優れた作品等を蓄積し、モデルとして示す方法があります。また、全国学力・学習状況調査等、各種の全国調査の結果を活用したり、各種検定やコンクールへの参加を推奨したりするなどして、同世代全体の水準や頑張っている姿を意識させながら指導の展開を図っております。

さらに、沖縄科学技術大学院大学訪問を小学校の修学旅行に組み込むなど、早い段階からキャリア教育として進路の選択肢を意識させ、学習意欲の向上を図っているところでございます。

次に、１番の（４）の①でございます。

令和７年度当初、県費負担教職員として小学校５７人、中学校３１人が配置され、欠員はございませんでした。しかし、令和８年２月現在では、産休代替１名の欠員が生じているところでございます。

次に、１番の（４）の②でございます。

本町に赴任する教員の中には、初任者や経験２校目の若い教員も少なくありません。

初任者につきましては、拠点校指導教員が中心となり計画的に研修を行っております。

一方、経験２校目で複式学級の担任となった場合に、初めのうちは戸惑うことも

あると予想されますが、校内研修で複式指導を中心に取り組み、教員がお互いに授業を見せ合うことで、よりよい指導の在り方について研修を深めているところでございます。また、校内研修に指導主事を派遣して複式指導のアドバイスを行っております。

さらに、社会や理科の授業を管理職が担当することで、担任の負担軽減を図っている学校もございます。

若手教員がスキルアップし、安心して教員を続けられる校内支援体制を構築できるよう、今後も指導・助言に努めてまいります。

次に、１番の（４）の③でございます。

鹿児島県の教職員は、かごしま教員等育成指標に基づき、指導力向上のための研修受講が義務づけられております。経験年数に応じて全員が受ける研修としては、新規採用から３年間で行うフレッシュ研修、在職１０年を超えた教諭が対象のステップアップ研修、在職２０年・３０年を超えた職員が対象のベテラン研修がございます。これらは学習指導や生徒指導の専門性を高めるために行われます。

ほかにも、各学校では校内研修を通して授業力の向上や人権教育への理解向上等に努めております。また、町ではＩＣＴや特別支援教育等の研修を行っております。

いずれも、教職員個々のステージを意識して、主体的かつ計画的に研修に取り組み、スキルアップが図れるように工夫しているところでございます。

次に、１番の（５）の①でございます。

本町では、児童生徒１人に１台のタブレット端末を配置し、通信環境の整備も終わっております。各学校では、これらを活用して、ロイロノートというアプリで発表内容を共有して学習のまとめを充実させたり、キュビナというＡＩ型ドリルで個別最適なドリル学習に取り組んで学習の定着を図ったりしております。これらの取組により、児童生徒の理解向上につながっているものと承知をしております。

また、デジタル教材の活用により、教材準備の効率化が図られているものと認識しております。

次に、１番の（５）の②でございます。

他校とのオンライン交流につきましては、これまでに行った学校があり、これからも様々な交流がなされていくものと思われます。鹿児島県が開催した「いじめ問題子供サミット」へ参加した田皆中学校のように、オンラインでつないだ研修会や発表会も増えてくるものと考えております。

また、オンラインの活用は、全体で集まって学習活動を行う際、人数の多い場所が苦手な生徒が自分の教室から学習活動に参加できるような取組にも役立っている

ところでございます。

次に、１番の（５）の③でございます。

現在、地域の伝統芸能や島唄、島ムニ等、各校の地域性を生かした特色ある教育が展開されております。地域と密接に結びついたこれらの教育活動は、本町の学校の強みだと認識しております。

今後の方向性ですが、これまでの学習環境を大切に引き継ぎながら、国の史跡に指定された古墳群やゼロカーボンシティを意識したまちづくり等にも学習対象を広げることが考えられます。また、オンラインでの交流でお互いの特色を発表し合い、郷土理解を深めることも考えられます。

町の教育委員会としましては、これらにつきまして、学校がほかの地域の先行事例等も参考にしながら実態に合わせた効果的な取組を進めることができるよう、指導・助言に努めてまいります。

次に、１の（６）の①でございます。

学校と地域の連携につきましては、日頃より、学校運営協議会の委員を中心に、保護者や地域の方々にご理解、ご協力いただき感謝しております。

本町では、コミュニティ・スクールを令和４年度に住吉小学校と下平川小学校の２校において先行的に導入し、その後、令和５年度から全小中学校で導入しております。

次に、１の（６）の②でございます。

学校運営協議会は、地域の方や保護者が学校運営の当事者として参画し、地域と連携・協働した地域と共にある学校づくりを目的に設置されております。それらの機能を強化するために、他地域の状況や実践、運営方法について情報収集を行い、よりよい在り方について学校へ情報提供に努めてまいります。

次に、１の（６）の③でございます。

本町の学校は、それぞれ地域と密接に結びついた特色ある教育活動を推進していると承知しております。その上で、どのように拡充していくかということですが、青壮年団や高齢者との交流、キャリア教育への支援等、学校によってニーズが異なります。さらによりよい活動にするためにはどのようなよい方法があるのか、学校運営協議会でアイデアを出し合っていくことが大切だと考えております。

大きな２番の（１）でございます。

義務教育学校導入の可能性について、①から③までのご質問は関連しますので、まとめてお答えをいたします。

義務教育学校制度とは、従来の小学校６年間と中学校３年間の区別をなくし、一

つの学校として９年間の義務教育を一貫して行う教育制度のことです。平成２８年の学校教育法改正により創設され、文部科学省の集計によれば、令和７年度には全国に２６１校が設置されております。

主な特徴として、次の３点が挙げられます。

１点目は、小学校と中学校ではなく、一つの学校となることから、校長は１人で、教職員組織も１つとなります。

２点目は、原則として一つの敷地に設置する必要があります。

３点目は、柔軟な学年構成が可能となることから、一般的な６・３制にとらわれず、子供の発達段階に合わせて４・３・２制や５・４制など、独自の学年区切りをすることができます。

なお、本町において、これまでに導入を検討したことはございません。

今後についてですが、来年度発足予定である知名町学校の在り方検討委員会において、様々な学校の在り方について検討がなされることと思いますので、その中で検討の対象となった場合には、調査研究を行うことになるものと考えております。

次に、２の（２）でございます。

義務教育学校導入のメリットとしましては、小学校から中学校への環境変化が少ないことによる中１ギャップの解消、教員が９年間という長いスパンで指導できることによる継続的な指導、年齢の離れた子供が在籍することによる異学年交流が挙げられると思います。

以上でございます。

○根釜昭一郎議員

順を追って、再質問をしていきたいと思います。

私、個人的には、父の背中を見ているだけではあったんですが、血が流れているのか、学校関係をテーマにするときに、絞ったつもりなんですが、後で反省したんですが、かなり長い質問となってしまっております。

それでは、順を追って再質問のほうをしていきたいと思います。

（１）の現状認識についてどのように受け止めておられるかの中の将来的な複式学級の見込みについてということで、住吉小学校、そして下平川小学校が、それぞれ令和９年、令和１０年のほうから複式学級と見込まれているようですけれども、この複式学級になった際の教員の人数に関しましては、おおむねでよろしいんで、住吉小学校の場合でしたら低学年が複式学級になった場合、下平川小学校の場合は令和９年度から中学年が複式学級になった場合で構いませんので、教員の定員のほうは何名程度減になる予定となっておりますでしょうか。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

質問にお答えいたします。

学校の先生の数は、定員という形で県のほうで決められております。実際に住吉小学校も下平川小学校も、来年度以降の数字でいいますと、学級数が１減になれば、そこを担任するための１人の先生が減るという計算になります。

以上です。

○根釜昭一郎議員

ありがとうございます。

１枠なんていいます。１・２年、３・４年、高学年５・６年で、新しく、新規に複式になった場合には、教員の数は１減の計算でよろしいということです。ありがとうございます。

教育環境維持に関する考え方なんですけれども、１の３番になりますが、その中で、教育環境を維持していくかは喫緊の課題であると認識しているという答弁があったかと思うんですけれども、喫緊の課題ということは分かるんですけれども、その課題の詳細、どういう点を喫緊の課題と認識しているのかについて、答弁を求めます。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

お答えいたします。

１の（１）の①とも少し関連するのですけれども、この後の児童・生徒数の減を考えましたときに、今の段階で将来を見据えて対策を考えておかないといけない。どのような判断をするにせよ、現段階で先を見通して判断をすることが必要であると。ですので、今、この時点で、喫緊の課題というふうに捉えております。

以上です。

○根釜昭一郎議員

現在の教育環境、２つの中学校、５つの小学校を維持していく件に関しての再質問になるんですけれども、実際問題として、本町で定義されているかどうか、ちょっと伺いたい点がありますので、お尋ねをしたいと思います。

小学校を継続していくために、小学校の規模の下限人数であったり、クラスの下限のようなものは設定されているのかどうかについてお伺いします。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

お答えします。

下限について、町として設定しているということはありません。

以上です。

○根釜昭一郎議員

再度確認をしますけれども、以前、幼稚園が閉園する際には、幼稚園の最少人数という提示を受けまして、いろいろ、こども園に移行期間ではあったんですけれども、それで１年間という短期間はあったんですけれども、田皆幼稚園が閉園したという経緯があります。過去において、可能な小学校を継続、維持していくための人数等の検討はされたことがあるのかどうかについてお伺いします。

○田中幸太郎教育長

ただいまのご質問なんですけれども、これは学校の在り方検討委員会の中でも議論されるところであるんですけれども、基本的には、子供たちの数が減っていったから、その学校が存続ができないということはございません。現に、鹿児島県本土の学校におきましては、全校児童が１桁の学校も現在ございます。

検討委員会の中では、子供たちの教育環境をどうするかということがもちろん最優先ですけれども、それ以外にも地域の方々との合意形成をどう図っていくかということも一つの大きな視点でありますので、そことのバランスを取り合いながら、これは検討してまいります。少なくとも、数が減ったから、そこはもう学校が難しいということではございません。

○根釜昭一郎議員

実際に、本町におきましても、上城小学校で２クラスまで減少した年もあったと記憶しております。それでも地域の方と話合いの上、継続されてきておられますので、その辺は生徒数であったり、クラス数であったりということでの影響はないという認識をさせていただきたいと思います。

次に、大きな２番にいきます。

学校の再編で、令和８年度から検討委員会を設置して、その話合いを、議論を深めていくということであるんですけれども、この検討委員会のタイムスケジュールはどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

○田中幸太郎教育長

検討委員会の中には、当然、学識経験者の方も入っていただきたいと思っておりますので、その方とのスケジュールの兼ね合いもありますが、メンバーの中に学校長とか学校のＰＴＡ会長さんも予定しております。

学校の中でＰＴＡ会長さんが決まるのが大体５月の下旬あたりなのかなと思いますので、第１回目の在り方検討委員会の期日につきましては６月の下旬あたりを予定をしているところでございます。

○根釜昭一郎議員

すみません、言葉足らずでした。年度ごとのタイムスケジュール的なものはありますでしょうか。

○田中幸太郎教育長

この件につきましては、広範囲にわたって議論を深めないといけない非常に重要なテーマでもありますし、これは、まちづくりにも関わる大事なテーマでもありますので、一定程度の時間をかけてやりたいというふうに思っております。少なくとも１年半から２年ぐらいは議論にかかるだろうというふうに思っております。

ただ、それが終わったからといって、即移行できるかというと、そうでなくて、いろんな事務手続もございますので、仮にこの２年後に大体の方向性が定まったとしても、１年間のスタートまでには期間がかかるのかなと考えております。

ただ、このことも、今、私個人の考えを申し上げましたので、在り方検討委員会の中で議論されるんだろうと思います。

○根釜昭一郎議員

ご理解いたしました。

検討委員会のほうで今後検討していくということのようですので、２番については以上で終わりたいと思います。

次に、３番、小規模校の教育効果について、教育の質の観点からということで、答弁をいただきました。その中で、ＩＣＴを活用して他校との交流云々のお話があったんですけれども、これは島内の学校との交流になるのか、島外地区、島外との交流になるのかについて、お聞かせください。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

お答えします。

島内もありますし、島外、県外もあります。

以上です。

○根釜昭一郎議員

５番のほうでもＩＣＴに関してありますので、ちょっと５番のほうで詳細について進めていきたいと思います。

交流授業の中で、ＯＩＳＴ、沖縄科学技術大学院大学訪問を修学旅行に組み込まれる旨の話があったんですけれども、令和７年度からで、そこに行かれた子供たちの声というのはどのようにお伺いしていますでしょうか。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

お答えいたします。

ごめんなさい。その感想は、私のほうには入ってきておりません。また聞いてみ

たいと思います。

○根釜昭一郎議員

私のほうも大分前から、この大学院大学ができたのはニュース、報道で存じ上げていたんですけれども、行っていないので、今後は実際に私のほうも訪問して子供たちにアドバイス等できたらと思っております。

次、大きな４番にいきます。

教員確保と教育の質の維持についてで、教職員は産休の代替が１名足りない旨の答弁でしたが、この教職員の数プラス、非常勤であったり、会計年度ですか、臨時的任用、再任用の方も含めの職員は現在何名おられますか。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

先ほども申し上げましたけれども、県費負担教職員の数は県の基準で決まっております。

そして、今出てきた例えば非常勤の先生なんかに関しては、その学校の状況によって、学校が要請をしたときに、それを教えることができる方がいれば、配置されるという制度もございます。ですので、今、定員以外で県の雇用で非常勤という方は、知名中学校に２名、田皆中学校に２名入っております。

以上です。

○根釜昭一郎議員

雇用形態としては、町の雇用の方はおられないということですか、会計年度的な１年単位で更新していくような職員は、小・中学校。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

すみません、ちょっと確認させてください。

それは、例えば用務主事だったり、図書館司書だったり、そういう方を指していますか。

それでしたら、用務主事、図書館司書を各学校に１名ずつ配置しております。また、教員業務支援員を町全体として２名配置しております。また、特別支援教育支援員、これを１７名配置しております。

以上です。

○根釜昭一郎議員

ありがとうございます。

学校再編になった場合に、現在どれだけの職員が関与して学校が成り立っているというところで、再編等のお話になった場合にはどうなっていくかという基準等に、この一般質問を拝見されている方が検討していただけたらと思います。

その中で、２番のほうで、若手教員の定着支援策と打ったんですけれども、教職員だけではなく、現在、様々な職種で、成り手不足、担い手不足が起こっております。その中で、先ほど質問にも出したように、本町においては複式学級が多うございます。その中で、若手の教員が複式学級を受け持つというのは、単純に想像する以上のご苦労があるかと思います。指導主事並びに教育長が教育長になられてからの間で、そういうハードワークを原因とする離職であったり病休のような実例はなかったでしょうか。

○田中幸太郎教育長

お尋ねの対象職員は一人もございません。

ただ、ご自分の職業を変えるという方が１名、それから、別な都道府県の教員を目指すという方が１名の退職がございました。

○根釜昭一郎議員

病休や離職につながるケースはなかったという認識でよろしかったでしょうか。

本町においては、小規模校でありますので、地域との密着も大変深うございます。地域との密着が深いがゆえの多分ご苦労等もあろうかと思いますので、その件については、また後ほどのこの運営協議会等のところでご質問のほうはしていきたいと思います。

大きな５番のほうで、ＩＣＴの活用で遠隔授業や学校連携の可能性について質問しているんですけれども、ここでは田皆中学校の例が載せられているんですけれども、この遠隔授業について、これとは別に、島内外、先ほど島内、島外あります旨の答弁だったかと思うんですけれども、その詳しい内容をお聞かせください。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

お答えいたします。

例えば、住吉小学校と上城小学校の３・４年生が図工の作品の画像を送り合って鑑賞を行ったというケース。また、田皆小学校の１・２年生が和泊小学校とオンラインで国語の事業を行ったというケース。下平川小学校が鳥取県の倉吉市の学校とオンラインで１・２年生及び４年生が交流を行ったということがあります。

あと、校内ですけれども、全体で集まって学習活動を行う際、人数の多い場所が苦手な子供に対して、Ｇｏｏｇｌｅ　Ｍｅｅｔを使用して自分の教室からその活動に参加できるような配慮を行ったというケースもございます。

以上です。

○根釜昭一郎議員

この遠隔授業に関しましては、２０２４年度から法改正されて、送る側のほうで

専門の先生がいたら受け手側には必要ないと変わっているかと思うんですけれども、その件はご存じでしたか。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

すみません。私は、ごめんなさい、その法改正については存じ上げませんでした。

ただ、実際授業をする場合に、交流が中心になるとすると、こちらでも担任もしくは担当が、向こうの学校でも担任もしくは担当がついておくことが前提なのかなという気はします。

以上です。

○根釜昭一郎議員

送信側、教える側に免許保持者がいれば、受信者側の教員は他教科の免許所持者や特別非常勤講師でも認められるように２０２４年からなっているようでございます。

専門の教員がその学校にいない場合でも、他校との遠隔授業をすることによって、専門の知識を得ることができるという体制も組めますので、遠隔授業に関して、継続をしていく意味合いも込めて、制度化等は検討されてはどうでしょうか。制度化することによって、交流授業の予算化云々の計画性も持てますので、現在は多分、教師同士のお知り合いであったり、また、教育委員会等のお勧めではないですけれども、それで交流授業をされているケースが多いかと思うんですけれども、制度化をすることによって、ある一定程度の予算が確保できて、毎年度、定期的に実施をするような方向も見えてくるかと思うんですけれども、それを検討してはどうでしょうか。

○田中幸太郎教育長

お答えをいたします。

学校は教育課程というのを組みます、カリキュラム。これは前年度のうちに組みますけれども、その教育課程に即して、ここの教科のこの単元は他校とオンラインもしていいだろうということは、これは校長が、ちゃんと校長の責任において判断してやっているわけです。これを制度化ということになりますと、教育課程そのものにも踏み込むということになりますので、ちょっとこれは難しいことのように思われます。

以上です。

○根釜昭一郎議員

お調べしたら、すぐ分かるかと思うんですけれども、小規模校とかは制度化されているところも数校見受けられますので、今後、調べていただければと思います。

次に、学校と地域の連携についてを質問いたします。

学校運営協議会、まずコミュニティ・スクール。コミュニティ・スクールは現在各学校に展開されているということのようなんですけれども、形骸化はしていないでしょうか。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

学校運営協議会、コミュニティ・スクールの目的等は、先ほど教育長の答弁にあったとおりなんですけれども、まだ各学校でうまく軌道に乗せていっている途中なのかなという印象を持っております。これがうまく定着すれば、学校発で何々していくという形ではなくて、学校運営協議会が中心になって、今度この行事をしましょう。じゃ、私がこれ音頭取りますね。そこまでいけば、本当のコミュニティ・スクールなのかなということを感じております。

以上です。

○根釜昭一郎議員

コミュニティ・スクール、学校運営協議会で、検討していくことが多いのかなとは感じるんですけれども、その学校運営協議会の決定事項、進めていきたい案件に関しまして、町のほうで予算等を計上したことは過去にありますか。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

お答えいたします。

まず、学校運営協議会の会合に出るための予算は組んでございます。

しかしながら、そこで何々をしましょうとなったときの予算は組んでおりません。また、その要望も来ていないというところです。

以上です。

○根釜昭一郎議員

運営協議会のほうから何らかの予算要求等があった場合には検討するという認識でよろしいでしょうか。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

お答えいたします。

ケース・バイ・ケースになってくるのかなと思います。要望があったら、そのまま認めるという形じゃなくて、費用対効果なんかも考えながら、お答えしていく。その都度考えていくということになろうかと思います。

以上です。

○根釜昭一郎議員

無理な要望とかも出てくることもあると思われますので、その辺は内容によって

検討はしていただけるという認識でよろしいですね。

次に、大きな２番にいきます。

義務教育学校の導入の可能性ということで、この学校の在り方検討委員会の中で今後検討していくことになればというような答弁だったかと思うんですけれども、１０年ほど前、個人的な構想ですけれども、知名町版学園都市構想。ゼロ歳児から中学校まで、もう場所は限定されるので、言いますけれども、田皆地区の１区画の中に、ゼロ歳児から１５歳児までを教育であったり支援していく施設がそろっている。この環境を我がまちとして生かさない手はないと思って、前回は、それをテーマにして、その中で実際に動きに入ったのは１つだけ、島留学だけではあったんですけれども、そのときにも、ちょうどこの義務教育学校が始まった年になりますので、検討していっていただければという思いはあったんですけれども。

現状、義務教育学校に正式な形として取り組んでいるところは、県内ではなかなかないのかなという認識ではあるんですけれども、群島内におきまして、奄美大島、徳之島のほうでは、〇〇小中学校というような体制の学校が幾つかあると認識しているんですけれども、そちらのほうでは義務教育学校の体制にされているのかどうかは把握されていますでしょうか。

〇切通健雄教育委員会事務局指導主事

お答えいたします。

まず、義務教育学校なんですけれども、令和７年度５月現在で、県内に１２校設置されております。

先ほど徳之島の天城町というのが出てきましたけれども、にしあぎな学園のことかなと認識しております。これが令和８年から開校するというふうに伺っております。

以上です。

〇根釜昭一郎議員

先ほどの答弁の中でも義務教育学校制度についてお答えはあったんですけれども、再度、義務教育学校について、私のほうで確認の意味も込めて述べたいと思います。

義務教育学校とは、小学校から中学校までの９年間の義務教育を一つの学校として一体的に行う新しい学校の種類です。２０１６年の学校教育法改正により、従来の小学校、中学校とは別の第３の学校種として正式に制度化されましたということで、今後、学校の在り方検討委員会で検討される際には、ぜひ選択肢の一つに入れていただけたらと思っております。

少子化の進行によって、児童・生徒数は年々減少し、複式学級の増加、学校規模

の縮小、教員確保の問題、教育環境を取り巻く状況は確実に厳しく変化していきます。しかしながら、先ほど答弁のほうでもいただきましたように、この現実から目を背けることはできない、喫緊の課題であるということになります。

私の私的な意見になりますけれども、人口減少社会において、現状維持、学校を維持することだけですと、逆に実質的な後退につながるのではないかと、私のほうでは思っております。この学校の在り方検討委員会で、教育政策、検討することになっていくと思われるんですけれども、教育政策というのは、単なる学校だけの問題ではなくて、子育て政策の全般の問題であったり、また、定住政策、移住促進にもつながっていくことにもなると思います。そして、先ほど教育長も答弁にあったかと思うんですけれども、まち自体の未来戦略にも関わってくるのかと考えております。

本町の学校の在り方検討委員会において、慎重に、かつ大胆にではないな、慎重に制度設計をしていっていただければと思います。

最後になりますけれども、田皆地区にゆかりのある町長、思い入れもあると思われますが、一つの地域に集約している。これを我がまちの特性として生かすような心積もりはないでしょうか。

○今井力夫町長

学校の在り方というのは、非常にナーバスな問題になってくるかなと思っております。ただ、生徒数の減少から学校をどう固めていくかという物の考え方では、まずいなと思っております。これを論ずるときには子供ファーストで考えていかなきゃいけないかなと考えておりますので、子供ファーストで考えていったときに、私たちが考えなきゃいけない。多くの中で、子供たちが、大勢の中で学ぶのをよしとするのか、それとも小集団の中で自分の意見が言えるような、そういう教育環境をよしとするのか、非常に難しいところがありますので、義務教育学校でいくのか、それとも現状のままでいくのか。はたまた、もう知名町に学校を小学校、中学校を一本にしていくのかとか。この辺は非常に、これから各世代、そして各種団体の皆さんの意見を集めてやっていきたいなと考えておりますので、ベースは子供ファースト。子供たちにとって、何がメリットが一番高いのかという視点で、論議をしていっていただきたいなと思っております。

以上です。

○外山利章議長

まとめてください。

○根釜昭一郎議員

私ども、学校こそが地域の核であるというのは、言うまでもないことだと思っております。守るために再設計を必要とし、変わらずに子供たちを支援していくために変わらないといけないと。そして、最後に町長に問うたのは、我がまちにおいても、ゼロ歳児から１５歳まで知名町は切れ目のない子育て支援を行うまちということで、高らかに宣言していただきたいという思いを込めて、義務教育学校も提言させていただきました。その中核になり得ると私のほうでは思っておりますので、ぜひご検討していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○外山利章議長

これで、根釜昭一郎議員の一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会をします。

明日４日は午前１０時から会議を開きます。

お疲れさまでした。

散　会　午後　４時３１分

令和８年　第１回知名町議会定例会

第　２　日

令和８年３月４日

令和８年第１回知名町議会定例会議事日程

令和８年３月４日（水曜日）午前10時00分開議

１．議事日程（第２号）

○開議の宣告

○日程第１　一般質問

①髙風勝一郎議員

②福川　勝久議員

③西　　吉信議員

④長山　美香議員

⑤窪田　　仁議員

○散会の宣告

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
１番	田尻　博樹　議員	２番	長山　美香　議員
３番	原﨑　幸雄　議員	５番	西　吉信　議員
６番	髙風　勝一郎　議員	７番	福川　勝久　議員
８番	窪田　仁　議員	９番	根釜　昭一郎　議員
１０番	西　文男　議員	１１番	福井　源乃介　議員
１２番	川畑　光男　議員	１３番	外山　利章　議員

１．欠席議員（０名）

１．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

藤田　孝一	議会事務局長	元榮　聡子	議会事務局主事

１．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

氏名	職名	氏名	職名
今井　力夫	町長	田中　幸太郎	教育長
成美　保昭	総務課長	西　富士雄	総務課長補佐
永野　道也	企画振興課長	岡越　豊	農林課長
田邊　栄	農業委員会事務局長	英　敬一	建設課長
下田　浩治	耕地課長	中山　昌昭	会計管理者 兼会計課長
井上　修吉	税務課長	元栄　吉治	町民課長
中村　里佐子	保健福祉課長	根元　幸治	保健福祉課参事
久永　裕一	上下水道課長	原田　孝二	子育て支援課長
池沢　由美子	教育委員会事務局長	上原　美穂香	教育委員会 事務局参事
東　里樹	学校給食 センター所長		

△開　会　午前１０時００分

○外山利章議長

ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

△日程第１　一般質問

○外山利章議長

日程第１、昨日に続き一般質問を行います。

通告４番、髙風勝一郎議員の発言を許可します。

○髙風勝一郎議員

皆様、おはようございます。

それでは、議席番号６番、髙風勝一郎が一般質問を行います。

大きな１番、農業農村整備事業について。

黒貫字において、令和６年１月２３日に農業農村整備事業聞き取り座談会、令和７年２月２５日に同会報告会が開催され、字から行政へ以下の要望を行いました。その後の対応についてお伺いします。

（１）浸透池（通称アーヤヌフキ）付近の農道・水路について。

①土側溝が設置されているものの、機能していない状況にありますが、改善・整備の対応はできないか。

②畑への進入路及び農道交差点に設けられた暗渠が泥等で詰まっているが、対応はできないか。

（２）町道小米古里線付近の水路について。

①知名環境センターからニシムタ間の側溝や横断溝、畑への進入路下の暗渠が泥等で詰まっているが、対応はできないか。

②新納運送店コンテナ置場から上側の基盤整備地区の畑への進入路下の暗渠が泥等で埋まっている。対応できないか。

（３）田水団地上部にある水路が泥等で詰まっているほか、のり面に雑木が繁茂しており、苦情が出ております。対応ができないか。

（４）黒貫字内には幅員が狭く、岩盤が露出した道路が複数ある。水土里サークル区域に編入し、道路整備ができないか。

（５）ニシムタ西側にある町道小米古里線から海岸へ下りる道路は状態が悪く、草が繁茂している。道路整備及び雑草対策ができないか。

（６）ニシムタの海岸側にアダン、モクマオウ、コバテイシが植えられている。

①所有者及び管理者は把握しているか。

②数種類の樹木が植栽されている理由は何か。

③樹木や雑草が繁茂していますが、管理はどのようになっているか。

大きな２番、町民への情報提供について。

毎月２回行われています区長会の連絡事項等を町のホームページ等に公開、掲載することはできないか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○今井力夫町長

それでは、皆様、改めましておはようございます。

本日、２日目となります。本日もよろしくお願いします。

それでは、髙風議員のご質問に順を追って回答してまいります。

大きな設問の（１）から（３）につきまして、非常に関連性がありますので、まとめてお答えしたいと思います。

ご指摘のあった各箇所につきましては、いずれも多面的機能支払交付金の対象農用地に含まれております。そのため、同交付金を活用した維持補修や泥上げなど、草刈り等の対応が可能でございます。活動組織において現状を共有していただき、組織全体の年間予算配分を考慮した事業計画の策定及び認定を受けていただく必要がございます。

また、基本的には、組織による自力施工となりますが、重機作業を伴うものや専門的な技術を要するなど自力施工が困難な場合におきましては、同交付金を活用した業者への委託施工も可能となっております。加えて、組織の予算には限りがございますので、地区内での緊急性や受益の範囲を鑑み、優先順位を決定していただくこととなります。

町といたしましては、活動組織が円滑にこれらの課題解決に取り組みますよう、事務手続のサポートや現場確認の立会いなど、必要な助言・指導を適宜行ってまいります。また、地区の活動組織内で具体的な実施計画についてご協議をいただけますようお願い申し上げます。

続きまして、（４）につきまして、質問の黒貫字の道路整備につきましてお答えいたします。

当該箇所の水土里サークル活動への区域編入につきましては、農振農用地内であ

れば、農道としての正式な認定がない道路であっても、実態として耕作用農道として利用されているものであれば、区域への追加は可能でございます。まずは活動組織において追加編入の合意をいただき、事務局への追加を希望する箇所を明示した図面を提出していただきます。その後、事務局において現況確認を行い、適正と判断された場合、知名町広域協定における５か年活動計画に当該箇所を盛り込むこととなります。計画反映後、組織の予算や活動内容に基づき、順次、整備対象箇所として取り扱うことが可能となります。

町といたしましては、前日のご質問同様、円滑な区域編入に向けた支援を行ってまいる所存でございます。

続きまして、５番目、当該箇所につきましては、平成１７年３月３１日付で里道として国から町に譲与されておりますが、この里道の利用実態につきましては、集落など近隣住民での利用が主となっていることから、維持管理につきましては、その地域住民が共同で行うことでお願いをしており、現在のところ町として整備をする予定ではございません。

６番目、ご質問の箇所は知名町の所有となっております。また、保安林として指定されており、潮害、風害の防備機能を有する防風林となります。当該箇所の防潮堤及び防風林につきましては、地元地域からの要望に基づき県営事業により整備をされております。そのため、工事完成後の災害復旧工事などを除く日常の維持管理につきましては、受益する地域において管理をしていただくことが基本的な考えとなっております。

②につきまして、ご指摘の数種類の樹木が植栽されている理由につきましては、数種類の樹木を混植することによって防風効果の最適化を目的としております。

高木や中木、低木を組み合わせることにより、地表から上空まで段階的に風を遮断することができます。単一樹種では一定の高さでしか風を遮ることはできませんが、異なる高さの樹木を配置することで広範囲にわたって効果的な防風壁を形成することが可能となりますが、また、成長スピードの異なる樹木を植栽することにより、初期段階から効果を発揮することができます。

③につきまして、当該箇所につきましては、防潮整備を目的とした保安林として指定されております。保安林の主たる目的は、飛び砂の防備、風害や潮害を緩和する防備機能にあります。樹木が適度に成長し密集することで、これらの防備機能の効果は発揮されます。そのため、樹木などが繁茂している状態が従来の機能を発揮している状態であり、目的に沿った状態にあります。

なお、管理につきましては、先ほど申し上げたとおり、保安林の日常的な維持管

理は受益者であります地域の皆様にお願いしているところでございます。

しかしながら、台風の影響により防潮堤の破損や防風効果の低下した防風林につきましては、県大島支庁担当部局と協議をし、治山施設修繕事業を活用するなど、本来の防備機能を発揮できるよう維持管理に努めてまいります。

大きな設問の２番目につきまして、区長会の連絡事項につきましては、各字区長の負担軽減や町民の皆様への情報提供の充実という観点から、町ホームページに掲載する方向で現在検討を進めているところであります。

具体的には、区長会で配付される連絡資料のうち、放送依頼文等の行政内部向けの資料を適切に整理した上で、町民の皆様にとって有用で必要な情報に限定した形で掲載を予定しております。

このような形で公開することにより、より多くの町民の皆様が迅速かつ正確な行政情報を得ることができるとともに、行政透明性の向上にも寄与するものと考えております。

引き続き、各部署と連携をしながら、公開内容の精査を進め、次年度から対応できるように検討を進めてまいります。

以上で回答を終わります。

○外山利章議長

しばらく休憩します。

休　憩　午前１０時１２分

―――――――――――――――――――――

再　開　午前１０時１４分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○髙風勝一郎議員

それでは、（１）に入る前に、今回の質問は、私が黒貫字区長になり、水土里サークル黒貫地区の代表になった５年前から、耕地課、建設課等に様々な相談をいたしまして、対応していただいておりました。

そうした中、おととし、令和６年１月２３日に農業農村整備事業の聞き取り座談会、そして１年後の令和７年２月２５日に同会の報告会が開催されました。報告会の約３か月前、令和６年１１月９日、１０日に発生しました大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報等でかなりの農地等が流出するという被害もあったため、地区から県や町に対して要望を行う機会があり、大変ありがたい機会だったと思っております。

その報告会の話合いをしたときの県が作っていただいたこのような黒貫地区の、そして地区から要望を出した要望箇所表①から約⑳ぐらいまで地域の皆さんとの話合いで図面に落とし込んで、このような話合いをいたしました。

その中で、もちろん幾つか水土里サークルを含めて解決している部分もありますが、しかしながら、現在も大雨が降りますと不安になりまして、字の皆さんから、あそこはどうなっているんだという問合せがあったり、その対策や改善に悩む事項があることから、今回、このような質問をさせていただきました。

それでは、（１）から入りたいと思います。

各課長の皆さん、議員の皆様には写真を事前にファイルに入れておりますので、それを見ながら御覧いただきたいと思います。なお、ユーチューブには写真が出ますけれども、すみません、傍聴席の皆様には写真が見られませんので、また改めてユーチューブで見ていただければと思います。

それでは、ファイルに保存してある写真を説明させていただきます。

（１）浸透池（アーヤヌフキ）冠水、この横の数字は２０２４年１１月１０日１６時５４分に撮影した写真です。フェンスの右の道路のほうがずっとあふれて、下のほうの畑が冠水している状態でした。それをこの後説明をいたします。

続いて、同じく（１）の写真、２４、１１、１０、１６時５５分という写真があります。同じように浸透池、浸透池ですからふだんは全く水がたまらないはずですけれども、あふれかえっていたというところです。

その次の（１）の写真です。赤の矢印をしておりますが、左上のフェンス、ガードレールがあるのがその浸透池です。この赤の表示をしているところが、１メーター角の暗渠が、ボックスカルバートが入っております。そして、その右は１メーター角の水路があふれている状況です。ちなみにこのサトウキビ畑は、今日傍聴に来られている黒貫のタバタ区長のキビ畑になります。毎回雨が降るたびにここの畑はプールになっている状態です。

続いて、（１）①の１の写真です。その浸透池のすぐ下の畑になります。２年前の大雨で、その下の畑が土が持っていかれて水がたまっている状態です。質問がされています土側溝、右側に草が繁茂しているところが土側溝になります。

その次の写真（１）①の２が、土側溝を３年前に水土里サークルの事業で草の撤去作業を行いました。そのときの状況の写真です。

その次の写真（１）①の３、これは先ほどの土側溝を反対の方向から撮った写真です。手前側は土側溝からたしか３０センチ角の水路が入っています。何でこの間だけ土側溝になっているのかなというのが、ずっと耕地課とお話をしているんです

けれどもなかなか結論が出ないのと、どう管理していけばいいのかというのがまだ結論に達していないところです。

その次の（１）②の１の写真。これは先ほどえぐられて水がたまっていた畑のその下の畑です。里芋畑でして、もう種を植えてマルチもしていたんですが、手前側はそのマルチが流されている状況の写真です。手前のほう、進入路がありますが、そこの進入路の下が今回質問を出している一つのいわゆる水路がもう泥で埋まっているという状況で、これはもう我々地域でその土砂を取る方法が難しいものですから、町のほうで方法がないかとずっと相談をしているところです。なかなか結論がいただけておりません。

次の（１）の②の２の写真、これは先ほどの里芋の下の畑です。

ここはジャガイモを植える予定でしたけれども、運よくというか、まだジャガイモの種を植える前でありましたけれども、ここも土が流されてどこからかの大きな石まで流されている状況です。ここも手前の畑への進入路の下は泥で埋まって水路が流れない状況だというところです。

続いて、（１）の②の３、先ほどの里芋の畑への進入路です。その水路の部分の写真です。

その写真のアップが（１）の②の４。４の写真を見ていただくと、もう完全に埋まっている状態でして、これだともう水路の意味がないと。なおかつ、本当は地域でやりたいんですが、できないと。

続いて、（１）②の５。２年前もですけれども、３年前からもその地域の畑の皆さんが水路からあふれたのが畑に入るという苦情がありましたので、何とかできる範囲はやろうということで、バックホウとダンプを借りまして、自分らでオペを頼んでダンプを運転してできるところはやっておこうという作業の風景でございます。

その次の写真、（１）②の６、赤で斜めに線が引かれておりますが、右から左に行くのが県道から下の瀬利覚から余多へ行く農道です。そして、縦手前から奥のほうへ行っているのが、ニシムタの方向へ行く道路の東側の道路になりますけれども、そこの交差点。何度か交通事故がありまして、黄色の看板、危険、この交差点注意という看板も立っておりますが、この下も暗渠が入っております。

その写真が次の写真です。（１）②の７、手前のほうに３００角の水路が入っていまして、道路を完全に横断していまして、ここはもう多分完全に埋まっていると思うんですけれども、管理のしようがないという状況です。

最後に（１）②の８の写真です。このように大雨が降ると、結局ここの交差点までずっと土砂が流れていって、この１１月のときも畜産の方のタイヤショベルを借

りて土砂を撤去しましたけれども、このような状況です。

先ほどの町長の答弁なんですけれども、基本的な回答はいただくのはありがたいんですが、じゃ、今後、泥が埋まっていかないような方法がないものかと思ったのが、次のＰＤＦの資料です。

ＰＤＦの資料の１枚目、現在の状況というのが、水色の部分が水路があって、そのまますぐ蓋がかぶって、あと土砂、石等で進入路をつくっているのが現在の状況です。

私が考えたのは、２つの案です。

状況によってはこういう方法はどうだろうかと思ったのが、案の１が、側溝の側面を伸ばして、伸ばすのはいいんですけれどもそれを支えなきゃいけないので支えが必要だと思いますけれども、できたらもう即地表に蓋ないしはグレーチングがあって、それを撤去すると、例えばバックホウのアームが入ってバケットで掃除ができるというふうな状態だと、今後も維持管理がしやすいのかなと思うのが一つ。

次の案の２が、場所によってはどうしてもそういう案の１ができないところがあれば、案の２はどういうことかというと、水路の上に空間をつくる。空間をつくると、例えば後で高圧洗浄で水を流すことができると思うんですけれども、現在は流しようがない。詰まったままどうしようもないので、土砂、蓋を全部撤去しなきゃいけないという状況なのでこの１と２の案を考えてみたんですけれども、耕地課長、先ほどの町長の答弁は基本的な答弁で分かるんですが、実際にどのようにして今後進めて、後々の維持管理がしやすいような方法を取るのかというふうなのが課題だと思うんですが、そのあたりのご意見を伺います。

○下田浩治耕地課長

議員からございましたが、日頃から多面的機能の発揮のために、農道、そして水路、また農地ののり面、また景観形成等、各組織で頑張っていただいていることに、まずもってお礼をいたします。

そして、議員のご指摘の質問の座談会ですが、これは、先ほどもありましたが、令和５年、６年に県の沖永良部事務所農村整備課の発案、主催で、農村地域の現況を把握して今後の農村農業整備事業の推進方向への基礎資料とする、つまり事業の掘り起こしをしていこうということで開催されたと私も認識しております。

それを踏まえまして、先ほどの具体策ですが、１は、面整備、土地改良事業の基盤整備を行った引渡後は、工事の不良の場合は、事業期間の場合は県に直していただいている現状であります。事業終了後５年、１０年、議員のおっしゃる第２知名東部第１換地区の場合は、昭和の終わり、平成の頭にかけて整備した箇所でござい

ますので、３０年、４０年近く経過してございます。

長い経過の場合は、農家の方々の畑の仕上げ方といいますか、落水溝に水が行くように、排水がうまくいくようにというようにお願いしているんですけれども、利用状況によってどちらに瑕疵があるのか分からないという部分もありますので、農家個人に修繕をいただいているのが現状でありますが、先ほど来お話をしている水土里サークル、多面的機能支払交付金、鹿児島県では、活動では水土里サークル活動と呼ばれているもので、なかなか個人、担い手の皆さんで、圃場の持ち主の皆さんで管理するのは難しいので、地域の影響する水路ですので、皆さんで維持管理していただいているのが今の現状だと思っております。

ですので、具体策でしたね。予算の範囲、予算に限りがございますので、今年度でいうと、いろんな多くの箇所をこの黒貫地区はしていただいて、字に配分した予算を上回るほどの予算でしたが、知名町は、平成２７年、２８年から広域化ということで知名町一円でエリアをくくっておりますので、活動が少ない地区の予算の分も活動することができるということで、とはいいましても、多くの箇所の修繕が必要だと思いますので、そこは先ほど町長の答弁にもありましたが、年度明けて４月にまた地域の皆さんで見回った後に総会を行ったり、計画を立てている中で、今年度はここを作業していきましょうというふうな話合いがなされると思いますので、そこで、できれば自力施工、業者施工だとやはり公共単価より少し抑えてやっていただけますが、三者見積りを取って安価なところにお願いはしておるんですが、やっぱり高くなりますので、自力施工、字内に重機、先ほどおっしゃっていたバックホウとかに乗る方がいらっしゃらなければ、ほかの字の方でも可能ですので、ほかの方をお願いして、建設業に就かれている方の土曜日、日曜日とか、そういう方をお願いして、できれば安価な自力施工でたくさんの箇所を同じ年度にやっていただけたらなと思うところです。

あと、もう一つ、先ほどの図面で案を示していただき大変ありがとうございます。こちらも、県の農政部と語る会ということで、町長から昨日も行政報告にありましたが、昨年の令和６年度の提案要望のほうで、県の農政部に私どももなかなか維持管理が大変なので、暗渠ではなくグレーチング、蓋をかぶせた状態で行えないか、施工の見直しをできないかということで、昨年、町長にお願いをして、県のほうにも要望してございます。

その際も、盆地で水路と乗り入れの高低差がなければいいんですが、やはり６０センチだったり、高いところではもう１メートル以上という水路との高低差がございますので、既製品の水路、先ほどあったＵ字溝ですか、３０センチで高さが

６０センチほどのＵ字溝ならその値段であるんですが、やはりオーダー、その箇所ごとのケースごとに違いますので、そこでちょっと地区の工事費が上がってしまうということで、なかなか乗り入れのところのグレーチング化、蓋板化は難しいのかなという県も見解でございました。

でも、議員のおっしゃるように、工事費はもちろん負担は少ないが後々の維持管理で大雨の際に支障を来しているということもございますので、今行っている第２田皆また南西部、新しい地区でも地域の皆さんの意見を取り入れながら、清掃しやすい、泥上げがしやすい蓋をかぶせたグレーチングなどでできないかというのを、また県と一緒に地域の皆さんに諮って協議していけたらなと考えております。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○高風勝一郎議員

もうちょっと簡潔にお願いします。

先ほどの案の１、２を含めて検討を進めていってもいいというふうに理解しましたので、続いて、（２）にいきたいと思いますが、内容は、一緒等含めて同じようなところにあります。

（２）のファイルを見ていただきたいと思います。

（２）の①の１、小米古里線横断暗渠配水管と書かれております。青い丸の部分がスタート地点で、赤の矢印をしているところが、暗渠が入っているところです。引き続きピンクの矢印をしているところが、同じく暗渠部分やらが入っている部分です。

場所は、左手のほうが新納運送店のコンテナ置場になります。この道路が小米古里線で、軽トラが写っているのが基盤整備をした基盤整備地区になります。

次の（２）の①の２の写真です。水の逃げ場がないので暗渠等が埋まったままなので、雨が降ると、毎回このように水があふれている状態です。

続いて、（２）の①の３です。先ほど青い丸の部分がありましたが、そのアップの写真です。ちょっと清掃しましたので入り口がきれいになっておりますが、ここから横断暗渠が入っている部分です。

その次の（２）の①の４の写真、先ほどのピンクの部分の矢印箇所と、次に紫の矢印がありますが、ここも横断暗渠が入っております。ここも多分埋まっているんではないかなと。

その状態を示しているのが、次の（２）の①の５の写真です。同じく水の逃げ場がないですので、大雨が降ると、この水路が流れるどころかたまる一方で、道路の表面水が広がる一方という写真です。

次の（２）の①の６の写真。３年前ですか、建設課の皆さん方で作業をしていただいておりました。ただ、見てのとおり、側溝の水路の蓋がない部分だけはきれいにしていただいたんですけれども、このバックホウが写っている部分とかは畑への進入路になるんですが、そこは手つかずというところで、結局そこの部分は埋まっているんではないかなと。

続いて、（２）の①の７の写真、今度は反対方向、紫色の横断暗渠がありましたけれども、そこの出口の部分の写真です。右手のほうが海側になります。左手が基盤整備地区になります。四角の暗渠から出てきているところが見えると思いますけれども、このように、ここも埋まっている状況です。

続いて、（２）の①の８、これはまた小米古里線の海側の水路、側溝になりますが、もう何年になりますか、ずっと泥がたまっている状態が続いているんですが、影響がなければいいんですが、何のための水路なんだろう、側溝なんだろうと思って、今回質問させていただきました。

引き続き、写真の説明をします。

続いて、（２）の②の１の写真ですが、先ほどのコンテナ置場から上の基盤整備地区側です。先ほどの（１）と同様、水路は結局、流末が泥で埋まっているので、その基盤整備側にある水路も全部水で埋まって、この左側はローズグラスを作っている畑なんですが、そこまで水が広がっているという状況です。

続いて、（２）の②の２の写真、これは先ほどのローズグラスを植えている上の畑になります。ここも水がはけ切れないため、畑にずっと水がたまっているという状況です。

最後、（２）の②の３の写真、これではいけないだろうということで、取りあえずできる範囲はやろうというところでバックホウとダンプを――失礼、このときはタイヤショベルです――お願いをして、自分たちで自立型でできる範囲の水路の泥上げをしたというところです。

先ほど耕地課長もありましたので、この横断暗渠、これはまた別のケースで道路のアスファルトをカットしなきゃいけないところを含めて、耕地課の水路の管轄なのか、町道の小米古里線の建設課の管轄なのかを含めて、対策等を伺います。

○下田浩治耕地課長

先ほどの側溝の清掃と同様に、基本は、先ほど申しましたが、原因者管理、受益者の管理ですが、なかなか難しいということで、地域の皆さん、周辺影響の農家の皆さんの対応ということで、水土里サークル活動できれいにしていただいて本当に助かってございます。引き続き、水土里サークル活動を利用されて、水路の泥上げ、

そして、のり面の草刈りなどをしていただけたらなと思います。

横断暗渠についてですが、町道の整備側、海側じゃなくて山側の水路は、第２知名東部の第１換地区のほうで、土地改良事業のほうで側溝は整備してございます。

設計の図面も確認したんですが、既設の暗渠というか、水路につないだのかが少し確認できなかったものですからはっきり申し上げられませんが、どちらにしろ多面の活動のエリア外になる可能性がありますので、こちらは町の予算にてまた建設課と、町道ですので、連携して協議して進めていきたいと思っております。

以上です。

○髙風勝一郎議員

どうぞ答弁は簡潔に述べていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○外山利章議長

先ほどの発言については、速記を確認した上で措置をいたします。

○髙風勝一郎議員

ありがとうございます。

この（２）の箇所は、我々地区での自立型は難しいというふうに判断しておりましたので、耕地課長の答弁の内容で、今後はぜひ早い対応を進めていただきたいと思いますが、８年度の対応というのはいかがでしょうか。

○下田浩治耕地課長

８年度、おっしゃるとおり、またいつ大雨が来るかも分かりませんので、早いうちに、梅雨時期前に建設課と共に考えていきたいと、対応していきたいと思っております。

○髙風勝一郎議員

ぜひ８年度、早めの対応をお願いいたします。

（３）いきます。

（３）の写真も見ていただきたいと思います。

田水団地の上のほうに水路があります。（３）の１の写真、田水団地上水路つまりから畑浸水と書いてあります。

（３）の１の写真ですけれども、右手の上のほうに白いガードレールが写っております。この白いガードレールは、町道黒貫大堂線になります。黒貫大堂線含めて、あと道路の反対側からの水もここの水路に流れてきておりますが、ここも完全に詰まっておりまして、今、一部水がたまっておりますが、ここも大雨が降ると完全に冠水をするようなところです。

続いて、（３）の２の写真、これは水路の状況写真です。このように泥が埋まっ

ております。

続いて、（３）の３の写真、これも水路が埋まっているのと、そののり面は何年たつのか分かりませんが、樹木の幹が太くなって繁茂しているというふうな状況です。

続いて、（３）の４の写真、その上流側になりますと、先ほど言いました黒貫大堂線があります。ここに青い矢印がいっぱい引いてありますが、右側、左からの側溝からの水がためますを渡って一番左の矢印の先にまたためますがあるんですが、それが（３）の５の写真であります。

その矢印をいくとまた手前のほうにためますがあって、それから落ちていって先ほどの水路のほうへ行くんですが、ほぼほぼ泥で埋まっていますので、必然的に水がたまってしまうと、畑のほうへ流れてしまうという状況です。

ここはもう５年前から私が地区の代表をして、ここは瀬利覚地区になっておりまして、瀬利覚地区の皆様と相談しているんですが、なかなか瀬利覚地区も地区の中で事業を行っていくのが精いっぱいのようで、なかなかここまで手が回らないというふうな状況というふうに聞いております。

あわせて、ここの所有者やら耕作者は黒貫の方が多いので、であれば、今、瀬利覚地区になっているんですけれども、瀬利覚地区と黒貫地区の話合いで、区域をどうしようかというふうな協議もできるのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○下田浩治耕地課長

区域の変更ですが、過去に屋者字と芦清良字においても区域の変更、増減がございましたので、ぜひ瀬利覚の組織と、また黒貫の組織、組織での総会を持って合意の上で事務局のほうに上げていただけたら、知名町一円広域組織ですので可能ですので、よろしくお願いいたします。

○髙風勝一郎議員

また持ち帰りまして黒貫地区の皆さんと話をして、瀬利覚地区の皆さんとまた協議を持っていくかどうかを進めていきたいと思います。また、そのときは耕地課のほうへご相談に伺うと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、（４）の写真は、黒貫の字内には町道、農道に認定されていない道路が幾つかあります。今回は２つ提案をさせていただきました。

１つは、（４）の１、ウクマタ線というのがあります。ショップくまもとから上がっていきますと細い道があります。この道路の路肩はほぼ地石です。地石なんですが、石も積まれているところもあります。

続いて、（４）の２の写真、赤でスプレーをしておりますが、最近、路肩の石が崩れたりする場所が多くて、軽トラでもぎりぎりしか通らないような場所となっておりまして、次、（４）の３の写真ですが、この道路の上に行きますと、黒貫の集団墓地があります。今写っているのはほんの一部でして、この上に幾つかお墓があります。

毎年１月の墓正月、８月のお盆になりますと、字の皆さんから、このウノミチキャタナラゼというふうに相談を受けます。今は字の道ですので字でしなきゃいけないというのは分かっているんですけれども、もちろんできないですので、今回、質問させていただいたのは、水土里サークルの区域に入れて何とか整備をする方向ができないかというふうな質問でしたが、回答で、耕作用道路ということでありましたので、今後はそのように進められたらと思っております。

続いて、写真、もう一か所、（４）の４の写真です。

道路の名前が分からないので、私が、仮称で黒貫の川の上にあるので、カワウエ線というふうに勝手につけました。

ここにサトウキビやらジャガイモやら作っている畑が幾つかあるんですが、このように地石が出て、続いて（４）の５の写真、勾配もきつくてなかなか作物を積んで上ったり下りたり、がたがた道で難しい現場です。

続いて、（４）の６。（４）の６の写真は、去年１月、キビ運搬車の関係の皆さんが、キビを積んでいないときは通れるんだけれども、キビを積むと底の部分の地石に車の底が当たってしまうという話がありまして、急遽、耕地課と相談をしまして、予算を頂いてブレーカーを持ってきて割った箇所です。

次に、（４）の７、ここの手前のほうは、雨が降ると水がたまってスリップをする場所で、あわせて、この右のほうに枯草、枯れ木が置いてありますが、深さ３メーター以上落ちております。ガードパイプかガードレールをしたいのですが、すると、軽トラ、２トン車が通るのでやっとかっとなので、その保護をすると車が通れないというところで、みんな恐る恐る通っている場所です。

最後に、（４）の８、その上を行くと、同じように昔ながらのがたがたの地石がある道路になっているというところで、ここも先ほど作物を作っている耕作用道路として整備をすることが可能だということでありますので、新年度に向けて地区内で協議をして、８年度には区域に入れられるように進めていきたいと思います。

時間がないので、次、いきます。

（５）ニシムタの西側に海岸へ下りていく道があるんですが、路面もかなり決壊して、あと路肩、草が繁茂していましたので質問させていただきましたが、驚いた

のは、地域で管理するようにということですので、この辺りは地域の皆さんに説明をしたとかいう経緯はありませんでしょうか。

○成美保昭総務課長

説明をした経緯は残っておりません。

○髙風勝一郎議員

回答を見て、残念というか、そうなんですね、地域で管理しなきゃいけないんですねということなので、ここは、耕地課長、水土里サークルというか、広域協定の区域に入っていなかったですよね。何か進めていくヒントはございませんでしょうか。

○成美保昭総務課長

私も現場を確認いたしました。軽トラで行かないと通れないような道ではございました。

下のほうには、次の質問にあります保安林が広がっております。この道を使う用途が、どのような状況でどのような方たちが使っているのかもちょっと分からない状況でありまして、右側にローム層の擁壁があって、左側は、のり面から生えている草につきましてはニシムタの所有地になっております。

ですので、もしできるとしたら、その路盤のですが、耕地課のほうへの先ほどの質問の中で回答にもありました耕作者がいる畑への道であれば水土里サークルへの編入もという話でありますが、あの近辺に畑がなくて、そういったものも使えないのでないかなと今考えているところであります。

○髙風勝一郎議員

この草が生えている部分はニシムタさんの所有区域だということですね。

これは、どこからそういうニシムタのほうへ指導をすればよろしいんでしょうか。指導というか、伐採を。

○成美保昭総務課長

里道と言われますのが、昔の字図におきまして赤線とも呼ばれる地域でございますが、集落の中にも結構今でも残っているところがあるんですが、そのあたりにつきましては、やはり字の近くの家の方たちが整理をしたりとか、掃除をしたりはしておりますが、こういうふうに地域から離れてしまいますと、ここはもう黒貫の今は区域内ということにはなっておりますが、なかなか手が届かない、目が届かない、やはり使用する方たちがいればその方たちからの苦情があるとは思いますが、現在のところ、今、私も見ましたが、採石類を穴に入れたような形で大雨が降ったときには流されるような形とはなっておりました。

財産管理の方向からどのようにできるかは、これからも検討は進めてまいりたいと思っております。

○髙風勝一郎議員

この里道なんですけれども、実際、擁壁を下りていって右のほうに行くと、１か所耕作をしている畑があるんです。この道路を利用している耕作者、いわゆる農業されている方がいるので、改めてまた総務課長でいいですか、相談に伺いたいと思います。

あと、（６）の保安林ですが、地域のほうで管理をしてくださいというところなんですが、これは、例えば地域で管理するとなると、地域で伐採をして構わないということでしょうか。

○岡越　豊農林課長

ご指摘の防風林につきましては、防潮機能、防風の効果を発揮する状態が正しい状態にございます。その中で、基本的にはあまり多目的な利用を想定していない地域、防風林になりますので、それをどう利用されるかということにもよるんでしょうけれども、基本的にはそのままの状態が望ましいとは考えておりますが、どうしても支障がある、管理上、安全対策に問題がある、危険な箇所がある、そういったものについては、現場を確認した上で、これは明らかに危険であると、そういう箇所については伐採も可能だと思っております。

○髙風勝一郎議員

その相談には、農林課のほうへ伺えばよろしいんでしょうか。

○岡越　豊農林課長

町有の防風林になりますので、農林課のほうにまず相談いただいて、現場の箇所を確認したいと思います。

○髙風勝一郎議員

この大きな１番につきましては、黒貫地区だけではなくて、ほかの地域でも苦慮している部分の箇所があるかと思います。

今後は、さらに地区の皆さんと話合いや協議を重ねて、大雨に強い農業農村整備事業が進むように要望して、１番の質問を終わります。

続いて、大きな２番、町民への情報提供。

私、昨年の３月まで区長をしておりましたので、区長会の初めに町長のほうから挨拶があり、そのときに町の現状、町が取り組んでいること、町の抱えている課題、行事、イベントのお知らせなど、町長は分かりやすく説明をしていただいておりました。そして、町長の挨拶の後に、各課や関係機関の皆さんが連絡事項等、募金の

お願いやら協力依頼が区長会ではされております。そして、区長のほうからも各課や各機関へ意見や要望があったりして、改めて説明や協議を行うということもありました。

区長を終えて分かったことですけれども、なかなか区長会並みの情報が入ってこないということで、今回、情報公開の提示をお願いいたしました。

そこで、去年、令和７年１２月議会で、福井議員が一般質問で、町長は町民との対話が大切との認識から、町民と語る会の開催回数を増やす考えはあるのかという質問に対して、町長からは、年に複数回開催するのは時間的に難しく、また事業の進捗に大きな変化がない場合もあるため、年１回でよいと考えている。代わりに、ＬＩＮＥでの広報や情報発信を活用しています。また、各地区の会合や行事等に招待された際に町の施策について話す機会があり、それを通じて説明責任を果たしているという認識を示されております。

この回答に加えて、この区長会での町長の挨拶、この内容も町長が答弁された内容の一つだと思います。ぜひ区長会での挨拶は町民に対しての挨拶だとも思いますので、区長会で話された内容はぜひ公開されて、町の施策説明を行っていくという考えはいかがでしょうか。

○今井力夫町長

いかに町の様子を伝えていくかという意味では、先ほど福井議員の質問のときに答えたとおりでありますけれども、私はこれまで月２回の区長会で必ず島にいるときには出席をして、町が今どういう状況になっているのかという話を５分から１０分時間をいただいてさせていただいております。

本来なら、それを動画で出すことが可能だったら非常にいいんですけれども、メモリー上のものがどうなのかというのがあるんですけれども、話し言葉でございますので書き言葉とはまた違って、私が話しているものを動画で流すことができると非常にいいなと思うんですけれども、その辺は少し工夫をして、私も書き言葉で出してもなかなか意味が通じていかないなと思っておりますので、話し言葉でうまく伝達することができればなと思っております。

少しその辺は町の情報発信の中に、これだけのものを流すことのできるメモリーがあるのかというあたりも考えてからでないと難しいかなと思います。

以上です。

○外山利章議長

髙風議員、まとめてください。

○髙風勝一郎議員

新年度から町のホームページへ区長会で連絡をした事項を掲載するということでしたので、情報公開の一つだと思います。あわせて、今、町長がおっしゃった町長の挨拶も私は大事な部分かなというふうに、それが町の施策説明にもつながっているんじゃないかなと思いますので、ぜひ検討していただいて、新年度に向けてどのような町長の挨拶を公開したほうがいいのかをご検討していただければと思います。

以上、一般質問を終わります。

○外山利章議長

これで、髙風勝一郎議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午前１１時１０分から再開します。

休　憩　午前１１時０４分

―――――――――――――――――――

再　開　午前１１時１０分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告５番、福川勝久議員の発言を許可します。

○福川勝久議員

議場におられる皆様、また傍聴席で傍聴されている皆様、またインターネット中継をご覧の皆様、改めましておはようございます。

通告５番、議席番号７番、子育て世代代表福川勝久が一般質問を行います。

１、ゼロカーボンアイランドおきのえらぶ事業について。

①環境省との協議結果と今後の事業計画について。

令和７年１２月定例会において、本町が進めるゼロカーボンアイランドおきのえらぶ事業について、環境省との協議を行い、２月までには一定の方針を報告できるとの答弁があった。その後の環境省との協議結果はどのような内容であったか。また、その協議結果を踏まえ、令和７年度以降の事業計画について、当初計画からの変更の有無も含め、町としてどのような整理をしているのかお伺いします。

②えらぶゆり電力の資金繰りと工事再開の見通しについて、現在の進捗状況をお伺いします。

③契約管理体制とリスク対応について。

令和７年１２月定例会においては、事業リスクへの対応として、第三者監査の導入や代替事業者を想定した対応策について検討していると答弁があった。現在、それらの取組はどの段階まで進んでいるのか。また、事業の安定的な継続を図るため、

町として契約管理体制をどのように強化していくお考えなのかお伺いします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○今井力夫町長

それでは、ご質問に順を追って回答してまいりたいと思います。

まず、ゼロカーボンアイランドおきのえらぶ事業、１の①についてでございます。

ゼロカーボンアイランドおきのえらぶ事業につきましては、ＰＰＡ事業者の資金調達の遅延により、工事が現在中断しております。

工事中断に伴う環境省との協議状況についてご説明をいたします。

現在の資金調達状況及び施工業者との調整状況を総合的に勘案すると、本年度中の事業完工というのは極めて困難な状況であるため、協議の結果、本年度は交付金につきましては一旦取下げを行い、次年度も交付金の予算要求はせずに、令和９年度に再度予算計上する形で事業計画の変更を行っております。

また、事業期間につきましても、本来であれば本年度から令和９年度までの３か年で実施する予定でありました施設整備を、令和９年度の単年度で実施することにもなりますが、施工体制や工程管理の観点から、技術的にも困難であるとも見込まれております。

令和９年度以降の事業期間の延長につきましても環境省からもご理解をいただいており、ＰＰＡ事業者の実施体制が再構築された段階において、事業の確実な実施を図る観点から、必要な事業期間の延長について環境省とは協議を行っていく予定にしております。

②につきまして、株式会社えらぶゆり電力の資金繰りにつきましては、グループの親会社であります株式会社ＤＧキャピタルグループの資金繰りが影響いたしますので、ＤＧキャピタルグループの資金繰りについてのご説明をいたします。

ＤＧキャピタルグループの資金繰りにつきましては、複数の資金調達計画は示されておりますが、いずれも入金のめどが立っておりません。

以上のような状況から、えらぶゆり電力と締結しておりました知名町公共施設への再生可能エネルギー導入事業ＰＰＡ計画につきましては、今後の工事再開及び本契約の完遂は非常に困難であると判断しております。したがって、２月２４日をもちまして、本契約の解除をいたしております。

今後は、えらぶゆり電力に代わる新たなＰＰＡ事業者の選定を行い、関係機関などとの調整を行いながら、本事業の実現を目指してまいるつもりでございます。

③番目、契約管理体制の強化につきましては、昨年１２月の第４回議会定例会以降、公認会計士によります第三者評価や顧問弁護士による法的な相談体制の整備を

今進めております。

公認会計士による第三者評価により、ＤＧキャピタルグループの資金調達計画の確実性の調査及び評価を実施しております。また、顧問弁護士との具体的な相談内容といたしましては、仮に事業継続が困難となった場合に必要となる措置やこれまでに整備された財産の所有権の整理等についても相談を行っているところでございます。

以上で、私の１回目の回答を終わります。

○福川勝久議員

それでは、順を追って再質問をしていきたいと思います。

ゼロカーボンについての質問、私は、定例会のたびにしていると思われますが、町民への周知も含めた形で再質問を行っていきたいと思います。

まず、①の協議結果について、期間の延長は可能だというのと、今年度予算は計上しないというところでした。

この内容なんですけれども、これからまたＰＰＡ事業者の実施体制が再構築された段階において、事業の確実な実施を図る観点から必要な事業期間の延長について協議を行う予定と答弁がありましたが、実際的にこの期間的にいったら、令和９年度からもし再開されたとして、何年間で完了までの時期を予定されているのかお伺いします。

○永野道也企画振興課長

現在、先ほど町長の答弁にもあったとおり、ＰＰＡ事業者との契約解除を行ったところでございます。

これから新たなＰＰＡ事業者の選定を含め、協議を行っていかなければいけない案件になりますので、具体的なスケジュールが出たときには説明をさせていただきます。

現時点では、令和９年から何年までに終わるということは検討、協議をしておりませんので、改めて決定次第、ご報告させていただきます。

○福川勝久議員

そうですね、断念されたこともあります。ここは②でまた質問していきたいと思います。

実際に、９年度からやるに当たって、当初計画から変更が生じる部分があるのか、同等の計画内容で進めていくのか、また、事業を縮小して進めていくような考えなのかどうなのか、お伺いします。

○永野道也企画振興課長

ご質問の事業計画につきましては、現在、新たなＰＰＡ事業者の選定を急ぐとともに、事業の見直しは必然だと思っております。

その中で、事業規模の縮小等も視野に入れながら検討を行っていきたいと思っております。

○福川勝久議員

これをいつまでにやるのかとかも多分、現在答えられないとは思うんですけれども、実際に次の事業者が見つからない限り、何も進めていけないという感じにしか聞こえてこないんですけれども、②も含めていきますけれども、次の事業者をいつまでに決めるというそういった形で、また令和９年度に再開予定とされていますが、新しい事業者を決めるに当たって、令和８年の６月なのか、９月なのか、それとも８年度内で間に合うのか、やっぱり国の補助制度には多分概算要求とかそういった予算の絡みが出てくると思うので、いつまでに見つけるというか、目標ですね、この期間までに見つけないと９年度も厳しくなるなということもあると思うんですが、その辺の目標をちょっと示していただきたいと思います。

○永野道也企画振興課長

具体的な計画というのはまだ定まっていないので答弁するのは大変難しいんですが、目標という考えでご答弁させていただきます。

令和９年度に事業を再開するのであれば、令和９年の当初予算要求に向けた段階となりますので、大体１１月頃だというふうに認識しております。

また、新たなＰＰＡ事業者の選定につきましては、可能な限り早い段階で決定ができるよう行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○福川勝久議員

そうですね。１１月頃までだということですね。

仮に１１月までにできなかった場合はどうなるんですか。また次、８年度中に見つけてどうにかするのかと、それと、実際に次の事業者さんのめどが立っているか、どこかありそうな形なのかをお伺いします。

○永野道也企画振興課長

今、２つのご質問に対して一つずつご説明させていただきます。

先ほど私の答弁では、令和９年度に事業再開をした場合というふうにご説明させていただきました。

令和８年度の１１月中というのは、令和９年度に実施体制が整った場合、予算要求を行いたいというふうに思っております。このエンドにつきましては、現在、環境省とも協議をしながら進めてまいりますので、令和８年度中に必ず実施、新しい

ＰＰＡ事業者を探して実施するのか、もしくは令和９年度まで待っていただけるかというようなことについては、今後の協議次第だというふうに認識しておりますので、お時間をいただければと思っております。

新たなＰＰＡ事業者のめどにつきまして、今回、このゼロカーボンアイランドおきのえらぶ事業というのが、ＤＧＲ、デジタルグリッドルーターを活用したマイクログリッド事業ということで、網目状に張られている電力網の中で電気を発電所と調整を行いながら発電していくという仕組みというのは、世界でも初めての取組となっております。その取組を行うに当たっての事業所というのは、現在、えらぶゆり電力以外というのは存在しておりません。

ですので、この内容を踏まえて幾つかの電力関係の事業者の方にはご相談を差し上げているところでございます。

以上です。

○福川勝久議員

次のＰＰＡ事業者に対してなんですけれども、当初、前回えらぶゆり電力が決定されたときなんですけれども、今度新たな事業者となるところがあったとして、実際にＤＧキャピタルグループのＤＧＲと今ＤＧネットを開発中のテセラ、そこも今、えらぶゆり電力の断念ということで開発を今中断しているところでありますが、それを開発をまたするためには、新たな事業者がそこに多分出資というかお金を出さないといけないということだと思います。

ＤＧキャピタル、テセラ、今回えらぶゆり電力で、ＤＧキャピタルの子会社がえらぶゆり電力じゃないですか。同じ身内のような形でやっていたんですけれども、これが、ＤＧを持っているＤＧキャピタルと新たな事業者がやるとなった場合、どういった事業所にとってのメリットというのがあるのか。前回であれば、自分なんかが開発したＤＧＲを事業者に販売しているという形になるんですけれども、あくまで子会社なわけだし、そこが出資していたわけですよね。

だから、多分事業者として子会社を設立してＰＰＡ事業者にしたと思うんですけれども、これからＰＰＡ事業者としてやろうという組織が生まれてくるのか、ＤＧＲのこれから成功して広がっていく中でそこの事業所にとってもメリットがあるのかがちょっと分からないところなんですけれども、その辺はどういったお考えなのかお聞かせください。

○永野道也企画振興課長

福川議員ご指摘のとおり、どういうメリットがあるか、この中で事業をどうやって継続できるかということがやはり最大のポイントだと思っております。

その前に１点、テセラ・テクノロジーという、すみません、企業名を出してしまって申し訳ございませんが、このＤＧＲの開発及びＤＧネットワークの開発に携わっている会社は、先ほど出ましたＤＧキャピタルグループの子会社ではなく、全くの別会社でございます。開発についての主な技術者がそろっている集団だというふうに認識していただければと思います。

その中で、メリットとして挙げるのであれば、まずは製造を今後私たちのこの沖永良部でＤＧＲを使ったマイクログリッド事業が運用されれば、他地域への横展開が可能となります。可能となったときに、ＤＧＲの製造、販売及びＤＧネットワーク、すみません、ＤＧネットワークと先ほどから私も言っているんですが、エネルギーを管理するシステム、ＥＭＳというものだというふうに認識していただければと思います。

そういうノウハウを売ることによって利益につながるというふうに、会社として参入していただけるんじゃないかというふうに考えております。

○福川勝久議員

ちょっと分かりづらかったんだけれども、分かりました。

あと、当初ＰＰＡ事業者を決定したときに、審査会等を開かれて決定されたと思うんですけれども、この審査会の委員とかというのは、公表とかされていますでしょうか。

○永野道也企画振興課長

審査委員につきましては、令和５年９月８日に本事業のプロポーザル募集を行ったときに、委員構成等を公表しております。なお、当時、補足をさせていただくんですが、プロポーザルに対して１者、ＤＧキャピタルグループの応募がありました。

その後、同委員――主に行政内部の管理職で構成した組織となります――で審査を行い、ＰＰＡ事業者として妥当であると決定を行いました。

その後、年明けの令和６年１月１５日にＰＰＡ契約を締結しております。

その期間中もしくはその前後に議会特別委員会のほうにも経緯と内容を説明させていただいております。

○福川勝久議員

分かりました。

このえらぶゆり電力の事業断念についてお伺いします。

このえらぶゆり電力が断念したことによって、町に対しての損失、負担は発生しないのかお伺いします。

○永野道也企画振興課長

現時点、具体的な損失というのはございません。

なぜかといいますと、本事業につきましては、環境省から頂いている交付金をＰＰＡ事業者にそのまま町が補助金として交付を行っておりますので、事業における裏負担を町は負担しておりませんので、あくまでも事業主負担につきましてはえらぶゆり電力が持っておりましたので、すみません、しつこいですが、町としての今現状、損失というのは存在しておりません。

○福川勝久議員

金銭的なものは今のところは発生していないということですけれども、時間ですよね、やっぱり。令和７年度１年間とまた令和８年、２年間、その空白ができることだと思うんですけれども、それは損失でないのかお伺いします。

○永野道也企画振興課長

議員ご指摘の時間的空白による損失というのは、考え方によっては損失だというふうに思っております。

ただ、この事業、継続をしながら進めていきたいという気持ちをしっかりと持っておりますので、それに見合うように、整備後、効果が出るように努力したいと思っております。

○福川勝久議員

そうですね。資金繰りが起こっている時点での対応が遅かったのかなという感じもします。早めに令和７年６月頃から常に、いつになったら調達できる、調達できるというのが多分ずるずると続いてきたと思うんですが、やっぱりその間に早めに公認会計士とかを入れてやっていくべき、必要だったと思うんですけれども、そのときの考えとして、相手がそう言ってくるんだから大丈夫だろうと思ったのか、疑うわけではないんですけれども、そういった形でもっと相手に対して何かしらできることはなかったのかなと思いますが、そういった対応、対策はされてきたのかお伺いします。

○永野道也企画振興課長

企業に対してどのような対策を行ってきたかということにつきましては、毎月関係者を交えての協議等を行い、どのような資金調達、またどういう計画を再度持つのかとか、話合いのほうは頻繁に行ってまいりました。

ただ、議員ご指摘のとおり、この事業に対する行政側としての企業経営に対する管理体制のチェック、俗に言うガバナンスという言葉をよく言うんですけれども、このガバナンスにつきましては、まさしくご指摘のとおり、私たちのほうがもう少し勉強、もしくはこのような体制になる前に構築すべきだったことだと思っており

ます。

次のＰＰＡ事業者の選定、また今後の事業遂行に当たっては、このような体制管理もしっかりと把握していきたいと思っております。

○福川勝久議員

ぜひその辺しっかりとしていただきたいと思います。

この沖永良部ゼロカーボン事業についてなんですけれども、共同提案者、隣町もおられるわけで、その隣町との協議内容、話合いはどのような形で進められているのか。多分共同提案者なんで、同じ考え方で同じ事業所を選ばないといけないと思うんで、その辺の今現在、どれほどの進捗状況なのかお伺いします。

○永野道也企画振興課長

本ゼロカーボンアイランドおきのえらぶ事業につきまして、本町が主たる提案者になり、共同提案者は、和泊町、リコージャパン、サステナブル経営推進機構の４者で行っております。

その中で事業を行う隣町とは、事業継続について密に会議等を行い、両町ともに事業継続の形で進めるという意思は確認を取っております。

また、その他の共同提案者につきましては、毎年、年２回これまで実施してきたんですが、ゼロカーボンアイランドおきのえらぶ推進協議会の中で報告等を行っていこうと考えております。

○福川勝久議員

これ、もし共同提案者が断念という形はないとは思うんですけれども、そういうことがあった場合、この事業は継続、単独で可能なのか、お伺いします。

○永野道也企画振興課長

共同提案者がもし取下げ、撤退をした場合の本事業の継続性につきましては、まず私たちのほうだけで判断というのはなかなか難しいので、環境省とまず協議をさせていただきたいと思っております。

ただ、このゼロカーボンアイランドおきのえらぶ事業、知名町だけではなかなか通らなかったものだと私は思っております。あくまでも沖永良部島としてこの取組を進めていくので、国のほうも、環境省の審査委員も認めていただいたものだというふうに認識をしております。

○福川勝久議員

そうですね。隣町と共に提案することなので、多分できていることだと思います。やはり沖永良部島全体でしていることだと思いますし、なかなかまだ島民にも浸透していないのかなと思うんです。

ぜひ、最終的なゴールだけを説明するんじゃなくて、しっかりと町民に対しての説明をどこかしてもらいたいなと思うんですけれども、今の状況でも本当に多分説明されるべきだと思います、ＰＰＡ事業者が断念したことについて。

最悪の場合、見つからなければ、この事業を町が断念せざるを得ない状況だと思うんですが、それを回避する方法とかは何か、今、最悪ですよ、最悪を想定された場合の対応策というのは今のところ考えられているのか、お伺いします。

○永野道也企画振興課長

まず、住民への説明につきましては、議員ご指摘のとおり、本事業の結果の説明が主でございました。ここにつきましては深く反省をしており、事業の導入内容もしくは効果というのも、説明を今後はしていきたいというふうに考えております。

その中で、もしＰＰＡ事業者が決まらなかった場合、どのような考えがあるかというご質問に対してなんですが、まずは新たな民間事業者であるＰＰＡ事業者を探していくのが一番最善の手段だというふうに認識しております。その代替案というか予備案としては、事業主体が町で行うということも十分想定できます。

なので、広い見解を持ってそこは臨機応変に対応できればというふうに思っております。

○福川勝久議員

では、もしこの事業を断念して環境省のほうに返納する金額というのが、分かれば教えてください。

○永野道也企画振興課長

まず、今回の場合は、事業中止ではなくＰＰＡ事業者の契約解除ということなので、事業は継続できるという中で現時点で返納というのはもちろん生じませんが、仮に全額返納が生じる場合は、令和６年度までに頂いた交付金総額が約６億３，４００万円、正確に言うと６億３，４６１万９，０００円あります。うちＰＰＡ事業で頂いた交付金額が３億５，２２２万７，０００円でございます。

以上です。

○福川勝久議員

これ全て、最悪の場合、町が負担するということは、多分一般財源から返納しなければならないと思うんですが、町だけが支払うわけではなくて、事業所に対しても何かできるのかお伺いします。

○永野道也企画振興課長

もし国庫返納が生じた場合につきましては、事業者への損害賠償を求める予定でございます。

○福川勝久議員

先ほど町が主体となって事業をする可能性もあると言いましたが、返納する場合と、町が事業主体となって進めていく場合には、金額でいったらどのぐらいの負担が町にかかるのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○永野道也企画振興課長

申し訳ございません。それについては、現在、見積り等金額が算出できないか検討を進めているところでございます。

○福川勝久議員

返納する金額が幾らかあったとして、町でやったほうがリスクが、その金額が減るんであれば、そういう考え方もあるのかなとは思います。だけど、どちらにせよ、早めに次の事業所と、そこが見つからない限り、またどんどん先延ばし先延ばし、協議、協議で一体どうなるのかなと思うところがあります。

今後もこういったことが起きない、再発防止といいますが、やっぱりしっかりとした事業者の選定をしていく必要があると思います。

その中で、なかなか難しいことなんですけれども、本当に、多分当初大丈夫だろうなという気持ちでＰＰＡ事業者、えらぶゆり電力が選定されたと思いますが、その中でやっぱり委員に関しても、もっと外部の人とかそういった形で委員も入れていただければよかったのかなと思います。

また、同じグループの子会社というので、やっぱりどうしてもそこに甘えというところがあったのかなということもあります、資金に関しても。事務なんかで力がある事業所、そういったところが投資をしてこれから成功させて、これをどんどん広げていくという考え方でないと、多分、これは本当にビジネスだと思うんで、そういった形で資金力があるような事業者さんを選び、手を挙げてくれるところがいればいいんですけれども、町長としては、そういう手応え的なものがあるのかどうか、お聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○今井力夫町長

今回、環境省が沖永良部で行う自立型の電源システムというのを環境省が選んでくれたのは、とりもなおさずＤＧＲという世界で初めての調整能力を持ったルーターを使って電力調整が可能なのかというあたりを、国としても非常に高い期待を持っていたのではないかなと思います。

今回、ＤＧキャピタルがこの事業を受けることができたのは、このＤＧＲの特許を持っているのが、東京大学出身の阿部先生が持っている特許がメインでございますので、そうすると、選定当初においてＤＧＲの特許を持っている会社と組まざる

を得ないというところがありました。ほかの企業も、これだけのすばらしい技術のあるものだったらバックアップして自分たちも参入したいということで、ＤＧキャピタルがつくりましたえらぶゆり電力にどんどん出資者が増えてきたのではないかなと思います。

この頓挫している今の状況で、じゃ、新たなＰＰＡ事業者をどうするかとなると、本当に独自の資金力を持った、そして、なおかつ電力事業についてノウハウの高い企業というものを選定していかなきゃいけないかなという思いでおりますので、今現在、次のＰＰＡ事業者としてどこを選定するかという条件の中においては、資本力もあること、それからもう一つは、電力事業について十分知見のある企業というのを我々は選定していかなきゃいけないのかというのを、今回のこの事業が今頓挫していることを踏まえて、我々が今勉強したことを今後にどう生かしていくかというのは、この２点ではないかなと思っております。

○福川勝久議員

そうですね。ＤＧＲ、まだ本当に実証されていないのでどうなるか分からないところなんですけれども、それだけ本当に魅力があるものだとは理解しております。

ただ、最後になりますが、いろんな様々な事業について町が行う、これまでもいろいろ、失敗という言い方は悪いんですけれども、よくないこともあったと思います。この事業も本当、理念としては重要であるとは思うんですけれども、しかし、理念だけでは町の財政を守れないと思います。

また、最終的なことは、やっぱり町民がどう思うか。町民にとってよかったことであるかが大事なことだと思うので、今回ＰＰＡ事業者が断念したということもあり、今後、また新たな事業者を探して進めていくということも分かります。だけど、しっかりと最悪の場合を想定して、最終的に最悪の場合の金額と責任と、そういったことを踏まえた上でまた再出発の議論を行うべきではないかと私は考えております。

だから、しっかりとちゃんと最終的に本当、町民のためになるかならないのかを考えた上で進めていってもらいたいと思います。

あと、やはり期限というのはすごい必要だと思うので、いつまでもずるずるいくというのは本当にあまりよろしくないのかなと思うので、そこもしっかりと決意をして、やるのであればしっかりと進めていただくことを要請して、私の一般質問を終わります。

○外山利章議長

これで、福川勝久議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後１時から再開します。

休　憩　午前１１時５２分

―――――――――――――――――――

再　開　午後　１時００分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告６番、西　吉信議員の発言を許可します。

○西　吉信議員

議場内の皆様、そしてインターネット配信をご利用の皆様、うがみやぶら。

ただいまより、議席番号５番、西　吉信が１番から４番までを壇上より一般質問を行います。

大きな１番、町道内のガードレールやカーブミラーの老朽化について。

①設置からかなりの年数が経過したガードレールが見られるが、随時取替えの計画があるか伺う。

②カーブミラーの表面が劣化し、運転手が見にくいカーブミラーがあるが、取替えができないか伺う。

大きな２番、町道の道路整備について。

①令和６年９月定例会で質問しました町道住吉屋古江線の一部舗装について、進捗状況を伺う。

②町道住吉上平川線の道路沿いに木が生い茂っている箇所があるが、伐採はできないか伺う。

大きな３番、指定ゴミ袋のＳＳサイズの導入について。

現在、指定ごみ袋のサイズは３種類あるが、ＳＳサイズの指定ごみ袋の導入はできないか伺う。

大きな４番、道路行政について。

①町道新城字内線の和泊方面付近に横断グレーチングが２か所設置してあるが、しっかり固定されておらず、車両通行時に毎回音が鳴っているので、点検できないか伺う。

②住吉方面から知名方面へ通勤する時間帯、午前７時から８時は朝日がまぶしく、車の運転が危険である。安全対策はできないか伺う。

以上、壇上よりの質問を終わります。

○今井力夫町長

それでは、西　吉信議員のご質問に順を追って回答させていただきます。

１番目のガードレールに関するご質問ですが、①も②も非常に関連性がございますので、併せて回答させていただきます。

設置から長期間経過したガードレールやカーブミラーなどは、その全数の状態把握が難しいのが現状であります。字区長や町民の方々からの情報提供を基に対応しているところでございます。カーブミラーなどの小規模な更新であれば、すぐに対応できることが多いのですが、広い範囲でのガードレール更新などは予算化に時間を要することもあるため、現地確認を行いながら、優先順位をつけながら対応しているところでございます。

２番目の町道整備につきましては、①番、町道の住吉フルエ線につきましては、令和６年９月定例議会で、要望書の提出がありましたら、優先順位評価を行い、事業化について検討を行うというふうに回答させていただいたところであります。現在のところ要望書の提出を受けておらず、整備の計画はございません。

なお、現在、基盤整備により他路線の通行性が向上しておりますので、ご利用を検討していただければと考えております。

○外山利章議長

町長、今のところは町道屋古江線ですね。

○今井力夫町長

屋古江、本当ですね、はい、訂正します。

町道住吉屋古江線というふうに道路名を訂正してください。

続きまして、②番目、町道住吉平川線の道路につきましてですが。

〔「町長、上平川」と呼ぶ者あり〕

○今井力夫町長

町道住吉上平川線ですね、申し訳ございません。

ご質問の箇所につきましては、町道住吉上平川線と町道知名正名海岸線の交差点から、住吉海岸へ向かう道路沿いに生えている木と認識をしております。現地確認の結果、町道にはみ出して通行に支障を来していることが判明しているため、伐採を実施いたします。

ごみ袋につきましては、現在販売しております３種類のサイズは、大量購入による規定仕様として製造することで製造コストを抑え、安価な価格設定を実現しているところでございます。

ご質問のＳＳサイズの導入については、現在の流通規格外となるため、特別注文対応となり、この場合、型枠の新規作成から製造まで、通常と比べると大幅なコス

ト増加が見込まれます。結果として販売価格に転嫁せざるを得ず、購入される皆様の経済的負担の増加につながることから、導入は難しい状況だと考えております。

４番、ご質問がありました町道新城字内線を確認いたしましたところ、ご指摘のとおり、グレーチングの老朽化及びボルトの緩みが認められました。車両走行時に発生する音は近隣住民の生活に支障を来す可能性があると考えられますので、早急に対応をしてまいります。

②に入ります。運転中の強い朝日や西日により、前方が見えにくい状況で発生した交通事故につきましては、基本的には道路交通法第７０条に規定されております安全運転義務違反の観点から判断されるものと認識しております。同条では、運転者は道路、交通及び車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない旨が定められております。

したがいまして、たとえ太陽光により視界が遮られる状況であっても、速度を落とすとか一時停止を行うなど、状況に応じた安全措置を講じる必要があり、原則として運転者の安全義務違反の責任が問われる可能性が高いとの見解を沖永良部警察署からいただいております。

町民の皆様におかれましては、偏光サングラスの着用とか、車用のサンバイザーの併用が最も有効だと言われております。また、ご自身の体調や気象状況に合わせ、安全運転に留意していただきますようお願いいたします。

以上で回答を終わります。

○西　吉信議員

それでは、順を追って再質問を行いたいと思いますが、まず初めに、写真をちょっと撮ってきておりますので、古いガードレール、これ住吉の貝塚予定地の近くです。大分古くなっております。設置から２０年ぐらい経過している箇所もあると思います。今、写真を見せたとおり、老朽化により支柱からボルトやナットが外れているところもありますので、順次取り替えていただければと思いますので、先ほど来、答弁にもありましたように、字の区長、あるいはそれぞれの皆様と協議をしているという答弁がありましたが、そこの悪い箇所から順次取替えをしていただければと思います。ガードレールが設置されているだけでは意味がないと思いますし、やはり強度なガードレールをする。ガードレールでないと危ないと思います。何回もなりますが、早急の取替えをお願いいたしたいと思いますが、どうでしょうか。

○英　敬一建設課長

今、写真がございましたが、具体的な場所がございましたら、また議会終了後でも結構ですので、ぜひ担当と一緒に現地を確認したいと思いますので、またお時間

のほうよろしくお願いいたします。

○西　吉信議員

はい、分かりました。それでは、終わり次第また現場確認等をしてみたいと思います。

結びになりますが、安全・安心して道路が通れるように、ガードレールを強度のものに替えていきますよう、強く要請して終わります。

②です。カーブミラーを設置していますが、表面が、いわゆる鏡のほうがこのように、これは、住吉のサカクラから上に登った町道の一部、カーブミラーです。これは新城字内の、いわゆる言いましたグレーチング通りですね。これして、カーブミラーのほうが劣化して見えにくい、非常に危ないです。カーブミラーがあるが、非常に危険を感じているドライバーが多く声を上げておりますので、カーブミラーのほうは早急に取替えを要求したいと思いますが、どうでしょうか、伺います。

○英　敬一建設課長

取替えが必要なものなのか、清掃というか拭いてきれいになるものなのか、また、そこも先ほどのガードレールと同様、ぜひ現地を案内していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○西　吉信議員

それでは、カーブミラーは安全対策の一つだと思っております。自分の目視で確認できないところもあり、カーブミラーに頼って、見て確認をする場所等もあると思いますので、早期の取替えをお願いしたいと思います。

結びになりますが、早めに取替えをされますよう、強く要請して終わります。

次に、大きな２番です。令和６年９月定例会で質問しました屋古江線の舗装についてでありますが、６年９月から１年半がたっておりますが、いまだに舗装工事をするのが見えていないということで、先ほど答弁で町長のほうから、字の区長の要望書がまだ出ていないということでありますので、要望書をまた区長と相談しながら、提出に向けてしていきたいと思います。

それで、一つ、令和６年９月時点では基盤整備事業がまだできていなかったので、この道１本だったんですね。今は答弁書を見ると、答弁書によると、この迂回路を利用してということでありますが、迂回路を利用してもいいんですが、その道のほうが近くに向いていると、昔から通っている道だからということもありますので、また要望書を添えて、次の機会にと思います。

②です。②は、今ありました、町道住吉上平川線の道路沿いの木が生い茂ってい

る箇所があるが伐採できないかというものですが、答弁書では、見て回ったら伐採をする予定ということでありますので、それをまたよろしくお願いをしたいと思います。

次、大きな３番、指定ごみ袋のＳＳサイズ導入についてですが、答弁では、かなりの費用がかかるからちょっと無理ということでありますが、独り暮らしの若者、独身、あるいはお年寄りの独り暮らし等々からの話がありまして、瓶を入れるとやっぱりＳの袋では袋が破けたりするというようなこともあり、ＳＳでやると、Ｓの半分ぐらいですので、持ちやすい、コゲモしないということがあっての質問でありましたが、ここで、小中大のごみ袋の比率についてちょっと教えていただければと思います。

○中村里佐子保健福祉課長

ただいま西議員からご質問のありましたごみ袋ですけれども、沖永良部衛生管理組合では、大中小の３種類のごみ袋を販売しております。大が、大きさからいうと、大が４５リッター、中が３０リッター、小が２０リッターという規格になっております。

この販売実績から見ますと、令和６年度、７年度はまだ途中ですので、実績がありませんので、６年度の実績でいいますと、売れているのが１番の大の袋。大の袋が４７％を占めております。中の袋が３５％、小の一番小さいものが１８％ということになっていますので、どちらかというと、皆様、大の袋を購入されている実績がございます。

○西　吉信議員

分かりました。

そこで、やはりそのＳＳの袋がどうしてもいうことでありますが、何とか検討していければと思います。

以上で３番は終わります。

大きな４番の①、この道路を通る方々から、グレーチングの音がするのは七、八年前から続いていると聞いていますが、そこでこの質問をしております。

先ほどの答弁では、ボルト、ナット等の締めができていないかというような答弁がありましたが、対策としてはできるか伺います。

○英　敬一建設課長

すみません。町長の答弁書のほうでは、早急に対応しますというふうにお答えをしてございますが、今日の朝、現場の方に確認を取ったところ、既に補修は終えたということです。

以上です。

○西　吉信議員

分かりました。

次、②にいきます。

○外山利章議長

西議員、追加の説明があります。

○英　敬一建設課長

これはちょっとお願いなんですけれども、ガードレール、カーブミラー、あと伐採と今のグレーチングのがたつき音等もですけれども、そのようなものは随時建設課のほうで受付をしておりますので、議会を待つことなく連絡をいただければ、早急な対応も可能だと思いますので、ぜひ担当課の建設課のほうにご連絡をいただければと思っております。

以上です。

○西　吉信議員

分かりました。今後はそのようにしたいと思います。

それでは、②です。住吉方面から知名方面へ通勤する時間帯、夏場は６時から８時頃、冬場にかけては７時頃から８時頃と、今の時期はちょっと日があれですので。住吉方面から知名方面というような感じでありますが、正名方面、田皆方面も、どうしてもこれ山を向かうと大山から登るものですから、非常にまぶしい、特に強い太陽が照りますと、大体住吉の県道上は学校前でありますし、ちょっと上り坂になっておりますので、大体約１０キロほどに減速をして通っている状態でありますが、非常にまぶしくて、一時停止等々すればいいんですが、その近くにはまた横断歩道もありますが、横断歩道には常時三、四名、小学校の校長先生を含め、街頭指導員等々４人、５人ぐらいは横断歩道上に毎日のようにいる状態であります。立哨している状態ですが、そこの横断歩道は日が強いときには非常に見えにくい。登りでありますし、サングラスをしてもちょっと遮れないというふうな感じであります。

そこで、それと併せて、帰宅時間帯も夏場は６時から７時半、今の時期は大体５時から６時、６時過ぎにはちょっと日が落ちますので、５時、６時にかけて非常にまぶしい状態で、私が思う安全対策は、一つは、そこら辺の土地がありますので、あまり大きなものは要らないと思います。片隅にどこか、左側かどこか、場所的にはまた後ほど私のほうであれを検討して、見て出してもいいと思いますが、そこら辺に電柱を立てて、太陽を遮断するパネル等を設置することはできないか伺います。

○成美保昭総務課長

まぶしさを防止するパネルという話ですが、これにつきましては、警察の管轄等もあります。また、立てる所有者、敷地の関係者とのお話合いもあります。また、それを立てることにより、交通の妨げになる、視界が妨げられるということでの事故を引き起こす可能性もあります。そして、台風常襲地帯ですので、台風に飛ばされないような頑丈な物にするためには、やはり、どちらにしても多額の経費が必要となります。立てるとしましたら、箇所、数か所、もっと多くなる可能性もありますので、この件については、慎重な検討が必要になると思われます。

○西　吉信議員

今、総務課長のほうから、多額のお金がかかるというふうなことでありますが、これは住吉、今、私は住吉のこの辺を１か所、１点言っているわけでありますが、かなり数か所に立てなければいけない、１か所じゃ終わらないだろうというような感じではおりますが、やはり事故が起きる前という思いから、どうしても、これ、ここら辺の通るドライバーの皆さんから非常に多くの声が上がっております。これは正直な話で、まぶしくてもう前が見えない、人も見えない状態であります。そこをやはり車は、先ほども言ったように、１０キロぐらいの速度で走ってはおりますが、何かに当たらないと車は止まりませんよね。人に当たるか、あるいは障害物等もあります。人に当たることは、左右に歩道がありますので、歩行者の皆さんはないと思いますが、万が一、やはり年寄り等も横断するんですね、あの道路を。県道をですね。年寄りはもう幾ら言っても耳が遠くて、はいはいとは言いますが、やはり見てみると、また横断をしている。車は来ているけれども横断をするというふうなことがあって、見えるところでの横断はいいんですが、どうしてもこの登るときのあまりのまぶしさで、車が通っているけれども、車はゆっくりかなということで横断するかも分かりませんね、しないかも分かりませんが。横断することも入れながら、やはり先ほど総務課長がお金のかかるとこう言いますけれども、そこら辺はどうにかやはり安全対策、交通安全の一つとして、何とかこれ検討していただけないですか。再度お願いします。

○成美保昭総務課長

交通安全についての関連ではありますが、この件に関しましては、私どもが答えるべきかどうか分かりませんが、それ以外でも歩行者、また車を運転する中にありましていろいろ難しいところがありまして、そのような要望が来ているところもありはします。

ただ、そこに対して、先ほど西議員の話でもありましたが、確かに使えるお金はあるとは思いますが、いろいろなところに予算は回していかなければいけません。

どれを最優先に考えるか、そちらが一番大事だと思われますので、この件が優先ではないということではなく、あらゆる分野に対しての配分をしないといけないという観点から、少しこの件に関しましては、私どもだけではないんですけれども、警察関係も含めまして、交通安全関係、各地区に交通安全管理者等も存在いたしますので、そういう環境のときにはぜひお声を掛け合って、注意をしていただきながら安全運転に努めていただければと思います。

○西　吉信議員

今の総務課長の気持ちは分かりますが、やっぱり何としてもこれはやっていただくというふうなことで、繰り返しになりますが、町長の答弁にもサングラス着用と、あるいは車用サンバイザーというふうな併用が最も有効と言われていますというように述べられましたけれども、果たしてドライバーがこれに関して守れるか、守るかどうかというところもあります。また、車用サンバイザーにしても、見にくくなるとか言うドライバーもいるんじゃないかなと思われます。

いかにしても、やはり先ほど総務課長が言ったように、最優先順位には何を上げるかというようなことで、急にはできないがということでありますが、順を追って検討していただくというふうな、取りあえず検討ということで、次は答えを出していくというような感じでぜひ検討していただくようにしたいと思いますが、どうでしょうか。

○成美保昭総務課長

この件に関しましては、私どもだけで設置はできませんので、交通関係、警察署ですね、警察署の考えもどのような考えをお持ちかを伺う必要がありますので、まずは警察署のほうと協議を進めてまいりたいと思っております。

○西　吉信議員

それでは、あまりしつこく言いますといけませんので、先ほどの総務課長のように、また警察等とも話合いをしながら、前向きに進めていくように強く要請をして、私の一般質問を終わります。

○外山利章議長

これで、西　吉信議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は、午後１時４０分から再開します。

休　憩　午後　１時３３分

―――――――――――――――――――

再　開　午後　１時４０分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告７番、長山美香議員の発言を許可します。

○長山美香議員

うがみやぶら。議席番号２番、長山美香が一般質問をいたします。

大きな１番、防災対策について。

知名町で最も優先すべき災害対策は台風であり、次いで、台風と併発しやすく、近年は線状降水帯の発生可能性も指摘されている大雨災害であると考えます。これは一定の予測が可能であり、適切な防災対策を講じることで町民の生命と安全を守ることができます。

そこで、以下の点について伺います。

（１）危機管理官の配置について。

令和６年９月定例会の一般質問において、危機管理官の配置方針を伺った際、航空自衛隊や名瀬測候所など関係機関との密な連携により災害対策本部としての機能強化を図っているため、現段階で配置予定はない。しかし、今後の防災計画策定には専門知識が不可欠であり、即戦力となり得る人材がいれば配置を検討したいとの前向きな答弁がありました。

そこで伺います。

①その後、危機管理官配置に関する検討状況に進展はありましたか。

②専門人材の確保に向けた調査や情報収集は行っていますか。

③配置の必要性について、町として改めてどのように認識していますか。

（２）避難行動要支援者の個別避難計画について。

災害時に自力避難が困難な方々の安全確保は、町の防災対策において極めて重要です。

そこで、以下について伺います。

①避難行動要支援者として認定される要件にはどのようなものがありますか。

②現在、知名町で避難行動要支援者として登録されている人数は何名ですか。

③個別避難計画の作成状況はどの程度進んでいますか。また、実際の災害時に個別避難計画に沿って避難が行われた事例はありますか。

④計画の実効性を高めるため、地域住民・民生委員・消防団などとの連携体制はどのように構築していますか。

大きな２番、男女共同参画について。

知名町における男女共同参画の推進は、人口減少や地域活力の維持という観点か

ら極めて重要であり、町として計画的かつ継続的に取り組む必要があります。昨年度には第２次男女共同参画基本計画が策定され、今後、施策の方向性が示されました。

そこで、以下の点について伺います。

（１）第２次男女共同参画基本計画の進捗状況について。

①各目標の進捗状況をどのように評価していますか。

②特に進捗が遅れている分野がある場合、その要因をどのように分析していますか。

③町として計画の実効性を高めるために、今後どのような改善を図られますか。

（２）鹿児島県男女共同参画地域推進委員の活用と来年度の取組について。

①鹿児島県男女共同参画地域推進委員の活動の成果や課題について、町としてどのように把握していますか。

②来年度に向けて、地域推進委員の活動をどのように活用・強化していきますか。

（３）町長の公約である「女性が生き生き活躍できる環境整備」について。

町長の選挙公約には「女性が生き生き活躍できる環境整備」が上げられています。これは、男女共同参画の理念を町政全体に反映させる重要な視点であると考えます。

そこで伺います。

①町長が掲げる「女性が生き生き活躍できる環境整備」とは、具体的にどのような施策を指しますか。

②その施策に向けて、町として優先的に取り組む分野はどこですか。

③公約実現に向けたロードマップや数値目標があれば示してください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○今井力夫町長

それでは、長山美香議員のご質問に順を追って回答してまいります。

防災対策につきましてでございますが、①番、危機管理官の配置につきましては、他市町村の事例を基に給与や待遇に関しての検討を行っておりますが、課題が多く、募集段階までは至っておりません。特に給与面においては、参考とした市町村の平均給与額が３０万円を超しておるため、活用可能な事業の模索や財源の確保が課題となっております。

②につきまして、昨年５月に自衛隊鹿児島地方協力本部から、防災専門職の情報及び他市町村における事例などを説明していただきましたので、まずは求人票の作成に向け情報収集を行っております。

配置の必要性についてでございますが、町といたしましては、防災計画の見直し

や災害対策本部の運営及び本部長への助言など、専門知識を有する危機管理官の役割は非常に重要であると認識しておりますが、引き続き、即戦力となり得る人材の確保に向けて検討を行ってまいります。

（２）番目、避難行動の要支援者につきましてでございますが、①番、独り暮らしの高齢者や要介護３から５の認定を受けている方、身体障害者手帳の１級と２級を所持する方などが避難行動要支援者に認定される要件となっております。

では、そのような方は何人いらっしゃるかということでございますけれども、本年１月の時点では１２７名が本町で登録をされております。

③番、個別避難計画の作成状況としましては、避難行動要支援者名簿に登録されている１２７名全員分の作成が完了しておりますので、作成率としては１００％になります。

また、実際の災害に個別避難計画に沿った避難を実施した事例というのは、今現在ございません。

④番、計画の実効性を高めるため、区長会や消防団幹部会で情報共有を図るとともに、実際の避難所開設時には連携を取り合い、避難行動要支援者の避難補助を行っております。

また、より実効性のある個別避難計画を策定するために、町内の医療機関、介護施設、社会福祉協議会、保健福祉課及び総務課の担当職員による検討会を開催しております。

続きまして、大きな２番の男女共同参画につきまして、①②③につきまして、非常に関連性がございますので、まとめて答弁させていただきます。

第２次知名町男女共同参画基本計画の進捗につきましては、事務事業評価システムを活用しながら確認を行っております。基本計画に設定されております評価指標は、指標ごとに異なる確認方法があり、一部の指標につきましては、計画改定時に実施した町民アンケートの結果を基にしております。ただし、アンケートは収集の頻度が限られているため、毎年度における進捗確認が難しい場合もございます。そのため、各課へ照合を行い、事業の成果や取組状況を把握しております。

今年度は３月下旬に懇話会を開催し、前年度からの進捗の報告を行う予定で現在準備を進めております。進捗状況が遅れる分野につきましては、前述のとおり、懇話会に向け、進捗状況の把握に努めているところでございます。

計画及び施策の実効性を高めるために、事務事業評価システムだけではなく、進捗状況を明確に分析できない箇所もあるため、評価を改善していく必要があると思います。また、町民の声をより細やかに反映するため、アンケート実施の頻度や対

象規模の拡大についても検討をしてまいります。

今後は、計画についての周知や各目標の施策の役場内の取組の推進を図り、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

２の（２）番目につきまして、①と②関連がございますので、まとめて回答いたします。

鹿児島県男女共同参画地域推進委員につきましては、県の男女共同参画局男女共同参画室が所管、推進委員は県知事から委嘱される制度となっております。

推進委員の活動状況や成果につきましては、毎年度末に県へ提出される活動報告書を確認することにより把握しております。報告書には、普及啓発活動や県市町村主催事業への協力や、その他男女共同参画を推進するための活動が記載されており、推進委員が地域で果たす役割の大きさを実感しております。

課題といたしましては、講座や研修の受講機会が島内に十分に整備されていない点と認識しております。特に、男女共同参画についての専門的知識を深めるためには、県本土での講座や研修会への参加が求められる場合が多く、推進委員が自ら学びを深めるための経済的負担を軽減する仕組みの必要性は感じております。そのため、県本土で行われる講座などへの参加を支援するため、県への旅費予算確保についても掛け合いを検討しております。

来年度におきましては、推進員の成り手が不足しており、一人でも多くの方に委員として参画していただけるよう、普及啓発活動の強化や周知を行い、町内の理解促進に努めてまいります。引き続き、町民の皆様と協力をしながら、男女共同参画社会の実現に向けた体制づくりを進めてまいります。

（３）番、私の公約についての中身についてご回答いたします。これも、①②③関連性がありますので、まとめて回答させていただきます。

私が選挙公約として掲げた「女性が生き生きと活躍できる環境整備」は、多様な視点を町政や地域に反映し、町の活性化を維持するために不可欠な施策であると認識をしております。「女性が生き生き活躍できる環境整備」とは、女性が仕事や家庭、地域のあらゆる場面で自らの意思により個性を磨き、豊かな人生を送ることができる基盤を整えることだと思っております。

具体的に取り組む施策といたしまして、３点申し上げます。

まず１点目、制度・職場環境の改善についてであります。

これにつきましては、育児や介護休業制度の充実、短時間勤務や有期雇用労働者の処遇改善、フレックスタイム制や在宅勤務の活用を推進します。

２点目につきましては、健康課題、ヘルスケアへの対応についてであります。

これについては、婦人科検診の受診促進に加え、更年期等の相談体制整備や、女性の健康課題を解決する技術でありますフェムテックの活用など、女性特有の健康課題をサポートしてまいります。

３点目、組織風土・意識の改革についてであります。

これについては、性別による固定的な役割分担意識を排除し、ハラスメントのない職場づくりや女性のキャリア支援として、研修や適正な配置を徹底します。

次に、町として最優先で取り組むものは、「安心して出産・子育てができる環境の確保」及び「仕事と生活の調和の実現」であります。

女性が活躍するための前提として、生命と健康を守る基盤が不可欠であります。そのため、本年度から鹿児島県の補助金を活用し、徳洲会病院に新規の産科医を配置することで、地域で安心して子供を産み育てられる周産期医療体制を確保しており、引き続きこの体制を確保してまいりたいと考えております。

なお、公約実現に向けたロードマップは現在作成しておりませんが、令和１０年度を目標年次とする第２次知名町男女共同参画基本計画に基づき、具体的な取組内容やその進捗を管理することで、町民の皆様と一体となって女性が生き生き活躍できる町の実現に邁進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○長山美香議員

それでは、再質問してまいります。

先ほど、危機管理官の配置について、課題が多く、募集段階まで至っておりませんという回答をいただきました。専門的な知識を要する危機管理官なんですけれども、そもそもどのような人物、人材像を想定していますか。総務課長、お願いします。

○成美保昭総務課長

地域防災マネジャー、この要件といたしまして、いろいろな要件がございますが、特に自衛隊を退職された方で、ある地位まで上り詰めた方で、管理職に数年、５年以上の経験がある。そのような経歴を鑑みますと、当然周りが見える方であって、指示が的確に行える。特に災害時、そのような専門的な知識があり、周りを引っ張っていけるような人材だと私は考えております。

○長山美香議員

専門的な知識は当然なんですけれども、この沖永良部という地理的な環境、特殊な島の環境というのを熟知している方、そして、限られた資源の中で外部との取次ぎ、こういったことも速やかに行える方というのがすごく重要になってくるのかな

と思っています。地域を知り、外部とつなぎ、現場を動かす三位一体の力を持っている方ですね。先ほど総務課長がおっしゃいました、高度な防災の専門性を持ち、初動対応から復興まで一貫して指揮、調整できる即戦力、地域を深く理解し、外部機関と町をつなぐ地域防災の要となる人物、人材像が理想なんですけれども、やはりこういった人材像の方を探すというのはとても大変なことだと思います。

そこで、一つ提案をさせてください。本町のような小規模自治体では、完璧な即戦力を外部から確保するのは現実的ではなく、むしろ育てながら専門家にしていくという発想はどうでしょうか。持続可能な危機管理官体制につながるのではないでしょうか。育てるという発想です。育成全体で危機管理官を採用することの意義として３つ挙げます。

１つ目には、離島自治体に合った現実的なアプローチ。本町のように人口規模が小さく、専門職の採用競争力から限られる自治体では、高度な防災専門性、危機管理経験、指揮統制能力を全て満たす人材を外部から確保するのは困難なため、一定の行政経験や現場感覚を持つ人材を採用し、計画的に育てるというものです。国の制度も育成型を前提にしています。消防庁は、自治体職員を対象にした研修体系を整備しています。防災スペシャリスト研修、地域防災マネジャー研修、危機管理災害対策本部運営研修、自治体危機管理担当者研修など、これらは未経験者を専門に育てることを目的としており、採用後に体系的にスキルを積み上げていくことが前提となります。

３番目に、地域特性を理解した地元型スペシャリストが最も強いということです。外部からの即戦力は確かに頼もしいですが、地域の地理、コミュニティー構造、住民の行動特性、過去の災害の経験を深く理解している人材は、長期的には町内で育てたほうが強みを発揮します。こちら、地域を知る人、掛ける専門研修を受けることで、最強の伴走者、危機管理官を育てていきましょうという考え方です。

こちら、下のほうにロードマップをつけました。約５年で専門の危機管理官を育てるロードマップになります。１年目は基礎固め、地域防災計画の理解、過去の災害の検証、県、消防、自治体、自衛隊との顔つなぎ、あと初級の研修、防災基礎や危機管理官の基礎について学びます。２年目、３年目、２年から３年目、実務の強化、訓練の企画・運営、情報発信、避難情報の実務、災害対策本部の運営研修、地域防災マネジャー研修を受講してもらいます。４年目以降、専門家として自立、町の防災政策の企画立案、広域連携の調整役、住民啓発の中心的存在、災害時の司令塔としての役割を果たす。５年程度で地域の危機管理を担えるスペシャリストを育成するイメージが現実的ではないかと思います。

特に本町のような離島では、外から連れてくるより、中で育てるほうが長期的な安定につながる、町の実情に合った独自の危機管理文化が形成され、持続可能な体制が構築できるのではないかと思います。この方法だと５年はかかるんですけれども、危機管理官を配置することが可能になってくるかなと思います。また、実際に、もう既に危機管理官として活躍されている方が見つかった場合には、その方を補佐するという形で、さらに知識が必要な方というのが増えますので、こういった研修を行って職員を専門家に育てていくという考え、どうでしょうか。

○成美保昭総務課長

大変参考になるご意見ありがとうございます。

やはりこの県防災危機管理官、あまり耳慣れない言葉ではありますが、今の現状の知名町役場、職員数がこれだけ減っている中で、そういう専門家を育てる。長い目で見れば、間違いなく人材が育つという面ではいいかもしれませんが、こういうそれに見合う人材を、現在数名いることはいると思うんですが、その方を特別職としてずっと同じ部門に配置する、それが果たしてどうなのか。それよりは外からと思うんですが、やはり外からもなかなか、先ほど言ったとおり、条件的に難しいとなりますと、やはり両方考えながら、先ほど長山議員がおっしゃったような形でトライしていくことも大事ではないかなと考えております。

○長山美香議員

一つの提案として、頭の中に置いておいていただけるといいなと思います。

次に、実際に災害が発生した際に救助活動等を行う消防職員、消防吏員の数について伺います。

現在、沖永良部与論地区広域事務組合の消防本部の消防吏員数は何名ですか。また、充足率は何％ですか。

○成美保昭総務課長

沖永良部与論地区広域事務組合の職員定数条例というのがございます。それによりますと、消防職員が４２人、介護保険事務局職員が３人となっております。

現在の充足率ということですが、国の指針では８６人必要と言われております。それに対して４１人が在籍しております。充足率としましては４７．７％。半分もいっていないという状況ではございます。

○長山美香議員

そうですね、沖永良部与論地区広域事務組合職員定数条例というのがありまして、こちら令和８年４月１日です、一番新しいのが。今から３０年前になります。消防職員の定数４２人とあります。

しかし、国が示す消防力の整備指針に基づく必要な人数、算定数といいますが、こちらの算定数、先ほど総務課長からもありました８６人というのがあります。この算定数に対する現在の人数に基づいて出したものがどれだけ消防吏員が満たされているのかを示す割合が４７．７％という充足率になります。

この定員数、どういった根拠で４２人という定員数になっているのかお答えください。

○成美保昭総務課長

この定数条例がどのような形でこのような人数になったかということですが、そこの詳しいところまで私のほうで把握しておりませんが、沖永良部与論地区消防組合の中には、当然、知名町と和泊町と与論町という構成町がございます。その中で、現在、知名町枠、和泊町枠という数値でなかなか公表しづらいところがございますが、現在人数を増やす方向で、今年度も令和８年４月採用が知名町枠で２名、和泊町側でも１名、与論町のほうでも採用があると伺っております。休みも取れないような苛酷な条件で働いているということで、ここ数年は募集して増やす方向にしています。

○長山美香議員

職員吏員数が増えていく、そういった計画があるということをお聞きして、大変うれしく思います。人口は確かに減少の一途をたどっているんですけれども、高齢化率はアップしています。熱中症などの気候の変動もあり、コロナ禍以後、救急車がよく走っているというのはもう日常的なことになってきています。消防職員の疲弊というか、環境はとても大変なものだと思っています。実際、算定数と条例定数との間に乖離が生じている点に関しては、今後条例のほうを改正していくということは可能でしょうか。

○成美保昭総務課長

この件に関しましては、消防からの要望等が当然必要になります。また、構成町の意見の統合も必要になりますので、消防組合のほうでも議会があります。そういうところでも話をどんどん取り上げていただいて、消防の皆さんが人命の安心、財産の保持、全てにおいて大切な職だというのは皆さんご存じのことだと思いますので、声を上げていただければと私のほうからもお願いしたいと思います。

○長山美香議員

消防にとっては人が最も重要な資源となります。特に人口規模の小さい地域では、１人欠けるだけで体制に大きな影響が出てきます。自然災害時に消防吏員の充足率が低いと、災害対応そのものが遅れたり、縮小せざるを得なくなるため、地域の安

全に直接的な影響が出てきます。具体的に言うと、初動対応の遅れです。地震、台風、豪雨などの災害では、最初の数分間が生死を分けます。充足率が低いと、出動できる隊員が限られ、救助、消火、救急の同時対応が困難になります。特に離島や小規模自治体では、１隊が出払うと署内が空になるケースも出てきます。また、救急搬送の遅延が起きます。大規模災害では負傷者が一気に増えます。充足率が低いと、救急車はあっても乗る隊員が足りないため、搬送が遅れます。消防庁は救急需要の増大が全国的な課題と指摘しており、災害時はさらに逼迫します。また、救助活動の範囲が狭くなります。倒壊家屋や孤立集落、土砂災害など、同時多発的に救助要請が発生します。人員不足だと優先順位をつけざるを得ず、救助が遅れる地域が生まれる可能性があります。

また、消防団応援部隊への依存度が増します。常備消防を補うため、消防団や緊急消防援助隊への依存が高まります。しかし、広域災害では周辺自治体も被災しており、応援がすぐに来ないことが多いと消防庁は指摘しています。避難所支援、広報、査察など、平時の消防業務も手薄になります。消防隊の過重労働、疲弊により、安全が低下するおそれも出てきます。

本町のような小規模消防本部で充足率が深刻になる理由としては、もともと消防の職員が少ないため、１人欠けるだけで体制が崩れてしまいます。船、航空便の制約があるため、災害時に外部応援がすぐに来ない。高齢化、人口減少で、消防団も減少傾向にあります。自然災害時に消防吏員の充足率が低い場合、初動対応の遅延、救急搬送の逼迫、救助活動の縮小、避難所支援の遅れなど、住民の生命・身体の安全に直結する影響が生じます。特に離島地域では応援体制の確保が難しく、平時から適正な人員確保が極めて重要になります。

先日、鹿児島県消防職員協議会の役員との意見交換会に出席いたしました。そこで職員の方から、新人が入ってきても一人前になるには時間がかかる。ゆとりを持った人員確保が必要だと声をいただきました。

来年度、新しい方々が入ってきますね。そして、消防本部におかれましては、日々の厳しい訓練や多忙な業務の合間を縫い、中学校、高校の職場体験を積極的に受け入れるなど、将来の人材確保に向けた取組を進めていただいていることに、まず敬意を表します。

先ほど、増やしていっているというお話をいただいたので、条例を改定し、安定的に消防職員の数が保たれることをこれからも見守っていきたいなと思っています。

広域の場合は隣町との連携も必要になってきますので、それを強みとして合同説明会の開催や島外への積極的な広報活動などを行って、より安定的な人材確保の検

討を要請します。

次に、実際の災害時の個別避難計画は行われていないと、先ほど避難行動要支援者の個別避難計画についてありました。

近年大きな災害がないために、実際に避難行動支援計画に沿って避難行動が行われていないということだと思うんですけれども、訓練で災害時個別避難計画に沿って避難訓練を行ったという経緯はありますか。

○成美保昭総務課長

そのような訓練はいまだ行っておりません。

○長山美香議員

それでは、なかなか計画の実効性を検証し、よりよいものにしていくことは難しいのかなと思います。避難行動要支援者の個別避難計画では、策定することが目的ではなく、実際に命を守れる計画にすることが目的となると思います。そのためには、まず実際にそれぞれの地域で災害時個別避難計画に沿って訓練を行い、地域住民、民生委員、消防団などと連携を強化し、検証と改善を行うことが必要と思いますが、どうでしょうか。

○今井力夫町長

災害時を想定しての訓練というのは、備えあれば憂いなしという昔からのことわざのとおり、訓練をしておかないと、実際の現場での動きというのは非常に難しいのがあるというのは重々承知しております。

ただ、議員がお話ししたように、この島は台風常襲地でありますので、ある意味では、台風が来るたびに、要支援者に対しましては各地区の消防団の皆さんがそれぞれにおいて身元確認、そして避難しているのかしていないのかということと、この台風では避難さすべきどうなのかというのを、これは現場のほうでしっかりと判断、今実際にできております。

ですから、具体的にいついつどういう訓練をするということは、今のところ各分団の中で、住吉の分団が以前こういう組織をつくって、炊き出しから避難の要支援者の確認までしてやった訓練を住吉字では１回やって、そのデータというのは各分団のほうに配付されております。それを基にして各分団がどの程度実施できているかということにつきましては、私のほうもまだ具体的な確認はできておりませんけれども、ただ、先ほど申し上げましたように、台風等が来るたびに各分団等においては、要支援者に対する配慮というものは、ある意味では実地訓練が実際の避難訓練を、その中で行われているというようなのが本町の現状だと思っておりますので、ある意味では、訓練に想定した以上のものがされているのか。その中に、当然、地

域における区長さんの動き、そしてそれから、民生委員の皆さんもそこに絡んできておりますので、そういう意味では幾つかの団体が横の連携が取れながらしているのかなという意味では、少し安心しているところです。

以上です。

○長山美香議員

なかなか連携が取れているということなんですけれども、１２７名という、地域にしていくと人数にばらつきがあると思うんですけれども、こういった方たちを把握し、そして、災害に応じて早めに声かけをしたり、一緒に避難を促すということがどれほどできているのかなというところに少し不安を覚えたので、質問をさせていただきました。

実際、民生委員と集落の区長のほうは、個別避難計画の名簿というのをお持ちだと思います。ただ、消防団までにそこが行っているのかどうか、個人情報との関係もありますので、そうしたところを地域で密に連携が取れていくのかというのは、今後、現在集落における活性化事業等の中で防災のほうも入れていっていただき、地域で安全に暮らしていけるというところを確保していっていただきたいと思います。

次に、男女共同参画について質問をいたします。

本町において、女性向けのプチサロンを開催していますが、プチサロンはいつから開催されていますか。また、直近の相談件数を伺います。

○永野道也企画振興課長

令和３年度にトライアルということで実施をして、その翌年から正式に実施を行っております。

なお、間近の相談件数、令和７年度時点におきまして、約１０名の方が相談をしていただいております。開催数は９回、これまで行っております。

○長山美香議員

本町の配偶者暴力相談支援センターの開設時期と、令和になってからの相談件数について伺います。

また、配偶者暴力相談支援センターについて、以前は保健センターに併設されていましたが、現在、新庁舎に移転されたと伺いました。移転のお知らせ、周知はされましたか。

○中村里佐子保健福祉課長

配偶者暴力相談支援センターは、平成２３年度に設置されました。

相談件数につきましては、こちらに手元に資料がございませんので、後ほど回答

したいと思います。

庁舎移転の際に配偶者暴力相談支援センターも移転というところで周知は図っております。県のほうの広報にも全てしてあります。

○長山美香議員

新庁舎なんですが、様々な手続等で訪れるには明るく開放的でよいのですが、私は悩みを抱えている人が相談に来るには、少し来にくい環境に思われます。保健福祉課長は相談の場所として新庁舎、適切かどうか、また、新たに相談場所について検討などされていましたらお答えください。

○中村里佐子保健福祉課長

こちらのほう、やはり移転のときにその話は出ましたが、当直さんが入るところの裏口のほうがあるんですけれども、そちらから入ってすぐ右手に打合せ室がありますので、相談の場合はそちらのほうを、人目、正面玄関を使わずにというところで、配慮はするというところで庁舎移転になりました。

ですが、今後また、地下ダムが移転した後に、子育て広場等が移転するときに、相談室等があちらのほうにも設置されるというふうな案もありますので、そういった場所で、ご本人がどこを望むかなんですけれども、相談しやすい場所、ここだったらというところをまずは、直接来る方はなかなか少ないです。第一報が入ってからご相談という形になりますので、警察であったりもしますので、そこは、相談場所はその方の望むところでやっていきたいなと思っております。

○長山美香議員

先ほど、壇上から各項目について進捗状況を伺ったんですけれども、具体的な数字等は示されませんでした。なので、一応相談件数等をお伺いいたしました。

なかなか男女共同参画について、目標の進捗状況を数値等で示すことは難しいと思われます。進捗の質的側面や取組のプロセスも含めて、総合的に捉える必要があるのではないかなと思います。特に、相談業務においては、件数の増減のみで評価できる性質のものではないと思います。大切なことは、いつでも困ったときに相談できる場があることです。相談者に丁寧に寄り添い、守秘義務と相談者の安全が守られる環境があり、町民がその環境、場ですね、を周知していることが大切だと思います。ぜひ今後も相談できる、相談しやすい場、環境を、相談件数にかかわらず、守っていっていただきたいと思います。

先ほども少し述べましたが、男女共同参画は、一般的にはよく分からない、何だか難しいというイメージがありますが、それは男女共同参画が、目に見えない観光や社会的背景、人間の考え方や感情に関する部分と深く結びついているからです。

また、目に見えないものだからこその取組の難しさもあります。学校や職場において、制度という形では取り入れやすくありますが、地域は自治組織であり、かつ慣例や慣習の上に成り立っている部分が大きいため、男女共同参画の浸透が進まない実態があります。令和５年度に実施されたアンケートにおいても、地域社会の中で男女平等と感じている人の割合は３２．９％と、１０人中３名しか平等だと感じている人がいないという結果が出ています。

第２次知名町男女共同参画基本計画によると、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティー活動、地域づくりの具体的取組として、１、地域づくり活動における男女共同参画の視点の導入と女性の参画拡大というのがあります。主な事業としても全く同じ内容が載っているんですが、具体的にはどのような事業を指しているのか伺います。

○永野道也企画振興課長

本計画で掲げました地域づくり活動への男女共同参画視点導入と女性参画拡大につきましては、大変申し訳ございませんが、現時点で具体的な事業実施には至っておりません。

しかし、今後、地域におけるジェンダー平等などを含めた研修会の開催を、集落等向けに開催ができればというふうに思っております。

なお、その後の活動につきましては、やはり懇話会という組織を設置しておりますので、その中を通しながら、町のホームページ等で活動結果を周知していこうと思っております。

○長山美香議員

自治組織である集落に行政側がこうしなさい、ああしなさいということはできません。ですが、集落等地域コミュニティーにおける組織が、世帯単位の慣行や固定的な性別役割分担意識に基づき運営されると、住民の家族形態やライフスタイルの多様化に伴う地域社会の変容への対応が困難になり、若い世代や単身者等の地域との関わりが希薄化する原因となり、地域コミュニティー活動への参加の機会を阻む要因となり得ます。今年度より、集落活性化室が創設されました。ぜひ、地域コミュニティーにおいても、男女共同参画の視点に沿った地域づくりを推進していただきたいと思います。

先ほど、学びのほうから始めていきたいというお話がありました。私のほうからもぜひ、区長さんや役員に向けた男女共同参画の学びの場、研修を設けていただき、また、アウトリーチで各集落に出向いて、住民の方々にも研修やワークショップを行う機会を設けていただきたいと思います。

そして、具体的には、集落の役員の半分が女性になっていく。意思決定の場に、一番身近な地域の中で、その意思決定の場に女性が参画できるといったそういった環境がつくられていくことによって、将来は集落の区長さんの中にも女性が、そして、あらゆる場に女性が活躍できていくと思います。

男女共同参画地域推進委員については、先ほどもありましたけれども、県知事からの委嘱ということなんですね。そこで、以前は町のほうからも推進委員に研修に行く機会があったんですけれども、そちらのほうが予算がちょっとなくなってしまいまして、ただ、これはやはり県の地域推進委員であるので、県に私のほうからも要望していっていただきたいと思っていたところ、回答いただけましたので、ぜひお願いいたします。

そして、７年度の予算を見ますと、男女共同参画の予算は、先ほどのプチサロンの相談事業と男女共同参画懇話会の謝金のみになっています。女性の参画を真に望むのであれば、女性のエンパワーメントが必要になり、エンパワーメントには学びが不可欠です。様々な場に女性を参画させることはもちろん大切なんですけれども、まずは男女共同参画について確かな学びを重ねることが大切です。学びを続け、自信を持つことができて初めて、参画した場で本来の力を発揮することができます。幾らリモートが増えてきたといっても、まだまだ学びの場は鹿児島本土等にあります。地域推進委員だけでなく、多くの女性であったり若者であったり、多くの方々が男女共同参画を学びに行く、そういった機会を設けていただきたいなと考えています。

昨日の町長の施政方針の中にも、先ほどの答弁の中にも、女性が生き生き活躍できる環境づくりというものがありました。行政分野における女性の参画拡大については、すぐにでも取り組めると思います。しかし、事業所や関係機関、特に先ほど挙げました地域においては、具体的な取組を上げていくのが確かに難しいと思います。それは、先ほども申し上げたとおり、男女共同参画が目に見えない慣行や社会的背景、人間の考え方や感情に関する部分と深く結びついているからです。男女共同参画を真に理解していなければ、事業を打ち立てることは難しく、また、新たに事業をつくっても、ピントがずれて実をなすことができないからです。まずは男女共同参画について深く学び、全ての政策、施策が男女共同参画の視点に沿ったものであるかを検証する必要があると思います。そして、足りない分野を補うために事業を計画し、適切な予算をつけていく必要があります。女性活躍を声高にうたうだけでは、女性の参画は進みません。男女の関係なく、全ての町民が男女共同参画の概念を正しく理解し、正しく学び続けることができる環境づくりを町が積極的に整

えることこそ、女性が生き生き活躍できる環境づくりの一歩となると思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○外山利章議長

これで長山美香議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後３時から再開します。

休　憩　午後　２時３５分

―――――――――――――――――――

再　開　午後　３時００分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長から、先ほどの長山議員の質問に対して回答があります。

○中村里佐子保健福祉課長

すみません、先ほどの長山議員のＤＶの相談件数なんですけれども、今ご報告させていただきます。

令和の分ですけれども、令和元年が４件、令和２年、３年が１件、令和４年はゼロ件、令和５年度が１件、令和６年度が２件、そして今、現在令和７年度途中ですけれども、今現在で２件となっております。

以上です。

○外山利章議長

続けます。

通告８番、窪田　仁議員の発言を許可します。

○窪田　仁議員

議場の皆様、そして傍聴席の皆様、さらにはインターネットをご覧の皆様、改めましてこんにちは。

議席番号８番、窪田　仁が１から４まで一般質問を行います。

大きな１番、農業振興について。

①令和７年度農畜産物のサトウキビ、野菜、畜産、花卉の販売状況について伺います。

②次年度以降、バレイショの種子注文受入れ数の減少が懸念されています。安定した種苗導入の対策について伺います。

③食用米の価格高騰や畑の連作障害対策として、陸稲やもち米栽培の推奨ができないか伺います。

大きな２番、芭蕉布の振興について。

①芭蕉布会館設置の目的について伺います。

②奄美の芭蕉布は、２００５年に鹿児島県指定の伝統工芸品に登録されています。芭蕉布の保持団体の活動状況について伺います。

③喜如嘉の芭蕉布は、国の重要無形文化財に指定されています。本町芭蕉布の重要無形文化財指定に向けた調査は行われているのか伺います。

大きな３番、沖永良部の古墓群について。

２月１７日に指定になったということで、本一般質問を出したのが２月１３日で出したものですから、４日間のずれがあり、今の質問になります。

①国指定に向け答申がされた古墓群の補修や周辺整備の計画について伺います。

②屋子母セージマ古墳の国指定に向けた取組状況について伺います。

③屋子母セージマ古墳周辺の高枝が県道に出て危険な状況です。対策について伺います。

大きな４番、商工業の振興について。

商工業の活性化に向け、地元商店街の利用促進を図る具体的な取組が実施できないか伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○今井力夫町長

それでは、窪田　仁議員のご質問に順を追って回答してまいりますが、大きな設問の２の③と、それから大きな設問の３につきましては、教育委員会所管事項となりますので、教育長が答弁します。

それでは、まず、大きな設問の１の①から回答します。

令和７年度の各農産物の販売状況についてご説明を申し上げます。

まず、サトウキビの沖永良部島内の生産量は、前年度比１１％減の９万４，８７１トンを見込んでおり、収穫達成率は２月２３日現在では５９．４％の進捗率でございます。２月の末日について生産見込み量の見直しを行いますので、生産量は変動する可能性があります。

次に、野菜の生育状況について、植付けの準備及び作業が行われる９月から１０月にかけて断続的な降雨、その後の干ばつにより、作業遅れや病害の発生、生育の遅れを懸念しておりました。その後、適度な降雨があり、生育適温となったことから、品目によって差はあるものの順調に生育していると考えられます。

現在、バレイショの出荷が始まっていますが、昨年度と同様にキログラム当たり２００円を超す価格帯で推移しております。ＪＡあまみ知名事業本部営農販売課に

よりますと、北海道産種芋の到着遅れなどにより、植付け開始が遅れたことから、出荷のピークは４月の上旬・中旬を予定しております。豆類などその他の品目は、バレイショほどの高単価ではありませんが、平年並みの価格帯で推移しており、出荷期間の終了まで生産者の生産意欲維持につながる単価で推移することを期待するところであります。

次に、畜産の販売状況については、飼料価格や輸送費の高騰及び枝肉相場の下落に伴い、前年度の子牛の平均単価は４３万４，０００円と大変厳しい状況にありました。その後、飼養農家及び飼養頭数が減少したことにより、肥育農家の購買需要が高まったことから、今年度の価格の持ち直しが見られ、直近の令和８年１月競りの子牛平均価格は６７万２，０００円となっており、前年同月比１４７％と回復傾向にあります。

最後に、花卉の販売についてでございますが、おととし令和６年秋の集中豪雨の影響で、ユリ球根が肥大不足だったことや、大雨を警戒しグラジオラスの作付を遅らせたこと、今年の定植時期以降の暑さにより生育不良や草丈伸長不足、病害が発生したことから、年内の販売量は減少しました。価格面では、需要に対して供給量が足りず、比較的高単価で推移しました。これから迎える春の彼岸に向けては、出荷量は増加の見込みですが、価格面では出荷量が増えることと、輸入物の流通量の予測が難しく、価格の予想を立てることは難しいのですが、物日にしっかりと出荷していくことが基本となります。

②につきまして、本年産バレイショの種子については、種場産地であります北海度の高温、干ばつの影響による不作により、注文数量の全量確保ができない状況が発生しました。この天候不良による減少に加え、種場産地である北海道のジャガイモシストセンチュウの発生地域拡大の可能性もあり、本町で生産されている品種につきましては、今後の種子供給体制が不透明な状況となっております。

本町で生産されている品種の安定した供給体制の確保、しまあかりなど抵抗品種への移行については、種場産地における当該品種の増殖や供給体制及びジャガイモシストセンチュウの発生状況などを踏まえ、関係機関と協議をしながら安定した種芋の確保が図られるよう努めてまいります。

３番目、食用米の価格高騰が続いておりますが、価格については生産コストの価格転嫁や需要に応じた米の実質的な生産調整など、米生産に対する国の取組を見守るしかないのが現状ではないかと考えます。

また、連作障害対策として、生産基盤の整っていないお米を栽培するよりも、現在ある緑肥やその他作物による輪作に取り組むことが、新たな費用負担は生じない

ものと思います。陸稲やもち米の推奨についてですが、現在、本町において食用米を専門に生産している農家は存在しておりません。

陸稲は、水田を必要とせず、畑地での栽培が可能ですが、生産基盤が整っていないため、育苗から収穫、そして出荷に至るまで、他の畑作物とは異なる専用機械、設備の導入などが必要となり、新たな負担が発生することから、町としては一律に推奨することは非常に厳しいと考えられます。

米の栽培を始めることは、あくまで農家個々の経営判断に基づいた独自の取組であると認識しており、農家の皆様から具体的な相談があった場合には、栽培に適した品種の選定や、活用可能な国・県の制度について情報提供、普及指導機関と連携など、町としてできる限りの支援を行ってまいります。

町といたしましては、まずは現在取り組んでいる基幹作物の安定生産を図るとともに、農家の皆さんの意欲的な挑戦に対しては、寄り添った支援を行ってまいります。

２の①につきまして、芭蕉布の件につきましてですが、本町の貴重な伝統工芸であります沖永良部芭蕉布は、これまで長年にわたり個人の作家の献身的な努力によって守られてきました。しかし、一人の作家に依存した体制では、技術の断絶や品質管理の客観性、後継者育成といった面で限界が生じていました。

そこで町としては、個人の事業から地域の事業へと転換を図るため、沖永良部芭蕉布協議会を設立し、その活動拠点として芭蕉布会館を設置いたしました。本施設は、伝統技術の確実な継承、品質の標準化及び産業としての自立を確立することを目的として設置をしております。

②番目、鹿児島県伝統工芸品に指定されております奄美の芭蕉布は、奄美市の株式会社みなみ紬、与論町の与論民俗村、そして本町の沖永良部芭蕉布協議会の３団体であります。それぞれが工芸品産業の振興及び当該産業の従事者などの意欲の高揚を図っております。

なお、本指定は県が行っているため、詳細な活動は把握しておりませんが、本町では沖永良部芭蕉布協議会に、今年度より新たに地域おこし協力隊を技術継承員として派遣しております。

この隊員の加入とＳＮＳ等による積極的な情報発信が呼び水となり、工房には地域住民や活動を手伝うサポーターが少しずつ集まり始めるなど、新たなコミュニティーの形成という好ましい変化が表れております。

続きまして、大きな設問の４番に回答します。

商店街を含めた商工業振興についてのご質問にお答えします。

本町では、今年度から町と知名町商工会が連携して策定した経営発達支援計画に基づき、知名町商工会経営発達支援事業費補助金を新設し、創業支援、空き店舗活用支援、人手不足・後継者不足といった経営課題の解決など、商工事業者のニーズに沿った幅広い支援メニューを展開しております。

今年度は、予算額１５０万円の下で事業を実施し、創業支援が２件、空き店舗活用支援で４件、計６件の申請がありました。早々に予定した予算に達したことから、次年度につきましては、予算を１００万円増額し総額２５０万円で事業を実施する予定です。

また、町と商工会が連携し経営発達支援計画を策定し、これを基に補助事業を実施している事例は県内では本町のみであり、先進的な取組として高く評価されております。

今後も、町内業者の経営力強化による着実な成長の実現、地域資源を活用した商店街の振興、地域産品の販路拡大、さらには雇用創出、創業支援に積極的に取り組んでまいります。

なお、今年度も知名町ふるさと夏まつり＆大山祭が白浜港での開催となり、商店街の活性化が課題となっておりますが、商工会が主体となり、商店街共同駐車場を活用した焼酎まつりや空き店舗を活用したイルミネーション活動など、商店街の活性化に寄与する取組が展開されている状況でございます。

本町といたしましても、経営発達支援計画の推進、商工業支援事業の充実及び予算の確保に取り組んでおり、今後も商店街の活性化を含めた商工業振興の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中幸太郎教育長

それでは、窪田　仁議員の２の③についてお答えをいたします。

芭蕉布の重要無形文化財指定につきましては、これまでの議会において答弁しているとおり、町や県からの申請・推選を前提とするものではなく、文化財保護法に基づき、国が全国的な視点から調査・認定を行う仕組みとなっておりますので、こちらでお答えできるものではございません。

また、町指定につきましては、１２月議会の内容を第３回文化財保護審議会にて改めて情報共有を行い、委員の皆様からご意見を伺ったところでございます。審議会におきましては、調査の前に文献資料の収集や域内に所在する芭蕉布関係資料の把握、聞き取り等、基礎資料の収集・整理を進めていくことが望ましいとの方向性が示されたところでございます。

よって現在は、この方向性に沿って業務を進めてまいる予定でありますが、全体としては、他の業務との優先度を考慮して対応していくことになります。

続きまして、３番、沖永良部の古墓群についてお答えをいたしますが、その前に先ほど議員のほうから、屋子母セージマ古墳とおっしゃいましたけれども、現在、正規な呼称は、屋子母セージマ墓となっておりますので、私の答弁においてはそのように表現させていただきます。

ご質問の①、②につきましては、関連がございますので併せてお答えをいたします。

沖永良部古墓群につきましては、令和７年１２月１９日に答申され、令和８年２月１７日の官報にて告示され、正式に国指定史跡となったところでございます。

来年度は、県文化財課及び和泊町と調整し、保存活用計画の策定に向けた事前準備及び協議検討を進めてまいります。また、来年度以降は、教育委員会事務局及び専門有識者、地元有識者等を交えた保存活用計画策定委員会を発足し、古墓群の保存活用の基本的な方針を定める保存活用計画の策定に取り組むこととしております。

保存活用計画策定後は、当該計画に基づき、史跡整備の具体化を図るため、整備基本計画の策定について検討をしてまいります。

なお、屋子母セージマ墓については、現時点において地権者の調査に時間を要していることから、今回指定対象にはなっておりませんが、追加指定の可能性を視野に入れ対応しているところでございます。

次に、３の③でございます。

県道を管理する沖永良部事務所建設課に確認しましたところ、民有地から県道側へ延びている高枝の対応につきましては、地権者が伐採できない場合に限り、県において車両等の通行に支障となる範囲の伐採を行うことを基本としているとのことでありました。当該箇所は、地権者が不明で個人による伐採が困難であること、また、円滑な車両通行に支障を来していることから、今年度中に対応する予定と伺っているところでございます。

現段階におきましては、伐採に先立ち、史跡への影響を確認するため、県担当者と本町の文化財担当職員が現地にて伐採箇所の確認を行っており、伐採に向けて調整を進めているところでございます。

なお、伐採に当たっては史跡の保護に十分配慮する必要があることから、本町の文化財担当職員が立ち会う予定でございます。

以上でございます。

○窪田　仁議員

それでは、順次質問していきたいと思います。

まず、農業振興についてなんですけれども、サトウキビが１１％の減ということで、９万４，８７１トンを見込んでいるということなんですけれども、その数字は確かでしょうか、伺います。

○岡越　豊農林課長

こちらの生産量９万４，８７０トンにつきましては、今年度当初からの生産量の見込みでございます。昨年度も修正が行われましたが、今年度についてもこれまでの反収等の状況を踏まえ、見直しがなされるものと思っております。

○窪田　仁議員

サトウキビは、大変豊作という流れを聞いておりますけれども、そのような流れはないのでしょうか、伺います。

○岡越　豊農林課長

それを踏まえて、今現在の刈取りの状況の進捗率、それから残量の調査等を行い、今後の見込み量が決定されるものと思います。

○窪田　仁議員

業者に聞きますと、あまりにも豊作で５月までかかると。４月いっぱい超えて５月までかかるという話があるんですけれども、そのような中でしたら、９万４，０００トンは軽く超えるんじゃないかなという想定をするんですけれども、もう一度伺います。これは今の状況でこの数字でしょうか、伺います。

○岡越　豊農林課長

当然見込数量でございますので、正確な数字は出てまいりませんが、関係機関等の見込みによりますと、昨年ほどではないにしろ、１０万トンの前後にいくのではないかなというような推計は今現在のところ持っているようです。

○窪田　仁議員

昨年度が６万３，２２６トンとその数字まで達成していただければ、サトウキビのほうは同じ状況に当たります。

それでは、野菜、ジャガイモ、バレイショの出荷がキログラム当たり２００円を超す価格帯で推移しているということなんですけれども、これは手取りで２５０円を超していると思いますけれども、その辺はどうなんですか。

○岡越　豊農林課長

今現在手元のほうに、ＪＡあまみ知名事業本部への販売課の手取り単価の予想がございますので、３月３日現在で、サイズごとでかなり差はありますが、品種、ゴールド等については、北海こがねについては平均で３００円、２ＬＭの引き合いの

強いサイズについては３１１円、それからニシユタカにつきましては平均２５５円ということで、かなり３月に入りまして２月の後半から値段が上がってきている状況かと思います。

○窪田　仁議員

今の説明でいきますと、キログラム当たり２００円を超すという、２５０円を超すとか、その上をかなりいっているので、これは手取りですので経費まで入れると、それに１００円ちょい足すと、今３００円が４，０００円ぐらいで売れているという流れになる平均で、それを理解してほしいんですけれども、どうですか。

○岡越　豊農林課長

町長の答弁から２００円前後ということの回答をさせていただきましたが、それについては、１週間前、２週間前、答弁書の頃の平均で２００円というふうに、もう超えているということは把握をしてございました。

ここ最近になりまして、かなり単価が上がってきているという状況ですので、このまま、生産者がまた来年も頑張ろうという価格で推移することを期待しているところです。

○窪田　仁議員

２週間、３週間前にかかっている金額が２００円ぐらいだったという。ここに随時市況が来ているんですけれども、２８０円から上がずっと続いている状況です。農協に聞いても、これは今の状況は高値ですという流れ。ちょっと低めの数字を書いているのじゃないかなと思います。訂正できればなと思うんですけれども、それはそこに置きまして。

畜産、前年度は４３万円ということで大変厳しい状況がありましたけれども、本年度は６７万円と価格が回復したということなんですけれども、同月で１４７％回復傾向にあるということで、それはどうですか、間違いないですか。今後の状況も踏まえて伺いたいと思います。

○岡越　豊農林課長

１４７％といいますのは、令和８年１月の競りが、前年７年の１月競りに対して価格を比較するとそれだけ上昇したということで、回復傾向にあるということで町長の答弁がございました。

本日３月４日、競りが同様に行われましたが、こちらについても昨年度よりもかなり上昇しておりますので、しばらく子牛価格は回復基調、安定する傾向にあるのかなというふうに喜んでいるところです。

○窪田　仁議員

令和７年度あたりから、もう６０万円を超えて７７万円とか、６７万円の高値で販売されている状況が新聞報道でうかがえておりますけれども、という流れでしますと、昨年度を上回る農畜産物販売高になる見込みかなと思うところです。なお一層ご尽力を賜りますよう　　して、次にいきます。

②バレイショの種子注文数が懸念されるということで、バレイショは北海道の温暖化、地球温暖化により雨が少なく、大変バレイショの青果物も種も不作であったという流れから、本町は大変高い金額で進んでいるんですけれども、農協の種苗供給対策とか等々あるんですけれども、昨年度は２万袋を注文したところ１万７，０００、約８５％来たということで。次年度からはちょっと厳しい、メークと男爵が種を減らすという流れもあります。

次年度の種子の不安定から、注文数がちょっとオーバーに増えるのじゃないかなという流れと、種苗の確保に自家用　　がよいということと、令和７年度ＪＡ預かり冷蔵は５，４４０ケースなんですけれども、１基増やすということで、１，０００ケース入れる冷蔵庫はもう仕上がったのか伺います。

○岡越　豊農林課長

今現在、北海道の猛暑、干ばつによる収量減少、それから種バレイショの品質低下ということで、数量的にも、また品質的にも非常に来期以降どうなるのかということで、生産者は不安を抱えているものと思います。

そういった中で、今年度、農協については８５％ほどの何とか９００数量に対する種の確保はできたところですが、それを考えると、じゃ予約を増やして、またとにかく注文をしておこうというような、確かに生産者の考えは理解できます。農協の場合は、系統からの種苗供給になります。あわせて、今年度については、民間の種苗会社からの種の供給もあって、何とかその量を確保している状況でございます。

北海道産種子の状況については、天候不良もございますけれども、ジャガイモシストセンチュウ、その他いろいろ不安材料がございます。これを我々が北海道に困るよと言っても、向こうの生産現場については、高温対策であるとか、それから病害虫の対策についても３年３作輪作体系を取って、かなり現場の負担が生じているようでございますので、なかなか十分に確保できるかというところは、不安な点はみんな一緒かなと思います。

そういった中で、今、自家採取の種バレイショを何とか量を増やしていかなければならないというところは、共通の認識として持っております。

今、農協のほうが、先ほど議員が少しおっしゃられましたけれども、６，２００ケース、何とか保管できる体制を取っております。これは、種バレイシ

ョの量で考えますと、６２ヘクタールほどの種の確保になります。これが足りるのか足りないのかというところもありますので、今後、どのような北海道が推移をするのか、また、農協の冷蔵庫について、事業導入を行って大きく種バレイショを保管するような体制を取っていくのか、これについては、当然生産の状況、それから北海道の状況、いろんなことを加味しながら検討していく必要があるかなと思っておりますので、いずれにしても種バレイショの確保を安定的に図っていくという体制については、今バレイショは本町野菜のエースでございますので、まだ安定した生産がなされるように努力してまいりたいと思っております。

○窪田　仁議員

増築で１，０００ケース入る冷蔵庫を配置したということなんですけれども、温暖な気候条件を生かした冬春期産地の農家の生産安定をさらに図るよう要請して、③にいきます。

食用米の価格高騰で連作障害とか、いろいろあるんですけれども、陸稲、もち米栽培の推奨ができないかということなんですけれども、町ではやらないということで、各個人でやってくださいということなんですけれども、畑かんの水を導入してスプリンクラーを設置すると、昔米作っていましたので、もみ殻を水につけて芽を出した後、畑にまいて、それをバイドシテ、スプリンクラーをセットしておけば、じゅくじゅく大きくなるんじゃないかなと思うんですけれども、これを今期から試験をやってみたいなと思うところでございます。

その試験の結果によって、なお力を入れて推進を要望したいと思います。二期作、二毛作を取り入れ、令和の米騒動に対応する幅広い取組も必要かなと思います。今後を期待します。

大きな２番、芭蕉布の振興について。

○外山利章議長

窪田議員、農林課長から回答があるそうです。

○岡越　豊農林課長

すみません、町が取り組まないというわけではございません。

先ほど申し上げたように、生産に係るいろいろな資材、機械等がございますので、一律に推奨していくことはちょっと不可能だと思っております。その中で、先ほど議員がおっしゃられたように、取り組んでみたいという農家がおりましたら、一緒に取り組んでみたいと思っておりますので、そのように捉えていただければ。

○窪田　仁議員

そのようにやられていただけるよう要請して終わります。

それでは、大きな２番、芭蕉布の振興について。

芭蕉布会館設置の目的は今言われていましたけれども、２０１７年、平成２９年に地域創生加速化交付金という事業を使ったらしいんですけれども、これ幾らか金額は分かるでしょうか。

○永野道也企画振興課長

すみません、手元に資料がございませんので、後で改めて答弁させていただきます。

○窪田　仁議員

資料がないということですので、大まかな数字だけ言います。１，６２５万円というようなこの中で、事業の一環で技術継承をした芭蕉布製造技術の後継者育成施設を観光体験ツアー受入れ施設、島の宝という位置づけをしているらしいんです。

加速化させる３点ということで後継者育成、３つあるんですけれども、快適な作業環境を整え、若手職人が技術を学べる場を確保するということ。観光振興で見る、買う、体験するの流れをつくり、特産品として地位を高める。もう一つはブランド化。沖永良部産の芭蕉布の価値を再認識し、特産品として地位を高めるという、これが加速化させる３点らしいんですけれども、この目標達成に向けて推進されているのかどうか伺います。

○永野道也企画振興課長

すみません、当時のことは詳しく私もちょっと分からないんですが、その当時、全国から芭蕉布を織っていただく織子さんだったり、事務をしていただく方を募集して育成を行ったというお話は伺っております。

ただ、残念ながらその後、織子さんのほうが続かなかったということもありまして、この事業自体については、一旦の工房の整備を終わってから加入がされるというふうに認識しております。

○窪田　仁議員

芭蕉布会館にたくさんの資金が投入されているということ、それに応じて、目的達成に向けて推進されることを要請いたしたいんですけれども。内容が分からないということですので、追ってその状況を調べて、その目的達成のために推進してほしいという。今言われた話では入った方がすぐ辞められるとか、そういう話ではなく、目的達成のために動いていただきたいということなんですけれども、その辺はもう辞められた方とか言われても。

○永野道也企画振興課長

そのため先ほど町長の答弁の中でありました、今年度から地域おこし協力隊を導

入し、技術の継承等に努めておりますので、町のほうでも、この沖永良部芭蕉布というものに対して、どのように対応していけばいいかというのを模索しながら進めておりますので、継続に向けた取組というのは引き続き行っております。

○窪田　仁議員

大変ご苦労されているところがうかがえますけれども、目的達成に向けて推進されることを要請して、②にいきます。

保持団体、芭蕉布の保持団体の活動状況はどうなっているのか伺います。

○永野道也企画振興課長

すみません、これも町長の答弁にあったように、県の伝統工芸品、指定を行っているのは、県が主体となっておりますので、他団体については、詳しくは把握しておりません。ただ、本町にある沖永良部芭蕉布協議会の活動については、地域おこし協力隊を導入し、ＳＮＳ等を活用しその活動を周知、また誰もが来やすいような場所として周りの方々の協力を今仰いでいるというのが現状でございます。

○窪田　仁議員

芭蕉布協議会が保持団体だと思うんですけれども、それがなければ正式に保持団体をつくられて、芭蕉の推進を図られてほしいなと思うんですけれども、組織の構成と主要な担い手ということで、中心となる熟練の職人が、役場のバックアップ、そして新しい担い手の構成、技術を継承し、数名の中堅職人が現場を回して、認定職人、伝承者を合わせて、常時１０人から２０人ぐらいが活動メンバーということなんですけれども、あと、事務局に役場企画課が入り、国の交付金や町の予算を活用し、後継者育成事業を運営しているという流れがあるんですけれども、それは間違いないですか。

○外山利章議長

しばらく休憩します。

休　憩　午後　３時４３分

―――――――――――――――――――――

再　開　午後　３時４４分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○永野道也企画振興課長

沖永良部芭蕉布協議会の活動につきましては、すみません、手元に資料がございませんので、確認をしてから改めて回答させていただきます。

○窪田　仁議員

次へいきますけれども、生産力です。芭蕉布は１本織り上げるのに数か月かかり、年間で市場に出る反数は非常に限られている。協議会では芭蕉布の管理から製品化まで行える体制を整えているということなんです。そこで、芭蕉布、糸芭蕉から生産して、こういう形で芭蕉布ができておりますけれども、見てみますと、沖縄、与論、永良部、そして龍郷がやっているという話があるんですけれども、永良部がかなりレベルアップしてすばらしいという、こういう縦の筋が入ったり、あるいはこういう模様はなかなかつくれない。これには１年余りかかるらしいんですけれども。さらには、こういう模様ですね、あります。

沖縄と奄美の違いは、沖縄は、繊維が細くて、切れやすいというのもあるんですけれども、風通しがいいというのもあるんですけれども、奄美は大島紬の技術も入っているということで、特徴、奄美の芭蕉と沖縄の芭蕉とは若干違いがあるということで、材料によっても違うということで。糸づくりの工程が、シャリンバイリーチシアイフクギョを使っているんですけれども、沖縄と違う材料を使っているのと、大島紬の技術が中に入っているという流れがあります。

今、最近、去年の１１月に、４６回の奄美文化賞では、芭蕉布の技術継承に、専門家による満場一致で決まったということ、これはちょっとかなり高いです。奄美の中でも、沖永良部の芭蕉布がレベルが高いという流れを加えて、あと、沖縄の喜如嘉には芭蕉布会館がありまして、沖永良部にも芭蕉布会館がある。芭蕉布に対してかなりの資金をかけて、後継者育成・振興を図っているのは、沖縄と永良部だけです。それで沖縄と永良部の中でも、奄美の芭蕉布と沖縄の芭蕉布に分かれるということです。

今の流れからすると、４か所の中でかなり製造技術の高いのは沖永良部じゃないかなというところで、ここに瀬利覚の前やっていた栗尾さんという方がおりまして、その歩みがあるんですけれども、芭蕉布を織って、５０年前ぐらいからやられているということで、反物も１年に２つぐらい織って献上して、実績があるという方です。こういう形で、しかも生地もこういう芭蕉布ができております、製品も。

沖縄との重要文化財に向けた調査は行われているのか伺います。

○外山利章議長

窪田議員、ただいまの質問は、質問２の②の質問ですかね。それとも、２の③の質問でありますか。

○窪田　仁議員

③ですね。

○外山利章議長

③ですか。再度質問いただけますか。

○窪田　仁議員

今の流れで、かなり技術の高い芭蕉布会館もできて、町でもバックアップしているそのような流れで、沖縄と区別すると４か所しかない。あと、奄美の芭蕉布では３か所ですね。龍郷とうち。そこで、芭蕉布の重要無形文化財に当てはまると思うんですけれども、それに向けた調査は行われているかどうか。

○上原美穂香教育委員会事務局参事

国の重要無形文化財の指定に関する調査については、繰り返しこれまでもお答えしてきましたが、国のことについてはこちらのほうではお答えできません。

ただ、町の文化財の指定に向けては、これまで文化財保護審議委員の皆さんにも情報共有しながら、検討を進めてまいりまして、まずは調査の前に基礎資料が必要ではないかというところを確認しておりますので、その収集に努めているところでございます。

○窪田　仁議員

分かりました。前回の答弁とほとんど同じということなんですけれども、ここに国の重要無形文化財の指定及び保持者及び保持団体の認定の基準というのがありますから、これも読まれて、それに対応できるような仕組みをやっていただければなと思うんですけれども、ただ、国に任せてこっちは何もやりませんというのであれば、今大変重要で、重要無形文化財に値する芭蕉布が生かされてこないので、それを基準にして調査をされていただけないかなと思うんですけれども、どうですか。

○上原美穂香教育委員会事務局参事

国の重要無形文化財に指定するかについては、いずれも国のほうが独自に調査をして決定していくことでありますので、県あるいは町が指定したからといって、国の指定無形文化財になるわけではございません。

○窪田　仁議員

重要無形文化財に値するということの流れなんですけれども、糸芭蕉から製品まで作るその製品化の工程について、重要無形文化財としての認識はあるのかどうか、教育長に聞きます。

○田中幸太郎教育長

お尋ねのことにつきましては、繰り返し議会のほうでも答弁をさせていただいているところでございます。

これは、県のほうにも確認しましたところ、重要無形文化財につきましては、国のほうにおいて、全国的な観点で調査選定することとなっており、申請や推選の制

度はないと、はっきりとこれは明確に申しておりますので、私どものほうで直接何か動くということはこれはできないと。制度上、仕組み上、できないということになっております。

以上です。

○窪田　仁議員

調査自体はできると思います。国に申請を上げることはできなくても、調査自体はできると思います。

ここで、沖永良部芭蕉布の重要性を認識し、重要無形文化財に向けて、取り組まれるように要請して終わります。

沖永良部古墓群について、２月１７日に国指定に公示されたということなんですけれども、来年度から整備をする計画になっているのか。次年度というのはいつ頃なのか、来年なのか、４月以降なのか伺います。

○上原美穂香教育委員会事務局参事

保存活用計画書の策定に当たってのスケジュールについてでありましたら、まず来年度につきましては、保存活用計画の策定委員会を決定する必要があるんですけれども、まずは来年度はその策定委員会に入っていただく方々の選定と、まず内定。内諾していただきましたら、次年度以降のスケジュールに向けての日程調整をしていただく必要もあります。

また、どのような規模での計画書をしていくかというのも検討する必要があることから、来年度につきましては、策定委員会に向けた準備を行いまして、その翌年度から２年間程度かけて、早くても令和１０年度には保存活用計画書を刊行する予定であります。

○窪田　仁議員

分かりました。来年度ということですね。

それでは、屋子母セージマ古墳の国指定に向けた取組は、進めているということなんです。大きく調査をしているとかいう広報が流れましたので、屋子母の皆さんはなぜ、セージマ古墳が国指定にならなかったのかという心配をしておりましたけれども、追って国指定に追加指定をするということなので安心しているところです。

○外山利章議長

窪田議員、参事のほうからもう一度説明がありますので。参事もう一度説明を。

○上原美穂香教育委員会事務局参事

まず、１つ前の質問に対する補足説明でございますが、保存活用計画書の策定については来年度ではなくて、その翌年度の９年度と１０年度２年間をかけて策定す

る計画でございます。

またその後、整備計画については、また計画書を策定する必要がありましたら、その計画書の策定に向けて動く予定にしております。

今の質問の補足なんですけれども、屋子母セージマ墓の追加指定に当たりましては、まず、国の指定文化財にしてもよいかどうかというのを相続人全員に同意書を得る必要があります。その同意を得るためにも、土地所有者を確認する必要があるんですけれども、土地の所有者がまだ判明していないところがありまして、同意書を取得するのにまだ時間を要している状況です。

その後、文化庁へ意見具申書を作成し、意見具申書を県に提出、文化庁のヒアリングを受けて文化庁に提出された後に、文化庁の文化審議会で審議をされて、答申を得て、晴れて指定という、長いスパンでの工程がありますので、そのような工程を経て指定になるわけですので、また具体的にいつ指定になるかというようなことは、ちょっと時期については申し上げることはできませんが、今後、指定に向けて適切に対応してまいりたいと考えております。

○窪田　仁議員

指定に向けた取組が継続中ということですので、安心しているところです。

高枝の伐採も担当課から対応しているということですので、今後とも文化財振興に向けて尽力を尽くされることを要請して、商工会振興にいきます。

商工会の振興につきましては、事業費を入れてあるんですけれども、この前商工会と語る会で出たのが、農畜産物が５２億円、土木建築業が好景気であるという、とても景気がいいということで、５年間も仕事が切れないという景気がある中で、商店街に帰ってきて、反映されているかという質問に対して、分かりにくいという答えがありました。この金額を商店街に還元させるためには、どのような方法があるかなと思うんですけれども、どうですか。

○永野道也企画振興課長

すみません、具体的な策という言い方ではないんですが、一般的に言えば、事業所の方々がもうけたお金を地域の商店街もしくは飲食業でお金を落としていただくという形が、経済の循環の流れとしてあると思っております。

○窪田　仁議員

そうですね、事業活動が、地元の企業が利益を上げると税金とかが発生して、雇用を創出する、そして自治体の税収が増え、インフラ整備ができる。それが戻ってくるので、地元の商工業に還元する仕組み、今の状況ではいろんな店とかネットとかありますから、そこに偏るので、買い物は自由ですけれども、自由の中にも商店

街に向ける方向性をできないかなと思うんですけれども、考えたことはないですか。

○永野道也企画振興課長

もちろん、個人個人の事業者の方のもうけについて使用先というのは、今、議員もおっしゃったように、ネットとかもあるんですけれども、今、今年本町としては、地域デジタル通貨の導入を含めて、それは町の中、また島の中で循環できないかという仕組みを模索しているとともに、商工会全体を盛り上げるための補助金も町長の答弁でありましたので、そこを含めて経済を循環できないかというのを検討していきたいと思っております。

○窪田　仁議員

そうですね、今年度も、次年度も続いて事業があるということですので、これを並行して、なお一層、商店街の商店、飲食店、商工業と３つぐらいに分かれているようですけれども、商店と商工業、飲食業が潤うような流れをつくってほしいんですけれども。

ここで提案ですが、商店街の利用推進を皆さんで共有し、商店街を多く使おうということをここで共有すればどうですか、伺います。

○今井力夫町長

地元の商店街を元気づけていきましょうと、そういうふうな皆さんの気持ちを奮い立たせていくというか、まとめていくような、そういうふうな広報活動というか、町からも積極的に町民にそういう呼びかけをしていって、商店街を盛り上げていきましょうというような取組を町としてはやってくださいというようなことじゃないかな思いますので、我々としても買物は地元でしていきましょうとか、そういうふうな呼びかけをしっかりしてまいりたいと考えております。

○外山利章議長

時間です。窪田議員まとめてください。

○窪田　仁議員

商店街の利用推進を皆さんで共有して、商店街を利用しようということを上げて、そしたら比率を増やしてほしい。５対５だったら５対４、知名商店街飲食店の比率が増えるだろうと思うんですけれども、経済の好循環を図れるよう要請して終わります。

以上です。

○外山利章議長

これで、窪田　仁議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

明日５日は午前１０時から会議を開きます。

お疲れさまでした。

散　会　午後　４時０３分

令和８年　第１回知名町議会定例会

第　３　日

令和８年３月５日

令和８年第１回知名町議会定例会議事日程

令和８年３月５日（木曜日）午前10時00分開議

１．議事日程（第３号）

○開議の宣告

○日程第　１　一般質問

①川畑　光男議員

○日程第　２　議案第　９号　令和７年度補正予算及び単独議案

知名町過疎地域持続的発展計画の変更について

○日程第　３　議案第１０号　知名辺地総合整備計画の変更について

○日程第　４　承認第　１号　専決処分事項の承認を求めることについて

令和７年度知名町一般会計補正予算（第６号）について

○日程第　５　議案第１１号　令和７年度知名町一般会計補正予算（第７号）について

○日程第　６　議案第１２号　令和７年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について

○日程第　７　議案第１３号　令和７年度知名町介護保険特別会計補正予算（第４号）について

○日程第　８　議案第１４号　令和７年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

○日程第　９　議案第１５号　令和７年度知名町水道事業会計補正予算（第３号）について

○日程第１０　議案第１６号　令和７年度知名町下水道事業会計補正予算（第５号）について

○日程第１１　議案第１７号　知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○日程第１２　議案第１８号　知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

○日程第１３　議案第１９号　第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉

手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○日程第１４　議案第２０号　第２号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

○日程第１５　議案第２１号　知名町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について

○日程第１６　議案第２２号　和解について

○日程第１７　議案第２３号　知名町フローラルパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○日程第１８　議案第２４号　知名町国民宿舎の指定管理者の指定について

○日程第１９　議案第２５号　知名町フローラル館の指定管理者の指定について

○日程第２０　議案第２６号　知名町自然休養村管理センターの指定管理者の指定について

○日程第２１　議案第２７号　知名町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

○日程第２２　議案第２８号　知名町債権管理条例の一部を改正する条例について

○日程第２３　議案第２９号　知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○日程第２４　議案第３０号　知名町介護保険条例の一部を改正する条例について

○日程第２５　議案第３１号　沖永良部衛生管理組合規約の変更について

○日程第２６　議案第３２号　知名町えらぶ特産品加工場の設置及び管理に関する条例の制定について

○日程第２７　議案第３３号　工事請負変更契約の締結について（令和７年度　新住吉団地改修工事）

○日程第２８　議案第３４号　知名町道路線の認定について

○日程第２９　議案第３５号　知名町学校の在り方検討委員会設置条例の制定について

○日程第３０　議案第３６号　工事請負契約の締結について（令和７年度　田皆小学校予防改修工事）

○日程第３１　議案第３７号　工事請負変更契約の締結について（令和７年度　あしびの郷空調機修繕工事）

○日程第３２　議案第３８号　知名町過疎域持続的発展計画の策定について
○日程第３３　令和８年度　各会計当初予算一括提案（議案第３９号～議案第４６号）
○日程第３４　令和８年度　予算審査特別委員会の設置（議案第３９号～議案第４６号まで議案８件を一括提案・付託）
○散会の宣告

１．本日の会議に付した事件
○議事日程のとおり

１．出席議員（11名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
１番	田尻　博樹　議員	２番	長山　美香　議員
３番	原﨑　幸雄　議員	５番	西　吉信　議員
６番	髙風　勝一郎　議員	７番	福川　勝久　議員
９番	根釜　昭一郎　議員	１０番	西　文男　議員
１１番	福井　源乃介　議員	１２番	川畑　光男　議員
１３番	外山　利章　議員		

１．欠席議員（１名）

８番　窪田　仁　議員

１．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

藤田　孝一	議会事務局長	元榮　聡子	議会事務局主事

１．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

氏名	職名	氏名	職名
今井　力夫	町長	田中　幸太郎	教育長
成美　保昭	総務課長	西　富士雄	総務課長補佐
永野　道也	企画振興課長	岡越　豊	農林課長
田邊　栄	農業委員会事務局長	英　敬一	建設課長
下田　浩治	耕地課長	中山　昌昭	会計管理者 兼会計課長
井上　修吉	税務課長	元栄　吉治	町民課長
中村　里佐子	保健福祉課長	根元　幸治	保健福祉課参事
久永　裕一	上下水道課長	原田　孝二	子育て支援課長
池沢　由美子	教育委員会事務局長	上原　美穂香	教育委員会 事務局参事
東　里樹	学校給食 センター所長		

△開　会　午前１０時００分

○外山利章議長

これから本日の会議を始めます。

初めに、本日、窪田議員から事故のため本日から閉会日まで欠席届が議長宛てに提出されております。受理しておりますので報告いたします。

△日程第１　一般質問

○外山利章議長

日程第１、昨日に続き、一般質問を行います。

通告９番、川畑光男議員の発言を許可します。

○川畑光男議員

議場の皆さん、傍聴席の皆さん、インターネット配信をご覧の皆さん、おはようございます。

議席番号１２番、川畑光男が次の２点について壇上からの一般質問を行います。

水道水硬度低減化施設新築工事について。

現状の水道水は、含まれるカルシウムやマグネシウムの影響により給湯器、ボイラーなどの家庭機器の故障の原因となっている。町民に待ち望まれている硬度低減化事業により、その改善とおいしい水の供給が期待されている。

①硬度低減化処理施設の設備設置期間及び電気透析処理技術の内容について伺う。

②本体工事、電気透析法設備の施工計画はどのようになっているか伺う。

③原水ポンプの施工計画はどのようになっているか伺う。

④配水池設置容量は何立方メートルか、浄水場設置の容量、着水槽の容量について伺う。

大きな２番、製氷・貯氷施設の改築工事について。

長年利用されていない製氷施設の建て替え工事について。

①製氷貯氷施設について、製氷機貯氷機の撤去及び解体工事計画がどのようになっているか伺う。

②製氷貯氷施設について、建設工事の予定及び施工計画はどのようになっているか伺う。

③製氷機の設置計画はどのようになっているか伺う。

○今井力夫町長

それでは、３日目になりました。皆様、おはようございます。本日もよろしくお願いします。

それでは、川畑光男議員のご質問に順を追って回答させていただきます。

硬度低減化に向けての件でございます。

①硬度低減化処理施設の中核となります電気透析装置の進捗状況及び技術的な概要についてお答えをします。

まず、電気透析装置の整備状況につきましては、令和７年９月２６日に入札を執行し、翌１０月２日に落札業者と契約を締結しております。現在は、工場において順調に製作を進めている段階であります。現場への設置時期につきましては、管理棟工事の進捗状況に合わせ令和９年１月から３月の間に搬入及び据付けを行う予定としております。

次に、採用いたしました電気透析処理技術についてでございますが、この技術は、陽イオン交換膜と陰イオン交換膜という性質の異なる２種類の膜と電気の力を利用して水中のカルシウムイオンなどを除去するものでございます。具体的には、水中のイオンが電気の力でそれぞれ陽イオン、この場合カルシウムイオンとマグネシウムイオンが主なものになると思いますが、これは陰極に引きつけられ、陰イオンは陽極に引きつけられる性質を利用いたします。陽イオンのみを通過させる膜と陰イオンのみを通過させる膜を交互に配置しイオンを移動させることによって、硬度が低減された処理水と不純物が濃縮された排水を分離生成いたします。このうち、適切に硬度処理された水を水道水として給水する仕組みとなっております。

②本体工事の計画についてでございますが、上城浄水場の施工計画につきましては、現在管理棟及びポンプ棟の工事契約を締結しており、令和９年３月の完成を目指しているところであります。また、残る主要工事となります着水槽、浄水池、それから排水調整池、場内配管及び電気設備工事につきましては、本年３月から５月にかけて順次発注を行い、管理棟、ポンプ棟と同様、令和９年３月の完成を目指しております。

原水ポンプの施工計画についてでございますが、原水ポンプの施工計画につきましてはポンプ棟工事に含めて契約を締結しており、令和９年３月の完成を目指しております。

配水池につきましては、現在、町内全域への安定供給を担う配水池は計１２か所設置されており、その総容量は２，５６９立方メートルでございます。また、上城浄水場の基幹施設については、着水槽１８６立方メートル、浄水池１８０立方メートルとなっております。

続きまして、２番目の製氷機につきましてでございますが、①既存の製氷施設の撤去・解体工事につきましては来年度において実施する計画でございます。

②製氷貯氷施設につきましては、奄美群島成長戦略交付金を活用し、来年度において実施計画と施設建設予定地の地質調査や、令和１０年度において建設工事を計画しております。また、今年度において基本計画を実施中であり、来年度から始まる事業開始に向けて基本的な計画の作成を行っているところであります。

③設置計画につきましてでございますが、スケジュールといたしましては、今年度に基本設計を終え来年度に実施設計、そして地質調査及び既存施設の解体工事、令和９年度に実施計画に基づき事業計画書を作成し、令和１０年度に建設工事を行う予定であります。なお、実施設計や地質調査及び建設工事につきましては奄美群島成長戦略交付金事業を活用する計画と現段階で考えております。

以上でございます。

○川畑光男議員

先ほど説明がありましたが、順を追って再質問をしていきたいと思います。

令和９年度に向けての上城浄水場の配水の計画をされていますが、今後の事業計画について伺いたいと思います。

硬度低減化処理施設について、石灰分を取り省く処理方法がいろいろあると思いますが、試験的に使用した装置についてどのような装置を活用したか伺います。

○久永裕一上下水道課長

実証実験に使用した装置については、ペレット法を平成３１年、田皆浄水場で使用しております。また、電気透析法、ＥＤＲ装置ですけれども、これを令和５年に上城配水池で実施をしております。

○川畑光男議員

電気透析法とペレット法があるということで、沖縄県の水道水はペレット法で使用されていることですけれども、ペレット法のまた利便性とかいうのはどういうふうな状態ですか。

○久永裕一上下水道課長

ペレット法というものを少し説明させていただきますと、水処理をする段階で粉状のカルシウムなどの種となるペレットというものを入れ、そこに苛性ソーダ、アルカリ剤ですけれども、それを加えることで、その種に炭酸カルシウムが付着すると。その直径が１から２ミリ程度の固形物となって沈殿します。この方法を使って硬度低減を図るという装置になりますけれども、ペレット法のいいところというところは、以前、工法の検討を行っております。その中でペレットのほうが建設費が

安いと。ただ、維持管理が高いと。また、副産物、先ほどのペレットというものですけれども、生成ペレットが副産物として出てしまうというところで、保管場所、また処理方法の対応が必要になってくるというところになります。

○川畑光男議員

先ほど説明したペレット法には、硬度除去率がよい、処理水質がよい、維持管理がしやすい、排水処理の必要性がないということでいろいろなまた利点もある。除去率が高く、維持管理が比較的生成されたペレットは土壌中和剤の建材に再利用できるというメリットもあったようです。

電気透析法は、先ほど答弁にもありましたが、イオン交換膜を電気の働きで溶液中のイオンを分離し、脱塩、濃縮、精製、回収を短時間で処理するということがメリットとして挙げられていました。

その中で、電気透析法について、薬品の使用について希硫酸、塩酸などの使用を特定化学物質危険物取扱いなので資格が必要と思いますが、管理方法はどのようになっているか伺います。

○久永裕一上下水道課長

希硫酸を使いますので当然資格が必要です。この資格が、特定化学物質作業主任の資格というところが必要になります。

今年１月にその講習、試験を２名受けております。無事合格というところで、今後、管理のほうは主任技術者を置きながら管理をしていくという形になります。

○川畑光男議員

希硫酸を使うということです。希硫酸はタンクで輸送してくると思いますけれども、管理も非常に厳しいと思いますが、取り扱うときの注意点としてはどのような注意点があるか伺いたいと思います。

○久永裕一上下水道課長

希硫酸の保管等々については、取扱店との協議になるとは思いますけれども、今、大島郡で使っています与論町などは、取扱店と運送業者の中で保管場所を整備していただいて、その都度浄水場に運んでいただくという形を取っています。本町においても、今後取扱店と協議をしながら取り扱っていきたいと考えているところです。

○川畑光男議員

非常に危険な取扱物なので、十分留意しながら取り扱うよう要請します。

先ほど、ペレット法の経費は運転管理費、造水コスト、原価で大体１０３円ぐらいと言われていますが、電気透析法の立米当たりの原価はどれだけぐらいの予想をされていますか。

○久永裕一上下水道課長

原価というものなんですけれども、給水原価、よく水道事業では使いますけれども、これが費用から長期前受金戻入を差し引いた額を年間総有収水量で割った額が給水原価という形になります。費用の中には減価償却費、人件費、動力費、修繕費等々が含まれます。まだ運転をしておりませんので原価というところはなかなか厳しいところがありますけれども、以前、工法決定のところでメーカーから動力費、薬品費、材料費、そして委託費、この４項目について金額を出していただいた経緯があります。

これを基に原価を出すとすれば、硬度９０、そして生産数量が１日当たり３，８５２立米の場合は、電気透析法については２７．３円でペレット法については４７．６円という数字が出ております。

○川畑光男議員

今回、知名町では電気透析法を使用するということですので、１日の最大処理水量はどれぐらいを計画されていますか。

○久永裕一上下水道課長

処理水量というか生産水量でお答えをさせていただきますけれども、１日当たり３，８７４立米の生産を可能とする設備となっております。

○川畑光男議員

今現在、知名町の１日の平均水量は何立米ぐらいなのか伺います。

○久永裕一上下水道課長

令和６年度の実績になりますけれども、１日当たり平均２，０３８立米になっております。

○川畑光男議員

では、今言った電気透析法の処理水で十分賄えるということですので、続きまして２番目の本体工事についてお伺いいたします。

水道事業全体で何工区を計画しているか、事業内容の内訳を求めます。

○久永裕一上下水道課長

浄水場の工区でよろしいですか。いいですか。

今先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、ＥＤＲ本体工事については発注をしております。管理棟及び原水ポンプ等については２月２６日に入札を行っております。これは２工区です。残りについては電気設備工事、着水槽の工事、配水池、排水調整池ということで、残り４工区を今計画しているというところになります。

○川畑光男議員

先ほどの本体の電気透析施設の設備の建設工事について、工事期間はどのようになっていますか、具体的にお答えください。

○久永裕一上下水道課長

本体装置については７年１０月に契約を結んでおりまして、今現在、工場にて製作をしているというところです。これは搬入については、設置については管理棟との調整もありますので、今後、管理棟を建設する業者、またその他の工事の業者とも打合せをしながら、１月、２月には設置ができるように各業者と工程会議をしながら進めていきたいと考えています。

○川畑光男議員

一番大きなのはメインの本体工事だと思いますけれども、今後の施工計画は先ほど言われたみたいです。造成工事の地域なので、造成後なので建築のときにはラップルコンクリートとかくい工事、ボーリング、ミルク注入の予定はどのようになっているかをお伺いします。

○久永裕一上下水道課長

今のところ、地盤改良については深層混合処理工法を用いて基礎、通常、くいになるんでしょうか、を設置する計画となっております。

○川畑光男議員

先ほど、造成工事の部分で一番重要な部分、基礎工事について地中まで下部の計画をされていると思いますが、ボーリングは何か所ぐらい計画されているか伺います。

○久永裕一上下水道課長

ＥＤＲ棟については１７９本で掘削長が９メーターを計画しております。

○川畑光男議員

それから建設工事に入るわけですけれども、建設工事の基礎工事、土間コンクリートの配合強度について伺いたいと思います。

○久永裕一上下水道課長

土間コンクリートでよろしいですか。土間、基礎。

〔「両方」と呼ぶ者あり〕

○久永裕一上下水道課長

両方ですか。

土間コンクリートについては予備強度が１８、スランプが１５、底材が最大が２０。基礎については予備強度が２４で補正でプラス６、スランプが１８、粗骨材が最大２０になっております。

○川畑光男議員

先ほど土間コンクリートは１８と言われたんですけれども、基礎工事においては２４プラス６、６はちょっと時期的な関係なので６になったのか、普通は２４のプラス３でいいと思いますけれども、時期的にはどのような時期になりますか。

○久永裕一上下水道課長

当然、配合計画というものを業者のほうから出していただきますけれども、設計の中ではプラス６とさせていただいておりますけれども、協議の中で当然プラス３等々にはなるかと思います。

○川畑光男議員

基礎工事、土間工事もあるんで、本体工事について、壁構造だと思いますけれども、壁構造の設計は何センチぐらいの壁構造になっているのか、具体的な配合と、また建物の大きさは何平方メートルぐらいか伺います。

○久永裕一上下水道課長

壁については厚さが１８センチになります。配筋についてがダブル配筋という形で、かぶりのほうが５センチという形に設計をしております。

○川畑光男議員

この電気透析法の施設の建物の大きさについて伺いたいと思います。

○久永裕一上下水道課長

ＥＤＲ棟についてはＲＣ造でありまして５７７平米、坪にしますと１７５坪になります。

○川畑光男議員

全体的な電気工事の入札はどのようになっているか、伺いたいと思います。

○久永裕一上下水道課長

電気機械設備工事として現在発注の準備をしております。早ければ今月には発注ができるのではないかと考えております。

○川畑光男議員

発注の計画があるということですけれども、入札は１業者なのか伺います。

○久永裕一上下水道課長

今のところ１工区で発注を考えております。

○川畑光男議員

ぜひ、重要な施設なので、建物についてはひび割れのないよう注意を払って建築を行ってください。

原水ポンプの施工計画も同じような施工計画だと思いますが、原水ポンプは何基

の計画か、また原水ポンプの耐用年数保証はどのようになっているか、伺いたいと思います。

○久永裕一上下水道課長

原水ポンプについては２基設置を計画しております。耐用年数ですけれども、これは一般的なポンプとして扱った場合１０年から１５年になります。保証については、メーカー保証の１年というところになるかと思います。

○川畑光男議員

先ほど原水ポンプは２基だと言われたんですけれども、時間当たりの何立米か、また、２基を同時に使うのか１基を予備として使うのか伺いたいと思います。

○久永裕一上下水道課長

原水ポンプですけれども、１時間当たり１８３立米の吐出量を持っております。

また、同時運転かというところなんですけれども、取りあえず水道施設についてはほぼ２基設置をしております。１つは予備という考えもありますけれども、実際運転をさせるときには交互運転を計画しております。

○川畑光男議員

原水ポンプが使用できなくなったら水の供給が非常に難しいと思いますので、ぜひ管理のほうをよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、④の配水地の容量、水量の容積はどのようになっているか伺います。

○久永裕一上下水道課長

配水地ですが、上城浄水場については生産した水をためる浄水池、そして濃縮された水をためる排水、これは、排水はそこへ一旦溜めて側溝に流すという形ですけれども、排水調整池については８０立米になります。浄水池、生産した水をためる部分については１８０立米になります。

○川畑光男議員

排水池については８０立米、浄水池については１８０立米と言われたけれども、その容器はコンクリートなのか、またステンレスなのか伺いたいと思います。

○久永裕一上下水道課長

浄水池についてはステンレス製です。排水調整池についてはＲＣ構造になっております。

○川畑光男議員

そのほかに着水槽とか原水循環タンクとかありますけれども、その内容はどのようになっているか伺いたいと思います。

○久永裕一上下水道課長

着水槽についてはＲＣ構造になっておりまして、容量が１８６立米になります。原水循環タンクについては２０立米の貯蔵が可能な施設となります。

○川畑光男議員

安心・安全な水を町民に届ける事業なので、それぞれ異なった設備を擁するし、安全を第一に工事を進めていくことを要望して終わります。

次に、製氷・貯氷施設の工事について、先ほど解体工事は来年度からということは８年度からですかね。解体工事の内訳を聞きたいと思いますけれども、どのようになっているか伺います。

○岡越　豊農林課長

解体工事の内訳と申しますと、実施年度についてでございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岡越　豊農林課長

製氷機の建設事業につきましては今年度基本設計をしておりまして、その基本設計を基におおよその概算の事業費が出てまいりますので、令和８年度の当初の段階において奄美群島成長戦略交付金に向けた計画の協議をしてまいります。その中でまた詳細なスケジュール等は決まってくるかと思いますが、それに伴って地質調査をしてまいりますので、その前に解体の工事に入っていくことになるかなと思いますので、令和８年度、来年度を予定しております。

○川畑光男議員

具体的なちょっと内容も聞きたいんです。解体をしないと地質調査ができないと思いますけれども、その次のもし計画されている場所があったら、その場所までお願いします。

○岡越　豊農林課長

平成４年度から今、既存の製氷機の施設がございますが、その場所を予定しております。既存を解体した上でその場所を地質調査して、その上に建設する予定でございます。

○川畑光男議員

現在建っている建物の中に貯氷機があると思いますけれども、その産業廃棄物の解体は売却なのか、それとも産業廃棄物として取り扱うのか伺いたいと思います。

○岡越　豊農林課長

本計画の協議を製氷機の貯氷メーカー等とも行いながら現地確認等を建築士も交えて行っておりますが、今のところそういった再利用できるというようなものではないということで確認をしておりますので、今のところは産廃として処理すること

になるかと思います。

○川畑光男議員

来年度、８年度からという計画のようですが、８年度、９年度に向けて実施計画がされるようですけれども、また非常に町民の方も和泊町まで足を運んで氷を買うのも多々見られるところがありますので、ぜひ知名町にも製氷機をつけるよう要請して終わります。

○外山利章議長

これで、川畑光男議員の一般質問を終わります。

以上で、通告による一般質問は全て終了しました。

執行部当局におかれましては、これらの質問や要請事項を真摯に受け止め、適切なる対処をお願いいたします。

３日の３名、昨日の５名、本日の１名、計９名の議員の皆様、お疲れさまでした。

△日程第２　議案第９号　知名町過疎地域持続的発展計画の変更について

○外山利章議長

日程第２、議案第９号、知名町過疎地域持続的発展計画の変更について、本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第９号は、知名町過疎地域持続的発展計画の変更についての案件であります。

本案は、知名町過疎地域持続的発展計画に事業内容を追加することによる計画の変更であり、第６章生活環境の整備において下水処理施設、公共下水道に単独事業を追加したことから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１０項で準用する同条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

１ページ、過疎地域持続的発展市町村計画変更案、２ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第９号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第９号、知名町過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました。

△日程第３　議案第１０号　知名辺地総合整備計画の変更について

○外山利章議長

日程第３、議案第１０号、知名辺地総合整備計画の変更について、本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第１０号は、知名辺地総合整備計画の変更についての案件であります。

本案の変更は、令和７年度の事業計画の変更に伴い、知名辺地に係る総合整備計画第３項公共的施設の整備計画の表中、道路・橋りょう、職員住宅及び農林漁業経営近代化施設の事業費が減額となっていることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項で準用する同条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

質疑なしと認めます。

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

１ページ、１辺地の概況から（６）観光・レクレーション施設まで。

２ページ、３公共的施設の整備計画まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第１０号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号、知名辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

△日程第４　承認第１号　令和７年度知名町一般会計補正予算（第６号）について

○外山利章議長

日程第４、承認第１号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度知名町一般会計補正予算（第６号））を議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました承認第１号は、令和７年度知名町一般会計補正予算（第６号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ４８２万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８８億２，６１４万円と定めております。

主な補正内容は、歳入につきましては衆議院議員選挙事務費委託金を新規計上しております。また、歳出につきましては衆議院議員総選挙執行のための衆議院議員総選挙費を新規に計上しております。

詳細につきましてはお手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

第１表、歳入歳出予算補正、歳入、１ページ。

歳出、２ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、３ページ。

歳出、４ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで事項別明細書による質疑を終わります。

次に、歳入歳出による質疑を行います。

しばらくお待ちください。

続けます。

次に、事項別明細書の質疑を行います。

歳入、３ページ。

歳出、４ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで事項別明細書による質疑を終わります。

次に、歳入歳出による質疑を行います。

歳入、５ページ。

歳出、６ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで歳入歳出による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから承認第１号を採決します。

お諮りします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、承認第１号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度知名町一般会計補正予算（第６号））は、承認することに決定しました。

△日程第５　議案第１１号　令和７年度知名町一般会計補正予算（第７号）について

○外山利章議長

日程第５、議案第１１号、令和７年度知名町一般会計補正予算（第７号）についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第１１号は、令和７年度知名町一般会計補正予算（第７号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ４億１，１６７万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９２億３，７８１万円と定めております。

主な補正内容は、歳入につきましては交付内示により防災行政無線戸別受信機整備事業費補助金を新規に計上し、国の補正に伴い農業創出緊急支援事業費補助金を新規に計上しております。

歳出につきましては、戸別無線機整備のため無線施設管理費を増額計上、沖永良

部衛生管理組合の施設修繕のため環境衛生費を増額計上、国の補正に伴い農業創出緊急支援事業費を新規に計上しております。

地方債は、各起債限度額の調整及び利率見直しにより変更を行っております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから総括的質疑を行います。

第１表、歳入歳出予算補正、歳入、１ページ。

○福井源乃介議員

農林課長、カラスが異常に増えているということで、町民から気持ち悪いとかふん害とかちょっとしたいたずらをするということで、今、四、五十羽あるいは二、三十羽の群れで行動しているように見受けられますし、丸山氏が亡くなったことをも関連して今後さらに増えていくんじゃないかという懸念を町民は皆持っているんですが、補正対応されていないところ、また新年度予算にもまだこれからの取組というふうには見受けられるんですが、これについての対応は今後どうされますか。

○岡越　豊農林課長

福井議員がおっしゃられますように、少し猟友会のメンバーが減少しておりまして、カラス、それからキジ等の被害が、捕獲頭数としては猟友会の人数が変わらないのでそんなに増減というのはないんですけれども、感覚として増えているのかなというところは私も思っております。

その中で籠等を設置して捕獲にも努めておりますが、まずは猟友会のメンバーを増やしていくということが先決だと思いますので、そちらについてはまた声かけ、それから猟友会についての活動の理解ということを得ながら、カラスとキジ等の被害が農作物に及ばないように取り組んでまいりたいと思っております。

○福井源乃介議員

全国的にも熊被害が非常に連日報道されたりしております。その中でハンターの高齢化と人手不足というのが顕著に出てきているんですが、例えば両町でハンターの皆さんに協力をいただいて対応するとか、そういう方向性はできないんでしょうか。

○岡越　豊農林課長

基本的な猟友会の方たちの活動範囲というのは町ごとになりますが、両町を越えて猟友会としての意思の疎通といいますか、連絡協議会を設けておりますので、そ

の中でお互いどのような活動をしているかということは随時確認ができる状態でございますので、その中で、両町で取り組むべきことがあればぜひ検討してまいりたいと思います。

○福井源乃介議員

動物愛護の観点からいけば適正なというところもあろうかと思うんですが、やはり今後さらに増えていく可能性が十分ありますので、その辺、人手が足りないところはやはりお互いに連携しながら取り組む必要があろうかと思いますので、その辺また協議をしていただいて、また一部には報酬的なところも、熊とは違いますけれども、またその辺の処遇改善等々も検討しながら、被害が出ないように対応してもらいたいと思っているところでございます。要請して終わります。

○外山利章議長

続けます。

○西　文男議員

総括でお伺いします。

今、防災の行政無線なんですけれども、正名字もつけていただきまして更新しました。それに伴ってですけれども、以前、字内の放送で聞こえていた場所が聞こえないんですが、字のスピーカーは字単位で管理ですか、それとも町が管理しているかお伺いをします。

○成美保昭総務課長

字の放送につきましては、字独自で設置しているスピーカーも字によって各所にございます。そのスピーカーは当然、町の放送は流れないようになっております。

○西　文男議員

町の当然放送の流れるスピーカーなんですけれども、新しく個別の無線の設置後、聞こえなくなっております。その辺は再度確認をしていただきたいということと、それから今現在、確認ですけれども、防災無線、当然、字の放送はもう入らないんですけれども、町の放送は設置している今、個別無線で聞くことは可能ですか。

○成美保昭総務課長

町の放送は、古いものも新しく設置したものも鳴るようにはなっておりますが、現在いろいろ調整を進めておりまして、字によっては、昨日も苦情があったんですが、５時１５分の放送のときにサイレンが重なるとかそういったトラブルが生じておりまして、今、係で担当作業員の者がその辺を含めて調整中でございます。

○西　文男議員

古い戸別無線機は回収をして新しい無線機を設置しておりまして、年配の方々が

以前聞こえたのに今全然聞こえないと。だから確認してほしいという要望がありましたので、ぜひ、町のホームページからでも結構ですのでその辺の周知、今、新規戸別無線に切り替えて聞き取りづらいまたは聞こえないところもあるので、それについては調査していますとか何かメッセージを発信していただければ。我々、聞かれた部分については今の回答をしますので、なかなか全員とお会いして説明する部分はできないので、そういう形はいかがでしょうか。

○成美保昭総務課長

現在、令和７年度で屋子母から上城校区まで整備しておりますが、全てを設置が終わったわけではございません。不在のお宅につきましてはまた連絡をいただいていて、これがかなり時間がかかっておりまして、あと予定外のちょっとしたトラブルがありまして、その辺も調整しながらやっております。ホームページ等でお知らせしていきたいと思っております。

○外山利章議長

続けます。

総括的質疑、歳出、２ページ。

３ページ。

第２表、繰越明許費、４ページ。

５ページ。

第３表、地方債補正、６ページ。

７ページ。

８ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、９ページ。

歳出、１０ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

次に、歳入歳出による質疑を行います。

歳入、１１ページから。

１２ページ。

○西　文男議員

歳入、１１ページ、４目でフローラルホテルの使用料がマイナス４００万円です

が、当初計画で６００万円になっていて実際２００万円と。この開き、マイナスについての説明を求めます。

○永野道也企画振興課長

今年度１年間の経営状況を鑑みまして、既に納付していただいた２００万円は入っているんですが、残りの令和７年８月から令和８年３月までの８か月分を減額しております。

減額に至った理由につきましては、本年度ツアー客の大幅な減少、また調理スタッフの確保ができないことによる外注が増えたことによる減額というふうになっております。

○西　文男議員

ホテルを利用する宿泊客の減少、それから食事をするレストランの売上げの減少という形ですか。

実際、じゃもう２００万円は町のほうに入金済みというふうな形でしょうか。それはいつ、時期はどのような形、納付の計画をフローラルホテルに求めていますか、お伺いします。

○外山利章議長

しばらく休憩します。

休　憩　午前１１時　　分

―――――――――――――――――――

再　開　午前１１時　　分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○永野道也企画振興課長

これにつきましては支払期日到達ということのご質問だと思うんですが、現時点、１２月時点で資金難が発覚しており、今後、必要な事業所への支払いが大変厳しい状況になりました。そのときに資金調達として２，０００万円のお金を金融機関から借り入れることとなりました。なお、その借入れにつきましては令和８年度の指定管理料を担保としてお金を借りておりますので、この金額について、残りの今減額で上げさせていただいた金額についてはホテルの経営状況から鑑みると減免という形で使用料を落とす形を取っております。

○外山利章議長

続けます。

１２ページ。

○根釜昭一郎議員

１２ページの２項５目商工費県補助金で鹿児島県生活者・事業者応援プレミアム商品券等事業補助金が計上されているんですけれども、ちょっと中身のほうが歳出のほうでご確認できなかったので、これはどういった事業になるのか、また、どこで使用されているのかについてお答えを求めます。

○西　富士雄総務課長補佐

この補助金につきましては、１２月の議会でも物価高騰対策の事業で国から臨時交付金の補正がありまして、それを歳入で組んでおりますが、県が独自でこういった商品券とか物価高騰対策商品券事業とかに使えるお金を、県も臨時交付金を国から受けておりまして、その県が受けた交付金のうちからこういった商品券事業とかに取り組んでいる市町村について県が市町村にまた補助金を交付するということになっていまして、今回計上しております。

これの歳出については１２月補正でやっていました物価高騰対策商品券事業というところに充てておりまして、国の補助金ところで財源更正をしておりますので、歳出のほうでしておりますので、そこで対応していくということになります。

○外山利章議長

続けます。

１３ページ。

１４ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

次に、歳出、１５ページ。

○髙風勝一郎議員

１５ページ、４目庁舎管理費の１４節工事請負費です。

当初に２５０万２，０００円予算をされておりまして、今回新たに工事請負費（維持補修）が出ております。当初の内容と今回の変更の内容と説明を伺います。

○成美保昭総務課長

設計業務委託料と工事請負費を組替えで変更してありますが、工事請負費を５１０万１，０００円増額しております。

庁舎、間違った回答をするとまずいので少々お待ちください。

○外山利章議長

しばらくお待ちください。

○成美保昭総務課長

後でよろしいですか。

〔発言する者あり〕

○外山利章議長

しばらく休憩します。

休　憩　午前１１時１０分

―――――――――――――――――――

再　開　午前１１時１４分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○成美保昭総務課長

設計費と工事請負費の組替えをした委託料に関しましては、バイク置場を当初設置する予定でしたが、その計画がなくなりましたので不用額といたしまして工事請負費に回しております。工事請負費の内訳は、庁舎周りの植樹と、あと駐車場ののり面が今、土の状態になっております。そこの張りコンを行うということで組替えをしております。当初の工事請負費のほうですか。

〔発言する者あり〕

○成美保昭総務課長

当初はその計画がなくて、今予算が足りなくなったので、バイク置場の設計額、委託料のほうを廃止にしてそちらのほうに回したということになります。

○高風勝一郎議員

ちょっと当初予算を持ってきていないのでというか、すみません、タブレットも開けていないので、私が当初予算を見て、当初２５０万２，０００円工事請負費の維持補修が組まれていなかったですかね。私の見間違いでしたら申し訳ないです。当初２５０万２，０００円予算計上されていて今回新たに５１０万１，０００円ということでしたのでその内容が聞きたかったですが、今回の組替えだけの先ほどの内容であれば分かりました。

○外山利章議長

よろしいですか。

○高風勝一郎議員

はい。

○外山利章議長

続けます。１６ページ。

○高風勝一郎議員

一番下の目の６目国勢調査、昨年、令和７年１０月で調査が終わっていると思いますが、もし速報値の人口が分かっていましたらお伺いします。

○永野道也企画振興課長

すみません、把握しておりませんので、速報が出ていましたら後で報告させてください。

○髙風勝一郎議員

分かりました。

○外山利章議長

続けます。１７ページ。

○髙風勝一郎議員

総務費、企画費の１目企画費、コミュニティ助成事業の助成金、コミュニティ助成事業、当初５００万円計上されておりまして、今回２５０万円減になっております。当初の計画と今回の減の内容が分かりましたらお伺いします。

○永野道也企画振興課長

令和７年度当初予算におきましてコミュニティ助成事業の申請を２字で行いました。２字で申請を行ったところ、正名字のほうが採択され、屋者字は次年度へ見送りとなっております。なお、この仕方につきましては、申請件数が多ければ年度によっては採択される可能性がありますので、このような形で事業を進めさせていただきました。

○髙風勝一郎議員

ぜひ、ありがたい２５０万円の事業ですので、大いに各集落を含めて地域の皆様にＰＲして活用していただければと思います。

終わります。

○外山利章議長

企画振興課長、国勢調査の。

○永野道也企画振興課長

いいですか。ありがとうございます。

先ほど髙風議員からご質問のありました国勢調査の速報数値が分かれば答弁してほしいということなんですが、現時点で速報は６月ぐらいになりますので、改めてそのときには議会のほうにも報告をさせてください。

○外山利章議長

続けます。１８ページ。

○西　文男議員

ごめんなさい。戻って１７ページです。

企画費の中の航路の運賃の軽減負担金が３２２万２，０００円減額、これ実績ベースでの減額でしょうか、お伺いします。

○永野道也企画振興課長

本年度、実績ベースを含め、県のほうから航路、航空路において適用区間外の利用があったという報告を受けました。それを含めた減額となっております。

○西　文男議員

適用区間外、内容を話せる範囲で結構ですので。

○永野道也企画振興課長

詳細については説明は私もいただいておりませんので、使えない区間、例えばの話なんですが、私たち奄美群島に住んでいる人たちはこの奄美群島及び鹿児島本土の路線について適用を受けるというふうになっておりますが、仮の話としてさせていただけるのならば、鹿児島本土からほかの鹿児島県内の離島に行く航空路等で使われたのではないかというふうに推測しております。

○西　文男議員

分かりました。

それと、これ実績ベースですと最近非常に欠航が多いんですけれども、その乗車の減少という部分も一部含まれていると思われるんですが、せっかく負担金をしていますので、まず町として強く要請をしていただきたいんですけれども、なるべく安全なときにはぜひ飛行機の運航をお願いしたい。どうしても気象状況というのは安全運航が第一ですのでいいですが、そこら辺強く要請していただくようお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○今井力夫町長

この航空機の欠航というのは島の経済に大きな打撃を与えております。特に、先ほどのフローラルホテルの減収というのはかなり航空路の路線の欠航によるものも大分含まれておりまして、そういう意味からも株主会の中では非常に我々のほうから強く要望するんですけれども、１点は、まず計器着陸装置というものが沖永良部空港にはありません。夜間照明装置も設置されておりません。したがって、鹿児島空港を出たときにこちらを日没前に離陸できないような時間帯のときには欠航になるんです。つまり、その前の飛行機が遅延した場合にはそのまま後ろにも響いてくるというのが１点だそうです。

それからもう一つは、やはり故障というか、そういうものが何かこの新しい飛行機において当初想定されていないような故障があって、じゃその部品がすぐに手に

入るかというと、カナダからアメリカを経由してそれから日本に来るというようなことで、なかなかその部品というのをストックしておくことも難しくて、その時期時期によっておよそこういうものが必要になるんじゃないかということでストックするようにはしているらしいんですけれども、まず一つは部品不足というのが生じてくるので、安全上、確実にこの部品はもう今回の航路の中では切り替えたほうがいいと判断されても、その部品が手元にないと。本来はこの時期に替えればいいだろうけれども、その前にやはり状況を見て交換しなきゃいけないと整備士が判断したときにその部品等がないというようなことで欠航というのが生じているというもので説明を受けております。

ただ、我々としてもこれだけ飛行機の欠航が出てくると非常に経済的にも困る。しかもどんどん飛行機の料金が値上がりしているんだと。このあたりを考えると、もう少し利用者目線というのが航空会社としては必要じゃないのかというのを再三、我々も申し出ているところでございますので。

○外山利章議長

続けます。１７ページ、ございませんか。

１８ページ。

１９ページ。

○髙風勝一郎議員

７目しらゆり保育園費、国庫補助金が減額になって一般財源になっております。内容の説明をお願いします。

○原田孝二子育て支援課長

減になったところでありますが、補助金の計算をするときに支出額をおよその見込みを立てて、それを基に逆算して国・県の補助のほうが計算されます。その見込みを計算するときに、当初予算の時期になりますけれども、園児数のほうを在園児数で計算しているんですけれども、５５名で計算したんですが、今年度３７名ほどというところ、５歳児が５５名で昨年は人数のほうが多かったということで、５歳児が抜けてちょっと人数が３７名ほどに減っておりまして、それに伴って、園児の数で支出額が決まりますのでそれで計算し直したところ、収入のほうが減っております。

すみません。それに伴って歳出のほうの補正も本当は出てくるんですけれども、それについては今回ちょっとしていなくて、３月の支払いがありますのでそれを確定させて、６月のときの専決のほうで正誤、歳入歳出を合わせるような形で進める予定としております。

○高風勝一郎議員

内容は分かりました。丸々というふうにちょっと私のほうが勘違いをしておりました。計算上の内容で減額されているという説明でありました。ありがとうございます。

○外山利章議長

続けます。２０ページ。

２１ページ。

２２ページ。

２３ページ。

２４ページ。

２５ページ。

○高風勝一郎議員

６目観光施設費、説明ではホテルの雨漏り修繕というふうになっておりますが、内容をお伺いします。

○永野道也企画振興課長

詳しくは、ホテルの事務所及び２階部分の雨漏りがひどいので早めの補修をしたかったんですが、このタイミングになってしまいました。

○高風勝一郎議員

ホテルも今年３０年というまた一つの節目の年であります。引き続き、町にとっては大切なホテルでございますので、そういう雨漏り、いろいろ老朽化等も含めて出てきますが、維持管理にまた努めていただきたいと思います。

終わります。

○外山利章議長

続けます。２６ページ。

２７ページ。

２８ページまで。

○高風勝一郎議員

２７ページの６目の下平川小学校管理費、７の報償費、卒業証書の筆入れ謝金と。もう現代はパソコン等々で卒業証書等も含めての世の中になっているのかなと思ったところに、このように筆を入れるという大変ありがたいというかほほ笑ましい内容になっておりますが、これはもう毎年というか、今後も続けていかれるような計画でしょうか。

○池沢由美子教育委員会事務局長

卒業証書の筆入れ等につきましては、各学校によってそれぞれ取組が違います。既に印刷になっているところもございますし、このように筆入れを依頼しているところもあるという状況でございます。

○髙風勝一郎議員

ぜひ下平川小学校、このような形がまた続くようであれば大変ありがたいなというか、子供たちにとっても機械の文字よりは人が入れた温かみのある内容になるんではないかなと思いますので、続けていけたらと思っております。希望いたします。

○外山利章議長

２８ページまでございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで歳入歳出による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第１１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号、令和７年度知名町一般会計補正予算（第７号）については、原案のとおり可決されました。

議場の整理を行いますので、しばらくお待ちください。

△日程第６　議案第１２号　令和７年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について

○外山利章議長

日程第６、議案第１２号、令和７年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第１２号は、令和７年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ３５２万８，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１２億３０３万３，０００円と定めております。

主な補正内容は、歳入につきましては財産収入を増額計上し、繰入金を減額計上しております。

歳出につきましては、保険給付費を減額計上し、基金積立金、諸支出金を増額しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから総括的質疑を行います。

第１表、歳入歳出予算補正、歳入、１ページ。

歳出、２ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、３ページ。

歳出、４ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで事項別明細書による質疑を終わります。

次に、歳入歳出による質疑を行います。

歳入、５ページ。

歳出、６ページから７ページ。

８ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで歳入歳出による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第１２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号、令和７年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）については、原案のとおり可決されました。

△日程第７　議案第１３号　令和７年度知名町介護保険特別会計補正予算（第４号）について

○外山利章議長

日程第７、議案第１３号、令和７年度知名町介護保険特別会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第１３号は、令和７年度知名町介護保険特別会計補正予算（第４号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出の組替えを行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８億７，５０５万９，０００円と定めております。

主な補正内容は、歳出につきましては地域密着型介護予防サービス給付費、審査支払手数料、介護認定者「食」の自立支援事業委託料、食糧費を増額計上し、施設介護サービス給付費、会計年度任用職員報酬、消耗品費を減額計上してあります。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから総括的質疑を行います。

第１表、歳入歳出予算補正、歳出、１ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳出、２ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで事項別明細書による質疑を終わり、次に歳出による質疑を行います。

歳出、３ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで歳出による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第１３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号、令和７年度知名町介護保険特別会計補正予算（第４号）については、原案のとおり可決されました。

△日程第８　議案第１４号　令和７年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

○外山利章議長

日程第８、議案第１４号、令和７年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第１４号は、令和７年度知名町後期高齢者医

療特別会計補正予算（第３号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ２７７万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億１，２２３万９，０００円と定めております。

主な補正内容は、歳入につきましては後期高齢者医療保険料、諸収入を増額計上しております。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金、諸支出金を増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから総括的質疑を行います。

第１表、歳入歳出予算補正、歳入、１ページ。

歳出、２ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、３ページ。

歳出、４ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで事項別明細書による質疑を終わります。

次に、歳入歳出による質疑を行います。

歳入、５ページ。

歳出、６ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで歳入歳出による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第１４号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号、令和７年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり可決されました。

議場の整理を行いますので、しばらくお待ちください。

△日程第９　議案第１５号　令和７年度知名町水道事業会計補正予算（第３号）について

○外山利章議長

日程第９、議案第１５号、令和７年度知名町水道事業会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第１５号、令和７年度知名町水道事業会計補正予算（第３号）についての案件であります。

今回の補正は、収益的収入を１８１万７，０００円、支出を４０４万円、資本的支出を１５０万円それぞれ増額計上しております。

主な補正内容は、収益的収入はその他営業外収益、長期前受金戻入をそれぞれ増額計上し、収益的支出は減価償却費、支払利息及び企業債取り扱い諸費をそれぞれ増額計上しております。原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費をそれぞれ減額計上し、資本的支出は配水設備改良費を増額計上しております。

詳細については、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

補正予算、１ページ。

２ページ。

実施計画、３ページ。

４ページ。

実施計画明細書、５ページ。

６ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第１５号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号、令和７年度知名町水道事業会計補正予算（第３号）については、原案のとおり可決されました。

△日程第１０　議案第１６号　令和７年度知名町下水道事業会計補正予算（第５号）について

○外山利章議長

日程第１０、議案第１６号、令和７年度知名町下水道事業会計補正予算（第５号）についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第１６号は、令和７年度知名町下水道事業会計補正予算（第５号）についての案件であります。

今回の補正は、収益的収入を３９０万９，０００円増額計上し、収益的支出を３７３万円減額計上しました。また、資本的支出を２，０００円増額計上しました。

主な補正内容は、収益的収入については長期前受金戻入を増額計上し、収益的支

出につきましては総係費を減額計上し、減価償却費、支払利息及び企業債取扱諸費を増額計上しております。資本的支出につきましては、処理場建設費、企業債償還金を増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

補正予算、１ページ。

２ページ。

実施計画、３ページ。

４ページ。

実施計画明細書、５ページ。

６ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第１６号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号、令和７年度知名町下水道事業会計補正予算（第５号）については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

次の会議は午後１時から再開します。

休　憩　午前１１時４９分

―――――――――――――――――――――

再　開　午後　１時００分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第１１　議案第１７号　知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○外山利章議長

日程第１１、議案第１７号、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第１７号は、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

本案は、令和７年人事院勧告及び改正後の一般職員の給与に関する法律に準じ、令和８年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数を平準化するため、改定をするものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わります。

これからページごとによる質疑を行います。

１ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第１７号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第１２　議案第１８号　知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

○外山利章議長

日程第１２、議案第１８号、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第１８号は、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

本案は、令和７年人事院勧告及び改正後の特別職の職員の給与に関する法律に準じ、令和８年度の期末手当支給月数を平準化するため改定するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

１ページ、第１条から附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第１８号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第１３　議案第１９号　第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○外山利章議長

日程第１３、議案第１９号、第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第１９号は、第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

本案は、令和７年人事院勧告に準じ、令和８年６月からパートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するための所要の改正をするもの

であります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

１ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第１９号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号、第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第１４　議案第２０号　第２号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

○外山利章議長

日程第１４、議案第２０号、第２号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第２０号は、第２号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

本案は、令和７年人事院勧告に準じ、令和８年６月期から第２号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を０．０５月分引き上げるとともに、民間給与との格差を解消するため、給料月額の引上げ改定をするものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

１ページ、別表第１、給料表から。

○西　文男議員

総括で言えばよかったでしょうかね。

第２号の会計年度職員、知名町に職員として何名今在籍しているかお伺いします。

○成美保昭総務課長

本町におきましては、第２号の会計年度職員は現在いません。全部第１号でございます。

○西　文男議員

現在はいないということで、今後、第２号の会計年度職員を採用する等々を含めて議案に上がるのか。それとも人事院勧告があるので必ず上げているのか、お伺いをします。

○成美保昭総務課長

採用の計画は今のところはございませんが、第２号の表に給料表も後ろのほうについておりますが、第１号の会計年度任用職員もこの表に準じていると規則でうたわれているものですから、そういう関係もあり、両方同じような形で改正を行っております。

○西　文男議員

以前にも髙風議員が同一賃金同一労働というふうな形で質問しましたが、職員の数等々を含めて非常に厳しい状況かというふうに聞いております。ぜひ、やる気のある方を含めて、町長が答弁したとおり、職員負荷が重くならないよう、会計年度

職員でやる気のある方については面接し、確認をしてからという答弁もありましたので、そういう形で、職員の数が非常に少なくなるという予想もあるというふうに聞いております。ぜひ、やる気のある方がいたらそういう形で登用していただければというふうにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○成美保昭総務課長

令和８年度におきましては、会計年度任用職員の人事評価につきましてもさらに詳しく基準を細かにして、人事評価、頑張っている職員が上がれるような、給料を上げていけるような、やりがいを持てるような環境にしていきたいと思っております。

○外山利章議長

続けます。

２ページ。

３ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第２０号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２０号、第２号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第１５　議案第２１号　知名町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について

○外山利章議長

日程第１５、議案第２１号、知名町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について、本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第２１号は、知名町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例についての案件であります。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じ、特別職を含む職員の公務による旅行に際して支給される旅費について、昨今の物価上昇等の社会情勢の変化に対応するとともに、実費弁償として、より実態に即した仕組みに改めるなどの改正を行うため、条例の全部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

１ページ、第１条から第３条第２項まで。

２ページ、第１号から第５条第１項まで。

３ページ、第２項から第１０条第１項まで。

４ページ、第１号から第１３条第１項第１号まで。

５ページ、第２号から第１７条第３項まで。

６ページ、第４項から第２１条第１項第１号まで。

７ページ、第２項から第２６条第２項まで。

８ページ、第２７条から附則第２条第４項まで。

９ページ、第５項から別表まで。

１０ページ。

１１ページ、別表まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第２１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２１号、知名町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第１６　議案第２２号　和解について

○外山利章議長

日程第１６、議案第２２号、和解についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第２２号は、和解についての案件であります。

本案は、本町の元職員による公金詐取により町に生じた損害について、当事者間において和解を行い、その賠償額及び支払い方法を定めるに当たり、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

本件損害額は３，７１９万２，３９０円であり、相手方からは、将来的な収入や生活状況等も踏まえ、毎月３万円ずつ１，２４０回に分割して返済する旨の申出がありました。また、収入の増加が認められた場合には返済額を増額する条項を設け、確実な回収に努めることとしております。

なお、本和解内容につきましては、行政執行承諾文文言が付された公正証書を作成し、履行確保を図るものであります。

よろしく審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○長山美香議員

町側の少しでも回収したいという論理は一見正論のように見えますが、行政の姿勢としましては極めて危ういものと思います。回収まで１０３年かかります。３万

円を１，２４０回も回収し続ける管理コスト、職員の事務手続、督促、公正証書の管理等は、裁判費用を上回るのではないでしょうか。管理コストについて計算したことはありますでしょうか。目先の裁判費用を削って将来の膨大な事務コストを町民に転嫁することが起こるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○西　富士雄総務課長補佐

管理コストについては計算をしたことはございませんが、損害賠償請求して毎月、元職員側から定期的に返していただくという確認をすると。

公正証書の作成につきましては、この１回公正証書作成をして締結した後、金額の変更等がなければこの内容がそのまま生きますので、特段修正がない限りコストはかからないと思っております。

○長山美香議員

少しでも回収したいという言葉は一見責任ある態度のようですが、その裏で失われる法の正義と町政への信頼があると思います。不法に奪われた町民の血税に対し、司法の厳格な審判を仰ぐことこそが再発防止に向けた唯一の道であるのではないかと思います。民事裁判による判決イコール回収不能ではありません。判決を得た後でも実務上の分納相談には乗れます。最初からハードルを下げた和解を選ぶのはなぜでしょうか。１２月議会で示された議会の意思は重いはずです。内容に変化がないままに、単にどうすれば通してくれるのかと問う姿勢は論点のすり替えです。

疑問なのは、公金詐取という重大事案に対して町が早々に判決を諦め、妥協を選択しようとしているのはなぜかという点です。

○西　富士雄総務課長補佐

今回の公正証書作成による和解に当たりましては、刑事が終わりまして民事のほうに進むと。その段階で損害賠償請求する、基本的にはその形だと思いますけれども、今回の場合について、損害賠償請求をして民事裁判をします。その中で裁判で幾ら返しなさいという判決が出るといったときに、その際は一括で損害賠償請求しなきゃいけないというのが基本であると。その中でも裁判所による和解という進め方もあるということで伺っておりますけれども、仮に裁判所が仲介した和解となる場合でも、実現可能な和解というのをどういうふうにまとめるのかというところで、今回の公正証書で作成するものとそう大きく変わらないんじゃないかなというところがありましたので、そこまでは当初は考えておりませんでしたけれども、当初はお互い争いがないと。町としてはこれだけの損害がありますと、相手方はこれに間違いありませんかということで、相手方もその額で間違いないですと認めたということがありましたので、争わないというところがありましたので、今回公正証書に

よる和解ということで判断をしたところであります。

○今井力夫町長

非常に職員による公金詐取というのは町民にとっても大変ショックなことだったと思います。また、知名町の名誉にも大きな傷をつけたものであるということは、深く、町を預かる者としては認識をしております。

この公正証書によります和解案というものを考えたときに、我々も専門家の弁護士の皆さんと十分検討会を行い、また、議員の皆様におかれましても皆さんの要望に合わせて弁護士の皆さんとの質問というものもしていただきました。

そういう中で、今回の和解の内容につきましては、この最初の案を出すときに先方から出された金額に対しては町としてはのめない部分がありましたので、それで増額ということで、今回３万円ということで初回に皆さんにご提案をさせていただきましたのが１点です。

それからもう一つ、明らかに犯罪を犯した、そのことに対しましては本人に深く反省の念を持っていただかなければいけないし、ただ、我々は犯罪者に対してその更生をする機会というのを与えていくというのは非常に大事なことではないかなと。いわゆる世の中で今よく言われているのが、再犯防止というのをどのような形でやっていくのかと。これで多額の請求を町からしたとして、明らかに本人の生活がままならない、成り立たないときには、判決で出された金額を本人が納めることができずに滞ってしまうこともあります。そのような危惧をされる面もありますので、本人が誠意を持って今後償っていけるような、本人の生活もしっかりと維持できるように、今後再犯をすることがないように、そのような気持ちを彼に醸成させていくことによって、再犯防止という非常に今、世の中でいかに再犯を防いでいくかというのは大きな課題、話題にもなっております。

そういう意味から、私といたしましては、本人の弁済能力に応じた処置を取ることによって今回の詐取を行った職員が立ち直るきっかけもまた併せてつくっていきたい。それと同時に、今回、公正証書を作成することによって、それに係る費用というのを非常に低く抑えることができます。これを裁判に持っていったときにはかなりの裁判費用というのがかかります。これによって町に与える損害というのもかなり大きなものがあるのではないかなと考えております。

今後、本人が収入減が非常に増えてきたときに、またそのときには改めて本人と弁護士を通じて支払い能力に応じた支払額というのを設定していくことによって、町に対する損害を幾分かでも抑えていくことができるのではないかなと、こういう２点、私どもとしては考えております。

少しでも早く町に与えた損害というのを回収しながら、そしてもう一つ、本人の立ち直りというのを我々は早期に持っていくことは、ある意味では犯罪者の再犯防止という意味では非常に大きな価値があるのではないかなと考えております。

以上です。

○長山美香議員

裁判費用を抑えたいという主張は一見すると財政再建のように聞こえますが、それは、事件を招いた行政責任と公金の厳格な管理という大原則を棚に上げた身勝手な論理ではないでしょうか。

そもそもこの事件は、町の管理体制の不備や加害者の背信行為によって引き起こされたものです。その事後処理費用を惜しんで司法の判断を避けるのは本末転倒に思います。

また、刑事裁判では罪の重さを、そして民事のほうでは詐取したお金の大きさをやっぱりきちんと理解してもらうというか、法の判断を受けてその罪の重さを認識し、それがあってからこそ私は更生が始まると思います。

以上です。

○外山利章議長

ほかに。

○今井力夫町長

本人が罪の意識をどう捉えているのかというあたり、これにつきましては民事に対しても、今後、その後刑事裁判というのが待っております。刑事訴訟によって本人には今回の事案の大きさというのをしっかりと受け止めてもらう。我々もそこについては非常に厳しく対応してまいりたいなと考えておりますので、本人の罪に関しての認識の甘さというのが生じないように、しっかりとこういうことを行ったときに刑事裁判上こういうふうな重い刑が科されるんだということをしっかりとある意味本人に理解させるとともに、関係者の皆様にも、議員が今ご指摘されましたけれども、監査の甘さということにつきましては我々も返す言葉はございません。

ただ、１回起こってしまったこのような事案に対しまして、町を預かる者としては、その後の対応といたしまして、点検、検査がしやすくなるように電子決済方式等を用いてこのような事案が発生しないような対応策というのをその後取ってきております。

町といたしましては、当然本人には罪の大きさというのをしっかりと認識させる、その意味では刑事裁判でしっかりとそのあたりは追及してまいりたいと考えております。

以上です。

○外山利章議長

続けます。

総括的質疑はほかにございませんか。

○福川勝久議員

今、この本人はどこで療養しながら働いているのか、場所までは言わなくていいんですけれども、教えられないと思うんで、実際に今の現状はどういう状態なのか、知っている範囲でいいので教えてください。

○外山利章議長

しばらく休憩します。

休　憩　午後　１時３２分

―――――――――――――――――――

再　開　午後　１時３３分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。プライバシーに係ることに関しては慎重に答弁をお願いします。

○西　富士雄総務課長補佐

具体的には申し上げられませんけれども、あるその職員が管理されているような管理下の中で、所得とかそういったのを全部把握を受けている中で、先方の弁護士さんもどういった状況にいるかというのは把握をされた上で生活しているということでございます。

○福川勝久議員

そういった何か施設みたいなところがあるということでよろしいんですか。

実際に弁護士さんが把握はされていると思うんですけれども、何かちょっと分かりづらいというか。療養しながら仕事をして収入が幾らかある、だからそういう住まいとかは自分でまた個別で借りて家賃を納めて生活しているのか、そういった施設があって、寮が完備されていて、そこで生活しながら仕事をしているのかとか、そういう施設というのがあるのか、自分で住まいを借りてそこに通って働いているのか、その辺です。

○西　富士雄総務課長補佐

非常に表現が難しくて、どこまでお答えしていいか分からないんですけれども、先ほど言ったとおり、ある一定の管理の下で生活を送っております。その中で、関連するところで働いて一定の収入を得てというところで生活をしているということ

であります。

○福川勝久議員

じゃ、本人がもししっかりと、健常者じゃないけれども働けるようになって、もうそれ以外の場所で働いていいよということになればまた違うところでも仕事ができるようになるということと、あと、そうなった場合、ずっとそういった管理はされた状態なのか。

○西　富士雄総務課長補佐

いずれはそういった自立したところに向かっていくんだろうと思いますけれども、現在はそういった管理下に置かれたところで生活をしていると。その中でどれぐらいの収入があってというところについては、先方の弁護士を通じてこちらの弁護士のほうがそういった資料を受けて、私どももそういった内容を把握しております。

○外山利章議長

ほかに総括的質疑、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

損害賠償債務弁済契約（案）、１ページ。

２ページ。

３ページ。

４ページ。

５ページ。

○長山美香議員

すみません、４ページです。

５条の「乙の収入が増加したと判断される場合には、双方協議の上」とあります。この判断は誰がどう判断するのか。島外のため実情を知るのは難しいと思いますが、この点についての説明と、また「双方協議の上」という「双方」というのは甲乙のみなのか、また弁護士がつくのか、そちらを教えてください。

○西　富士雄総務課長補佐

増額のできる確認に当たっては、定期的に先方から収入の状況が分かる書類を送ってくださいと。先日というか去年もお願いをしておりまして、本当にこの額しか支払えないのかというところまでも確認をしていると。

これについては、定期的に収入が確認できる書類を下さいと。その中で増額ができるというところについては、こちらも収入状況を見て、それで増額できるんじゃ

ありませんかというところはお互いの弁護士を通じて、直接先方とやり取りというのはもうこちらも代理人を立てているものですから、そこについてはお互い代理人同士でやり取りをしていただくと。

そこで増額が大丈夫だといった場合には、改めて公正証書を作り直すということが妥当だろうということは弁護士から話を受けております。

○長山美香議員

お互いの弁護士が今後も関わっていただけるという認識でよろしいですか。はい。

ただ、やはり町のほうではずっと担当する職員が出てくると思います。担当する職員の直接関わらない、お話をしたりとか関わることはないとしても、やはり心理的な負担はかなり大きなものになるのかなと思います。

以上です。

○外山利章議長

ほかに質疑ございませんか。

５ページ目、もしあるならば。

○長山美香議員

５ページ目です。

強制執行によって、公正証書による和解には強制執行があるから安心だというお話がありますが、月々３万円という完済までに果てしない年月を要する和解案では、万が一支払いが滞った場合、その都度少額の差押えを繰り返すのか。

○西　富士雄総務課長補佐

公正証書にも書いてございますが、損害賠償、一括で返さないといけないという条件が書かれておりまして、その条件に該当すると必ず１回で基本的に原則返しなさいということになります。

ただし、金額も金額ですので、その後もこちらとしても一括で返せないという状況が分かっていて、相手方もやっぱり返していきたいという気持ちがあれば、改めてまたお互い協議をして、分割して支払いを求めるということも可能であるというのは弁護士から受けております。

○長山美香議員

強制執行でやはり全額というのはかなり厳しい。結局は少額ずつの回収ということになっていくと思います。実際に始まってみなければどうなのか、順調にいけば何も手続することなくスムーズに進むんですけれども、一度止まればまた強制執行の手続を取ったり公正証書の作成であったり、かなり、先ほども総括でも質問しましたけれども、事務手続というのはかかってくるのではないかなと思います。

以上です。

○外山利章議長

質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これから討論を行います。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論ありでよろしいですか。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

○長山美香議員

議案第２２号、和解について、反対の立場から長山美香が討論をさせていただきます。

１２月定例会での否決を受け当局が再提案に至った経緯は理解しておりますが、町政の未来と町民の皆様に対する誠実さという観点からどうしても納得できない点があり、意見を述べさせていただきます。

理由１、町民への公約と現実の乖離。

まず、町がこれまで町民の皆様に示してきた姿勢についてです。

町は、公式ホームページや広報を通じて全額について損害賠償を求めるべく準備を進めると明記し、全額回収を目指す毅然とした姿勢を広く示してこられました。町民の皆様も、その言葉に町政の自浄作用を期待し、見守ってこられたはずです。

しかし、今回示された和解案は月々３万円という長期分割払いです。この条件では完済までに１００年余りという到底現実的とは言えない年月を要します。実質的に全額回収の可能性が極めて低いこの案件を認めることは、町が自ら掲げた全額回収という公約を事実上放棄することに等しいのではないでしょうか。

理由２、専門家による合意への見解。

前回、本案が専門家による四者合意を経た最善の策であるとのご意見もございました。実務的な合意点を探られた専門家の皆様の努力には敬意を表します。しかし、弁護士同士の合意はあくまで民事上の落としどころを探る手続です。議会の役割は、その手続を追認することではなく、その内容が町民の皆様の公平性に照らして本当に正しいと言えるのかを判断することにあります。加害者側も含めた合意が必ずしも町政にとって最善であるとは限りません。

理由３、不公平な条件と管理コストの懸念。

また、今回の案では利息を付さないとされています。町税を１日延滞しても利息が発生する一方で、公金を詐取した者に対して１００年間の無利子分割という極めて例外的な配慮をすることは、誠実な納税者に対して説明がつきません。

さらに、裁判費用を惜しんで和解を選ぶとの説明もございますが、今後１００年余りにわたり債権を管理し続ける職員の人件費を考えれば、結果として町民の負担はさらに膨らむことになります。

理由４、停滞の責任の所在。

当局からは、１２月に認めていれば今頃は回収が始まっていたというお話もございます。しかし、回収が滞っている最大の理由は、町民が納得できる筋の通った解決策を提示できないでいることにあります。単なる早さのために行政としてのけじめをおろそかにしてはなりません。早く終わらせることよりも正しく解決することこそが、傷ついた町政の信頼を回復させる唯一の道です。町が自ら示した全額回収という約束を果たすためにも、一度司法の場で厳格な判断を仰ぎ、全額に対する法的権利を確定させるべきです。

議員各位におかれましても、どうか町民お一人お一人の心情に寄り添ったご判断をいただけますよう申し上げ、私の反対討論を終わります。

○外山利章議長

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○川畑光男議員

議案第２２号、和解案について賛成討論。

本件は、町民の皆様に大きな不信と不安を与え、重大な事案であり、議会としても極めて厳しい判断が求められるという案件であります。そのことを踏まえた上で、本議案に賛成の位置から討論を行います。

本件は、町が行った被害に関わる損害賠償案件であり、今回議会に提案されているのは民事上の損害回復に関する和解案であります。一方で、事業案件については既に刑事告発が行われており、刑事責任については今後刑事裁判の場で判断されることとなります。したがって本議案は、刑事責任を問うものではなく、町が被った被害をどのように回復していくかという観点から判断すべき案件であると考えます。

今回の和解案では月々３万円という返済額が示されています。確かに金額としては決して大きなものではなく、回収には長い年月を要するのではないかという懸念があることも理解しております。この和解は、単なる任意の約束ではありません。公正証書による和解をすることで、支払いが滞った場合には裁判を行った場合と同様に強制執行の手続を取ることが可能となります。これは、裁判で判断を得た場合

と同等の法的効力を持つものであり、町として損害回復の実効性を担保する仕組みが整えられると言えます。

さらに、和解条件は相手方の収入状況などに応じて将来的に返済額を増額する可能性を明記されています。

また、相手方も本件の事実関係について争わず、町に対して返済の意思を示しています。この点も損害回復を進めていく上で重要な要素であると考えます。

加えて、本和解案の法律の専門家である弁護士が関与し、法的関与から検討された上で示されたものであります。議会として、その専門的見地からの判断は一定程度尊重すべきものと考えます。

裁判を行った場合でも必ずしも回収が実現するとは限らず、回収の見通しは必ずしも明確ではありません。弁護士費用などとしておよそ４００万円程度の費用になると見通しを示されています。そのような状況を踏まえたとき、回収の見通しが不確実な裁判に進むのか、少額であっても確実な回収を確保するのか、この点が本議案の判断の分かれ目であると考えています。

本議案は、公正証書による強制執行の担保を持ち、返済意思を確認された中で、町の損害回復を図ろうとする現実的な処置であります。議会は町民からの判断を委ねられた議決機関であります。町の損害はどのように回復していくかという現実的な責任を踏まえ、本議案に賛成するものであります。

以上で賛成討論を終わります。

○外山利章議長

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで討論を終わります。

これから議案第２２号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔「起立少数」〕

○外山利章議長

起立少数です。

したがって、議案第２２号、和解については否決されました。

△日程第１７　議案第２３号　知名町フローラルパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○外山利章議長

日程第１７、議案第２３号、知名町フローラルパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第２３号は、知名町フローラルパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

本案は、管理棟における会議室を廃止し、施設区分を実態に即したものへと再編するものであります。また、施設利用について社会情勢を鑑みた利用者負担の適正化を図るほか、条例内の所要の整理を行うものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

１ページ、第３条第６号から附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第２３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２３号、知名町フローラルパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第１８　議案第２４号　知名町国民宿舎の指定管理者の指定について

○外山利章議長

日程第１８、議案第２４号、知名町国民宿舎の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第２４号は、知名町国民宿舎の指定管理者の指定についての案件であります。

当該施設については、本年３月３１日で指定期間が終了することから、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第５条の規定に基づき設置した選定委員会において審査を行い、本年４月１日から令和１１年３月３１日まで、当該施設の指定管理者として引き続きおきえらぶフローラル株式会社を選定しました。

なお、今回の指定に際しましては、例年指定期間を５年としておりましたが、昨今の激しい社会情勢の変化へ柔軟に対応するため指定期間を３年としました。

つきましては、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条第１項の規定により、議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第２４号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号、知名町国民宿舎の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

△日程第１９　議案第２５号　知名町フローラル館の指定管理者の指定について

○外山利章議長

日程第１９、議案第２５号、知名町フローラル館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第２５号は、知名町フローラル館の指定管理者の指定についての案件であります。

当該施設については、本年３月３１日で指定期間が終了することから、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第５条の規定に基づき設置した選定委員会において審査を行い、本年４月１日から令和１１年３月３１日まで、当該施設の指定管理者として引き続きおきえらぶフローラル株式会社を選定いたしました。

なお、今回の指定に際しましては、例年指定期間を５年としておりましたが、昨今の激しい社会情勢の変化へ柔軟に対応するため指定期間を３年としました。

つきましては、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条第１項の規定により議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第２５号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号、知名町フローラル館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

△日程第２０　議案第２６号　知名町自然休養村管理センターの指定管理者の指定について

○外山利章議長

日程第２０、議案第２６号、知名町自然休養村管理センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第２６号は、知名町自然休養村管理センターの指定管理者の指定についての案件であります。

当該施設については、本年３月３１日で指定期間が終了することから、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第５条の規定に基づき設置した選定委員会において審査を行い、本年４月１日から令和１１年３月３１日まで、当該施設の指定管理者として引き続きおきえらぶフローラル株式会社を選定いたしました。

なお、今回の指定に際しましては、例年指定期間を５年としておりましたが、昨今の激しい社会情勢の変化へ柔軟に対応するため指定期間を３年としました。

つきましては、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条第１項の規定により議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第２６号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号、知名町自然休養村管理センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第２１　議案第２７号　知名町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

○外山利章議長

日程第２１、議案第２７号、知名町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第２７号は、知名町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

本案は、印鑑登録証明書の交付申請に際し、印鑑登録証が手元にない場合でも本人に限り個人番号カードを提示の上、同カードの暗証番号入力もしくはこれに代わる認証を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにするため、条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

１ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第２７号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号、知名町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第２２　議案第２８号　知名町債権管理条例の一部を改正する条例について

○外山利章議長

日程第２２、議案第２８号、知名町債権管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第２８号は、知名町債権管理条例の一部を改正する条例についての案件であります。

本案は、法令表記を整理するとともに債権放棄の要件を整理、明確化することで、滞納債権の不納欠損処理をより厳格かつ適正に行い、債権管理事務の適正化を図るため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

１ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第２８号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号、知名町債権管理条例の一部を改正する条例について

は、原案のとおり可決されました。

△日程第２３　議案第２９号　知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○外山利章議長

日程第２３、議案第２９号、知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第２９号は、知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての案件であります。

今回の改正は、本年４月１日に施行される子ども・子育て支援金制度の新設に伴い、国民健康保険税の賦課項目に子ども・子育て支援納付金課税額を新設するとともに、令和８年度税制改正の大綱に基づき、基礎課税額における課税限度額の引上げ及び低所得世帯に対する軽減措置のうち７割軽減と５割軽減の判定基準の改正を行うものであります。

また、昨今の医療費の動向並びに本町の国民健康保険の財政状況を踏まえ、所得割率、均等割額及び平等割額の各税率、税額について改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

１ページ。

２ページ。

３ページ。

４ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第２９号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号、知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第２４　議案第３０号　知名町介護保険条例の一部を改正する条例について

○外山利章議長

日程第２４、議案第３０号、知名町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第３０号は、知名町介護保険条例の一部を改正する条例についての案件であります。

現行条例における保険料の猶予及び減免規定は一定の要件に該当する場合に限られており、法改正などに応じた柔軟な対応が困難となっています。このため、町長が特に必要と認めた場合において保険料の猶予及び減免を行うことができる規定を追加することにより、緊急的な事案への対応を可能とし、介護保険制度の公平性及び安定的な運営を図ることを目的として、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

１ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第３０号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３０号、知名町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第２５　議案第３１号　沖永良部衛生管理組合規約の変更について

○外山利章議長

日程第２５、議案第３１号、沖永良部衛生管理組合規約の変更についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第３１号は、沖永良部衛生管理組合規約の変更についての案件であります。

今回の改正は、沖永良部衛生管理組合が共同処理する沖永良部と畜場が本年３月３１日で廃止することに伴い、同組合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第２８６条第１項及び第２９０条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○高風勝一郎議員

施設が廃止になりまして、あの施設の今後の活用と維持管理についてどのように進めていくのか、お伺いします。

○今井力夫町長

まず、廃止につきましては以前ご説明したとおりで、利用頭数が非常に少なくなってきたということと建物の老朽化ということがございましたので、今後新たに中の設備を入れ替えるとなるとかなりの高額になってくるということでございまして、建物自体も非常に古い、安全上の問題も出てきておりますので、今後は、これを廃止した後においては向こうの施設設備等を撤去していくという方向になっていくと思います。

じゃ、その後の跡地をどう活用するかということについてはまだ未定でございます。

以上です。

○高風勝一郎議員

後々撤去をされるということと、撤去した後、かなりの敷地面積が出ると思いますので、今後の活用も併せて期待をしております。

終わります。

○外山利章議長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

１ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第３１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号、沖永良部衛生管理組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第２６　議案第３２号　知名町えらぶ特産品加工場の設置及び管理に関する条例の制定について

○外山利章議長

日程第２６、議案第３２号、知名町えらぶ特産品加工場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第３２号は、知名町えらぶ特産品加工場の設置及び管理に関する条例の制定についての案件であります。

今回の制定は、シマ桑等の原料受入れ及び特産加工品の製造販売を行う拠点施設として知名町えらぶ特産品加工場を設置し、適正な管理運営を図るため、条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○西　文男議員

総括でお伺いをします。

加工場の適正かつ効率的な管理運営を図るため、管理責任者を置く。現在まで置いていなかったんでしょうか、お伺いします。

○岡越　豊農林課長

平成２４年度に国の事業を活用しまして当該の加工場は設置をされておりますが、これまで町のほうで町長の下に管理をしてまいりましたが、その設置を条例上行っていなかったので、今回条例として提出したところでございます。

○西　文男議員

条例上置いてなかったということで今回提案したということですね。はい。

責任者を置くということですが、これは責任者ということですが、役場職員という認識でよろしいでしょうか。

○岡越　豊農林課長

今現在は農林課が所管をしておりますので、役場として農林課が所管してございます。

○西　文男議員

民間移行等々の予算計上が以前からあるんですが、行財政改革の中の行政改革でどのような形で今進展が進んでいるか、お伺いします。

○岡越　豊農林課長

令和９年度からの民営化を目指しまして、今現在、国の事業等も活用してシマ桑の事業主体を民営化するという方向で進めておりまして、素地は整ってきているかなと思っているところでございます。

〔「最後、もう一回」と呼ぶ者あり〕

○岡越　豊農林課長

民営化に向けた状態は整ってきているかなというふうに判断をしております。

〔「予算の件はまた予算でします」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

１ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第３２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号、知名町えらぶ特産品加工場の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第２７　議案第３３号　工事請負変更契約の締結について（令和７年度　新住吉団地改修工事）

○外山利章議長

日程第２７、議案第３３号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第３３号は、令和７年度新住吉団地改修工事に係る工事請負変更契約の締結についての案件であります。

変更の概要としましては、打診調査の結果による当初設計数量から外壁改修工事の数量増加並びに屋外排水管及び屋外ガス管の配管ルートを現況に適合するよう変更したことに伴う機械設備工事数量の減少による変更となります。詳細につきましてはお手元の資料をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

１ページ、建設工事請負変更仮契約書。

２ページ、主な変更内容。

３ページ、平面図変更前。

４ページ、平面図変更後。

５ページ、外壁調査図、数量表、変更前。

６ページ、外壁調査図、数量表、変更後。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第３３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号、工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

△日程第２８　議案第３４号　知名町道路線の認定について

○外山利章議長

日程第２８、議案第３４号、知名町道路線の認定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第３４号は、新たな町道認定を行う案件であります。

今回の認定は、令和７年度実施の町道台帳整備事業の成果に伴い、沖州橋通線として認定するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する質疑を行います。

○高風勝一郎議員

今回、この道路はもともとあったものなのか、それとも基盤整備か何かの事業で新たに道ができていたものを道路線という認定になったのか、そのいきさつが分かりましたら説明を求めます。

○英　敬一建設課長

過去に基盤整備でできていた道路であります。

以上です。

○髙風勝一郎議員

分かりました。

これは町道として認定するということで理解してよろしいんでしょうか。

○英　敬一建設課長

この路線に、余多川に架かっている橋が１橋あります。その橋が耕地課サイドでも建設課サイドでも管理がされてなかった道路であります。耕地課サイドについてはあくまでも農村整備の事業で造ったものしか認定ができないということで、このままの状態ですと町の単独費で管理をしていかないといけないということになりますので、今回町道として認定をして、今後国庫補助を使って維持補修をしていくために今回町道認定したところでございます。

以上です。

○髙風勝一郎議員

理解をいたしました。

今後また沖洲橋の維持管理に努めていただきますよう要請します。

○外山利章議長

続けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

１ページ。

２ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第３４号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号、知名町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第２９　議案第３５号　知名町学校の在り方検討委員会設置条例の制定について

○外山利章議長

日程第２９、議案第３５号、知名町学校の在り方検討委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第３５号は、知名町学校の在り方検討委員会設置条例の制定についての案件であります。

本議案は、知名町立の小学校及び中学校の将来を展望した学校の在り方について幅広い見地から検討し、方向性を見いだすために設置する知名町学校の在り方検討委員会について、必要な事項を定めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

１ページ、第１条から第６条まで。

○髙風勝一郎議員

第３条の「検討委員会は２６人以内の委員をもって組織する。」の件ですが、知名町には知名町地域部活動推進協議会設置要綱というのがありまして、その設置要綱の第３条に、スポーツ、芸術文化等の活動に関してですけれども、「協議会は、教育長が委嘱した委員で組織する。」の中に７名委員がおりまして、沖永良部スポーツクラブＥＬＯＶＥ代表、町体育協会長、町文化協会長、各中学校長、各中学校部活動顧問、教育委員会の生涯学習課長、学校教育課長、７名の皆さんがおります。

今後、ただいまの１ページの第１条「幅広い見地から検討し、方向性を見いだすため」というところで、この第３条の委員の皆様の中に地域部活動推進協議会の皆様方が委員として入って……。まだ決まっていないの。入っていく方向なのかお伺いいたします。

○池沢由美子教育委員会事務局長

今回、在り方検討委員会の準備委員会のほうで検討しました委員につきましては、先ほど第３条にありますように学識経験者からその他教育委員会が適当と認める者というふうにございますが、その中に部活動に関連する委員の皆様方は特に今回入っておりません。

○高風勝一郎議員

スポーツ庁、文化庁から現在の部活動の改革及び地域クラブ活動の推進のガイドラインが出ております。令和５年度から７年度については改革の推進期間ということで推進をする３年間でしたが、令和８年度から改革実行期間というのが前期３年間、後期３年間スタートします。その６年の間でこの改革を進めなさいというのが国のスポーツ庁、文化庁の取組なんですが、今後、休日の取組とか平日の取組とか、併せてこの学校の在り方も含めての検討委員が検討する中身に大きく影響してくるんじゃないかなと思って質問をさせていただきましたが、いかがでしょうか。

○池沢由美子教育委員会事務局長

地域部活動の在り方につきましても、この学校の在り方において学校の統廃合等が検討される中で、必然的に今後どういうふうに部活動が運営されていくかというところも検討する項目の一つに上がってくるかと思います。

この委員の中にはいらっしゃいませんけれども、各学校単位であったり部活動単位であったりの話合いの内容につきましてはこの検討会の中にお伝えしながら、随時検討していくことになろうかと思います。

○高風勝一郎議員

今答弁をされた部分、部活動、学校のもちろん統廃合もですけれども、これから児童・生徒が減っていく中で、その在り方というのは学校の在り方検討委員会でも

大きな影響があると思いますので、委員の中に今のところは取り込む予定はないということでしたけれども、地域部活動推進協議会の皆さんの意見というのは後々大きなウエートを示すようなところが出ると思いますので、ぜひ今後、在り方検討委員会の委員の皆様の選定については配慮というか、今お話をしたそういう協議会の中の皆さんもどういうふうに取り組んでいくかというのも検討していただければと思います。

以上です。

○外山利章議長

続けます。

２ページ、第７条から附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第３５号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号、知名町学校の在り方検討委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△日程第３０　議案第３６号　工事請負契約の締結について（令和７年度　田皆小学校予防改修工事）

○外山利章議長

日程第３０、議案第３６号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第３６号は、令和７年度田皆小学校予防改修工事の工事請負契約の締結についての案件であります。

本契約に係る工事の概要としましては、鉄筋コンクリート造り２階建て校舎の予防改修工事で、外壁、屋根、サッシなどの改修を行います。詳細についてはお手元の資料をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

１ページ、建設工事請負仮契約書。

２ページ、教室棟１階平面図。

３ページ、教室棟２階平面図。

４ページ、教室棟屋根平面図。

５ページ、教室棟南・東立面図。

６ページ、教室棟北・西立面図。

７ページ、教室棟立面図・断面図。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第３６号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決

されました。

△日程第３１　議案第３７号　工事請負変更契約の締結について（令和７年度　あしびの郷空調機修繕工事）

○外山利章議長

日程第３１、議案第３７号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第３７号は、令和７年度あしびの郷空調機修繕工事の工事請負変更契約の締結についての案件であります。

本変更の概要といたしましては、既設配管の劣化や腐食による新設配管工事の追加変更となります。詳細につきましてはお手元の資料をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○外山利章議長

これから本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

１ページ、建設工事請負変更仮契約書。

２ページ、指示内訳。

３ページ、屋上機器配置・配管。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第３７号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号、工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第３２　議案第３８号　知名町過疎地域持続的発展計画の策定について

○外山利章議長

日程第３２、議案第３８号、知名町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第３８号は、知名町過疎地域持続的発展計画の策定についての案件であります。

本案は、現行計画が本年度末で満了することから令和８年度から１２年度までを計画期間とする新たな計画を策定するものであり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

１ページ、２ページ。

３ページ、４ページ。

５ページ、６ページ。

７ページ、８ページ。

９ページ、１０ページ。

１１ページ、１２ページ。

１３ページ、１４ページ。
１５ページ、１６ページ。
１７ページ、１８ページ。
１９ページ、２０ページ。
２１ページ、２２ページ。
２３ページ、２４ページ。
２５ページ、２６ページ。
２７ページ、２８ページ。
２９ページ、３０ページ。
３１ページ、３２ページ。
３３ページ、３４ページ。

○高風勝一郎議員

３４ページ、大きな９番の教育の振興の（１）現況と問題点のイの（イ）の図書館、「建築後３５年が経過し」云々とありまして、「また、照明設備については生産が終了する蛍光灯及び水銀灯がいまだ使用されているため、ＬＥＤ化を行う必要がある」というのと、すみません、次の３５ページの（２）のその対策として、イの（イ）図書館、「老朽箇所の改修等を計画的に行うとともに、設備の更新等においてはランニングコストを抑制するため、省エネ設備の導入を図る」。現時点での図書館のＬＥＤ化に向けての取組等がありましたらお答えください。

○上原美穂香教育委員会事務局参事

図書館における省エネ対策といたしましては、現時点で実際取り組んでいることはございませんが、来年度、その次の年度にＬＥＤの改修工事を予定しているため、来年度についてはＬＥＤ化に伴う工事の設計委託を検討しておりまして、将来的にＬＥＤを導入する計画を立てているところです。

〔「来年度というのは８年度のことですか」と呼ぶ者あり〕

○上原美穂香教育委員会事務局参事

設計委託に関しては来年度です。８年度です。実際の工事については、予算のこともありますけれども、もしその予算が確保できる状況でしたら令和９年度から工事を実施したいと計画しているところです。

○高風勝一郎議員

ぜひ、図書館も大分老朽化して、今お話があった蛍光灯の取替えをしていかなきゃいけないということでお話を聞きましたので、８年度の計画、９年度以降早めの取替えができますよう要望して終わります。

○外山利章議長

３５ページ。

○長山美香議員

３４ページのウの義務教育、ＡＬＴの件です。

町独自の施策で財政負担となっているということなんですが、こちら、隣町等も独自なんでしょうか。知名町独自ですね。

○池沢由美子教育委員会事務局長

ＡＬＴの配置につきましては各町それぞれ独自の取組でありまして、本町は本町での委託、和泊町は和泊町のほうでの採用ということになっております。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

続けます。

３５ページ、３６ページ。

３７ページ、３８ページ。

３９ページ、４０ページ。

４１ページ、４２ページ。

○髙風勝一郎議員

４２ページ、真ん中の（２）その対策、アの公共施設等のマネジメントの３行目、「商店街と連続した位置に存在する旧役場庁舎は、解体後、官民連携事業による複合施設の整備を検討する。官民連携による施設整備により町の負担を抑えつつ、町民をはじめ、観光客、移住希望者などを取り込んだ商店街エリアの再活性化を図る」。一応官民連携の事業内容等は発表されておりますが、旧役場庁舎の解体の見通し、それからここに書いてあります再活性化に向けての取組等々も中身がお話しできましたらお願いいたします。

○今井力夫町長

旧庁舎は、令和８年度までは水道設備があの中にありまして、それを活用しておりますので、令和８年度内において向こうの解体ということはできないという状況にあります。

官民連携というふうにうたってありますけれども、公的資金のみでやっていくのか、それとも、ある意味では公的なもので設置して、その中に民間の事業所に入居してもらうことによって家賃をもらうというような、そういうふうな官民の連携というのもあります。

逆にまた建設自体を官民両方で折半してやっていくといういろいろなやり方があ

りますけれども、いずれにしても相手方がありますので、今後、相手方との話合いの中でどっちの方策で進められるかというのを検討していかなきゃいけないかなと思っておりますので、令和８年度までは今のままに置いておいて、令和８年度後半ぐらいにはそういう話合いをしていかなきゃいけない。

ただし、その規模等につきましては、未来に大きな負担を背負わすわけにはいきませんので、そういうあたりも考慮しながら、商店街の活性化にも寄与できるような、そういうふうな複合施設的なものを考えていかなきゃいけないのではないかなと思っておりますので、施政方針の中でもお話をしましたけれども、町民の意見を十分に取り入れたものをここでやっていかなきゃいけないのではないかなと思っておりますので、町民会議の中からも複合施設的なものを造ってほしいと、造るべきじゃないかというような意見も出ておりますので、そういう意見も参考にしながら、今後十分検討しながら方向性は探っていきたいと思っております。

○高風勝一郎議員

８年度まではあの水道の設備があるということで理解をしております。

９年度以降ですけれども、この知名町の過疎地域持続的発展計画、８年度から１２年度までの計画でございますけれども、先ほど町長がおっしゃった官民連携も含めて商店街の再活性化、待ち望んでおる方々が多々というかたくさんいらっしゃいますので、ぜひ早めの実現に向けて取り組んでいただければと思います。

終わります。

○外山利章議長

続けます。

４３ページ、４４ページ。

４５ページ、４６ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第３８号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号、知名町過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり可決されました。

△日程第３３　「予算審査特別委員会」付託

○外山利章議長

日程第３３、議案第３９号、令和８年度知名町一般会計当初予算から議案第４６号、令和８年度知名町下水道事業会計当初予算までの８件は、一括して議題とします。

ただいま一括議題となっています議案第３９号から議案第４６号までの８件の議案は、後ほど設置予定の予算審査特別委員会に付託したいと思いますので、会議規則第３９条第２項の規定により、町長の提案理由の説明は省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号から議案第４６号までの８件の議案は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

△日程第３４　予算審査特別委員会の設置

○外山利章議長

日程第３４、特別委員会の設置についてお諮りします。

先ほど一括提案されました議案第３９号から議案第４６号までの８件の議案は、議長を除く１１名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号から議案第４６号までの８件の議案は、予算審査特別委員会に一括して付託することに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。お疲れさまでした。

散　会　午後　３時０６分

令和８年　第１回知名町議会定例会

第　４　日

令和８年３月９日

令和８年第１回知名町議会定例会議事日程

令和８年３月９日（月曜日）午前10時57分開議

１．議事日程（第４号）

○開議の宣告

○日程第１　予算審査特別委員会付託事件の報告について（令和８年度各会計当初予算（議案第３９号～議案第４６号））

○日程第２　同意第１号　知名町副町長の選任に付き同意を求めることについて

○日程第３　同意第２号　知名町監査委員の選任に付き同意を求めることについて

○日程第４　同意第３号　知名町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて

○日程第５　発議第１号　議員派遣の件について

○日程第６　決定第１号　知名町人権擁護委員の推薦に付き意見を求めることについて

○日程第７　決定第２号　知名町人権擁護委員の推薦に付き意見を求めることについて

○日程第８　決定第３号　閉会中の継続調査の件について

○日程第９　決定第４号　閉会中の継続調査の件について

○閉会の宣告

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員（11名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
１番	田尻　博樹　議員	２番	長山　美香　議員
３番	原﨑　幸雄　議員	５番	西　吉信　議員
６番	髙風　勝一郎　議員	７番	福川　勝久　議員
９番	根釜　昭一郎　議員	１０番	西　文男　議員
１１番	福井　源乃介　議員	１２番	川畑　光男　議員
１３番	外山　利章　議員		

１．欠席議員（１名）

８番　窪田　仁　議員

１．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

藤田　孝一	議会事務局長	元榮　聡子	議会事務局主事

１．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

氏名	職名	氏名	職名
今井　力夫	町長	田中　幸太郎	教育長
成美　保昭	総務課長	西　富士雄	総務課長補佐
永野　道也	企画振興課長	岡越　豊	農林課長
田邊　栄	農業委員会事務局長	英　敬一	建設課長
下田　浩治	耕地課長	中山　昌昭	会計管理者 兼会計課長
井上　修吉	税務課長	元栄　吉治	町民課長
中村　里佐子	保健福祉課長	根元　幸治	保健福祉課参事
久永　裕一	上下水道課長	原田　孝二	子育て支援課長
池沢　由美子	教育委員会事務局長	上原　美穂香	教育委員会 事務局参事
東　里樹	学校給食 センター所長	小倉　孝予	保健福祉課課長補佐
園田　裕次	教育委員会主事		

△開　会　午前１０時５７分

○外山利章議長

これから本日の会議を開きます。

△日程第１　予算審査特別委員会付託事件の報告について（令和８年度各会計当初予算（議案第３９号～議案第４６号））

○外山利章議長

日程第１、予算審査特別委員会付託事件の報告の件を議題とします。

本定例会において付託しました予算審査特別委員会から審査報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。

○福川勝久議員

委員会審査報告書。

本委員会は、令和８年第１回知名町議会定例会において付託された下記事件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記

１、委員会名称、予算審査特別委員会。

２、設置年月日、令和８年３月５日。

３、審査期間、令和８年３月６日から３月９日、４日間。

４、付託事件、議案第３９号、令和８年度知名町一般会計当初予算。

議案第４０号、令和８年度知名町国民健康保険特別会計当初予算。

議案第４１号、令和８年度知名町介護保険特別会計当初予算。

議案第４２号、令和８年度知名町後期高齢者医療特別会計当初予算。

議案第４３号、令和８年度知名町奨学資金特別会計当初予算。

議案第４４号、令和８年度知名町土地改良事業換地清算特別会計当初予算。

議案第４５号、令和８年度知名町水道事業会計当初予算。

議案第４６号、令和８年度知名町下水道事業会計当初予算。

５、審査結果、付託事件全てを原案のとおり可決すべきものと決定する。

以上です。

○外山利章議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

議案第３９号、令和８年度知名町一般会計当初予算についてから議案第４６号、令和８年度知名町下水道事業会計当初予算についてまでの８件は、一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、８件とも原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔「起立多数」〕

○外山利章議長

起立多数と認めます。

したがって、議案第３９号、令和８年度知名町一般会計当初予算についてから議案第４６号、令和８年度知名町下水道事業会計当初予算についてまでの８件は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第２　同意第１号　知名町副町長の選任に付き同意を求めることについて

○外山利章議長

日程第２、同意第１号、知名町副町長の選任に付き同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○今井力夫町長

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました同意第１号は、知名町副町長の選任に付き同意を求めることについての案件でございます。

副町長に元栄吉治氏を選任したいので、地方自治法第１６２条の規定により議会

の同意を求めるものでございます。

なお、元栄吉治氏の経歴等につきましては、お手元の資料をご参照ください。

よろしくご審議の上、同意くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わり、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから同意第１号、知名町副町長の選任に付き同意を求める件を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○外山利章議長

ただいまの出席議員数は１０人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項によって、立会人に田尻博樹議員及び長山美香議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○外山利章議長

念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異状はございませんか。

〔投票箱点検〕

○外山利章議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号１番の議員から順番に投票願います。

〔投　　票〕

○外山利章議長

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

田尻博樹議員及び長山美香議員、開票の立会いをお願いします。

〔開　　票〕

○外山利章議長

投票の結果を報告します。

投票総数１０票、有効投票１０票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成１０票、反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第１号、知名町副町長の選任に付き同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

△日程第３　同意第２号　知名町監査委員の選任に付き同意を求めることについて

○外山利章議長

日程第３、同意第２号、知名町監査委員の選任に付き同意を求める件についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました同意第２号は、知名町監査委員の選任に付き同意を求めことについての案件であります。

本案は、安田末広氏が本年３月３１日付で辞職することに伴い、監査委員に村山

裕一郎氏を選任したいので、地方自治法第１９６条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、村山氏に関する経歴等につきましては、お手元の資料をご覧ください。

よろしくご審議の上、同意くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから同意第２号、知名町監査委員の選任に付き同意を求める件を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は１０人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人に原﨑幸雄議員及び西　吉信議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○外山利章議長

念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異状はございませんか。

〔投票箱点検〕

○外山利章議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号１番の議員から順番に投票願います。

〔投　　票〕

○外山利章議長

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

原﨑幸雄議員及び西　吉信議員、開票の立会いをお願いします。

〔開　　票〕

○外山利章議長

投票の結果を報告します。

投票総数１０票、有効投票１０票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成１０票、反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第２号、知名町監査委員の選任に付き同意を求めることについては、同意することに決定しました。

△日程第４　同意第３号　知名町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて

○外山利章議長

日程第４、同意第３号、知名町教育委員会委員の任命に付き同意を求める件を議題とします。

本件については、西　文男議員は地方自治法第１１７条の規定に該当し、除籍されますので、退場を求めます。

〔１０番　西　文男議員　退席〕

○外山利章議長

提出者の説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました同意第３号は、知名町教育委員会委員の任命に付

き同意を求めるものであります。

本案は、西　盛治氏が本年３月３１日で任期満了になることに伴い、教育委員に同氏を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項に規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、西　盛治氏の経歴等につきましては、お手元の資料をご参考にしてください。

よろしくご審議の上、同意くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わり、これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから同意第３号、知名町教育委員会委員の任命に付き同意を求める件を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は９名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人に髙風勝一郎議員及び福川勝久議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○外山利章議長

念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異状ございませんか。

〔投票箱点検〕

○外山利章議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号１番の議員から順番に投票願います。

〔投　　票〕

○外山利章議長

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

髙風勝一郎議員及び福川勝久議員、開票の立会いをお願いします。

〔開　　票〕

○外山利章議長

投票の結果を報告します。

投票総数９票、有効投票９票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成８票、反対１票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第３号、知名町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについては、同意することに決しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖・１０番　西　文男議員　着席〕

△日程第５　発議第１号　議員派遣の件について

○外山利章議長

日程第５、発議第１号、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第１２９条第１項の規定によって、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、発議第１号、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することに決定しました。

△日程第６　決定第１号　知名町人権擁護委員の推薦に付き意見を求めることについて

○外山利章議長

日程第６、決定第１号、知名町人権擁護委員の推薦に付き意見を求める件を議題とします。

お諮りします。

知名町人権擁護委員の推薦に付き意見を求められていますが、別紙のとおり、榮照和氏を推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、知名町人権擁護委員として榮　照和氏の推薦は適任と認めることに決定しました。

△日程第７　決定第２号　知名町人権擁護委員の推薦に付き意見を求めることについて

○外山利章議長

日程第７、決定第２号、知名町人権擁護委員の推薦に付き意見を求める件を議題とします。

審議に入る前に、長山美香議員の退席をお願いします。

〔２番　長山美香議員　退席〕

○外山利章議長

お諮りします。

知名町人権擁護委員の推薦に付き意見を求められていますが、別紙のとおり、長

山美香氏を推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、知名町人権擁護委員として長山美香氏の推薦は適任と認めることに決定しました。

〔２番　長山美香議員　着席〕

△日程第８　決定第３号　閉会中の継続調査の件について

○外山利章議長

日程第８、決定第３号、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、目下委員会において調査の件について、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付してあります申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第９　決定第４号　閉会中の継続調査の件について

○外山利章議長

日程第９、決定第４号、閉会中の継続調査の件を議題とします。

ゼロカーボンアイランドおきのえらぶ事業調査特別委員会委員長から、目下委員会において調査中の件について、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付のゼロカーボンアイランドおきのえらぶ事業調査特別委員会に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

ゼロカーボンアイランドおきのえらぶ事業調査特別委員会委員長から申出のとお

り、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休　憩　午前１１時３３分

―――――――――――――――――――

再　開　午前１１時５０分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和８年第１回知名町議会定例会を閉会します。

ご起立ください。

お疲れさまでした。

閉　会　午前１１時５１分

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

知名町議会議長　　外山　　利章

知名町議会議員　　原﨑　　幸雄

知名町議会議員　　西　　吉信